

令和6年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月  
兵庫医科大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	12
基準 3. 教育課程	45
基準 4. 教員・職員	64
基準 5. 経営・管理と財務	72
基準 6. 内部質保証	81
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	86
基準 A. 現場で活躍できる医療人の育成をめざした新たな教育施策	86
V. 特記事項	89
VI. 法令等の遵守状況一覧	90
VII. エビデンス集一覧	103
エビデンス集（データ編）一覧	103
エビデンス集（資料編）一覧	103

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・基本理念

昭和 47（1972）年、森村茂樹先生によって創設されて以来、建学の精神である「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」を、医療者養成の使命として掲げてきた。特に筆頭に謳っている「社会の福祉への奉仕」に重きを置き、人間への深い愛情と科学的な観察・理解力を持って社会への福祉に奉仕できる医療者を育成している。本学は令和 4（2022）年に多くの方々のお力添えのもと創立 50 周年を迎え、その創立 50 周年の節目に兵庫医科大学は兵庫医療大学と統合した。これにより、医学部、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部の 4 学部、西宮・神戸・篠山・梅田の 4 キャンパスが連携する新しい兵庫医科大学が誕生し、建学の精神を根幹とした「EMPOWER THE PEOPLE ～心に響く医を、私たちがいるかぎり～」をスローガンに掲げ、創設者の理念を現代に受け継いでいる。

### 2. 使命・目的

本学は、学生、受験生、患者さんそして地域の方々にとって、より魅力的な大学になることを目指している。病気やケガを治すだけでなく、人々に勇気と希望を与え、生きるパワーを湧き出させる、心に響く医療を目標に掲げている。

高い理想とアカデミズムの堅持・発展は最も重要であり、本学は、知の拠点として、教育・研究・診療においてオリジナリティを重視しつつ、建学の精神に基づく未来の医療を担う自律的なプロフェッショナルを養成することが本学の使命であり目的である。

この目的については学則及び大学院学則に明記している。

#### 兵庫医科大学学則

第 1 条 本学は、建学の精神に則り、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学、薬学並びに保健医療福祉分野の教育及び研究を行い、優れた医療人及び教育・研究者を育成し、もって人類の福祉に貢献し、医療の発展に寄与することを目的とする。

#### 兵庫医科大学大学院学則

第 2 条 本学大学院は、建学の精神にもとづき、医学・医療の諸理論とその応用について学修・研鑽し、崇高な人間愛を有し、創造性豊かな自立した医学研究者、並びに高度な専門知識・技術を有する医療人を育成する。そのために必要な高度の研究実践能力とその基盤となる豊かな学識を培い、さらに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の発展に寄与する。

### 3. 個性・特色

#### ①多職種連携教育

本学では、医学部、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部の 4 学部に加え、兵庫医科大学病院、兵庫医科大学ささやま医療センター、兵庫医科大学ささやま老人保健施設、兵庫医科大学梅田健康医学クリニックが一体となり、医系総合大学としてボーダレスな教

育を展開している。こうした環境のもと、臨床教育統括センターを設置し、医学・医療を包括的に捉え、次世代医療に求められるチーム医療を支える医療人の育成支援を行っている。

各学部において、第1学年次生に附属病院を活用した「早期臨床体験実習」を実施している。入学後間もない段階から医療現場を肌で感じることで、学生たちは実体験を通して、大学での学びが将来の仕事につながることを知り、また、臨床に携わる医師や薬剤師などが講義や実習を指導するため、実践的な教育を実現している。さらに、神戸キャンパスで、全学部の第1年次生全員が、健康や生命倫理など共通の話題について考え、学ぶ機会を設けている。低学年から他学部の学生と共に学ぶことにより、多職種連携教育への下地作りとなっている。

また、医学部の第3学年次生と、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部の第4学年次生で行う「チーム医療（論）演習」では、チーム医療を駆使して患者さんの問題を解決する能力を身につけることを目的として実施している。6～7名の学部混成グループに分かれ、専門職としての役割やコミュニケーションの重要性を理解し、多職種連携についての意識を高めている。令和3（2021）年度より、公認心理師をめざす関西学院大学 文学部 総合心理科学科の学生も加わるなど、より多角的に学ぶことができる充実した演習となっている。その他、医師や他の医療専門職者たちによる模擬カンファレンスが行われるなど、医療現場を意識したまさに「多職種連携（IPW）」の集大成となる教育を展開している。

## ②充実した進路選択支援

就職においては、キャリア支援の窓口となるキャリアデザインセンターを設置し、就職に関する情報の提供や各種の申請、個別指導・相談の窓口といった業務、各種のイベント等を通じて、学生のキャリア形成支援・就職支援を実施している。また、兵庫医科大学病院の強い就職パイプにより、医療職者をめざす人に最適な環境を整えている。

医学部においては、インターンシップとして「選択型臨床実習」、「自由選択実習」を実施している。「選択型臨床実習」では、学生の実習先を、地域医療・総合診療を学修する病院とベッド数の多い専門診療を学修する病院と必ず両方で実習することとしている。「自由選択実習」では、学生が自ら考えて、海外研修、臨床実習（学内外）、研究実習（学内外）、ボランティア等から実習先を選択でき、個人のニーズに合わせた様々なケースの進路選択が可能となっている。進路相談については学修支援・進路指導としての窓口である医学教育センターが支援している。また、未来の医学を支える優秀な研究医を養成するため、研究医コースを設け、進路までの様々な手厚いサポートを行っている。

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部においては、兵庫県・大阪府の約130の医療機関が加入する「学校法人 兵庫医科大学 連携病院の会」の会員病院が参加し、合同病院説明会を開催するなど、スケールメリットを生かしたキャリアサポートを実施している。

さらに、令和4（2022）年度より、進路支援の内容を充実させるために、(a) 公務員受験コース、(b) フィジカルアセスメント達人コース、(c) 解剖生理・病態生理学修コースの3コースを設定した。薬学部、看護学部、リハビリテーション学部を対象とした公務員受験コースにおいては、これまでの蓄積したノウハウから、例年一定数の公務員試験合格者を輩出している。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

昭和 45 (1970) 年 9 月	学校法人兵庫医科大学寄附行為認可及び兵庫医科大学設置認可を申請
昭和 46 (1971) 年 4 月	第 1 校舎及び階段教室完成
昭和 46 (1971) 年 11 月	学校法人兵庫医科大学寄附行為認可及び兵庫医科大学設置認可
昭和 47 (1972) 年 4 月	兵庫医科大学開学、兵庫医科大学病院開設
昭和 48 (1973) 年 8 月	病院棟 (現 1 号館) 完成
昭和 49 (1974) 年 4 月	中央動物実験棟完成
昭和 49 (1974) 年 8 月	校舎、講堂完成
昭和 49 (1974) 年 12 月	診療研究棟 (現 2 号館) 改装完成
昭和 53 (1978) 年 3 月	兵庫医科大学大学院医学研究科設置認可
昭和 55 (1980) 年 2 月	病院・研究棟 (現 8 号館) 完成
昭和 55 (1980) 年 8 月	兵庫医科大学とドイツ連邦共和国ザールランド大学との学術交流に関する協定書を締結
昭和 56 (1981) 年 11 月	鳴尾浜総合グラウンド (クラブハウスを含む) 完成
昭和 59 (1984) 年 4 月	研究棟完成
平成 7 (1995) 年 1 月	阪神・淡路大震災により被災
平成 9 (1997) 年 4 月	兵庫医科大学先端医学研究所設置
平成 9 (1997) 年 10 月	兵庫医科大学篠山病院開設
平成 11 (1999) 年 6 月	兵庫医科大学リハビリテーションセンター開設
平成 11 (1999) 年 9 月	兵庫医科大学ささやま老人保健施設開設
平成 11 (1999) 年 11 月	兵庫医科大学と中華人民共和国汕頭大学医学院の学術交流に関する協定書を締結
平成 12 (2000) 年 3 月	病院棟 (10 号館) 完成 (開学 25 周年記念、震災復興・施設拡充近代化事業)
平成 13 (2001) 年 4 月	附属看護専門学校開校
平成 13 (2001) 年 9 月	病院棟 1 号館・2 号館・8 号館改修完成 (開学 25 周年記念、震災復興・施設拡充近代化事業)
平成 16 (2004) 年 3 月	大学基準協会の相互評価により、大学基準適合の認定
平成 17 (2005) 年 3 月	平成記念会館完成 (開学 30 周年記念事業)
平成 18 (2006) 年 3 月	兵庫医科大学と中華人民共和国天津医科大学との学術交流に関する協定書を締結
平成 18 (2006) 年 11 月	兵庫医科大学病院 PET センター開設
平成 18 (2006) 年 11 月	学校法人兵庫医科大学寄附行為変更認可及び兵庫医療大学設置認可
平成 19 (2007) 年 4 月	兵庫医療大学開学 (神戸市ポートアイランド内)
平成 19 (2007) 年 7 月	兵庫医科大学と関西学院大学との学術交流に関する包括協定締結
平成 19 (2007) 年 10 月	兵庫医科大学とクロアチア共和国 リエカ 大学医学部との学術交流に関する協定書を締結

## 兵庫医科大学

平成 21 (2009) 年 3 月	兵庫医科大学附属看護専門学校閉校 兵庫医療大学体育館完成
平成 22 (2010) 年 6 月	兵庫医科大学ささやま医療センター（旧篠山病院から改称）移転 開院
平成 22 (2010) 年 12 月	兵庫医療大学大学院看護学研究科及び医療科学研究科設置認可
平成 23 (2011) 年 2 月	兵庫医科大学ささやま居宅介護支援事業所開設
平成 23 (2011) 年 3 月	兵庫医科大学大学基準協会の認証評価により、大学基準適合の認定
平成 23 (2011) 年 4 月	兵庫医療大学大学院（看護学研究科、医療科学研究科）開設
平成 24 (2012) 年 11 月	学校法人兵庫医科大学中医薬孔子学院設立
平成 24 (2012) 年 11 月	兵庫医療大学大学院薬学研究科設置認可
平成 24 (2012) 年 11 月	兵庫医科大学とアメリカ合衆国カリフォルニア大学サンディエゴ校医学部との学術協力に関する基本合意書を締結
平成 24 (2012) 年 12 月	兵庫医科大学病院急性医療総合センター完成（開学 40 周年記念事業）
平成 25 (2013) 年 3 月	兵庫医療大学大学基準協会の認証評価により、大学基準適合の認定
平成 25 (2013) 年 4 月	兵庫医療大学大学院（薬学研究科）開設
平成 25 (2013) 年 5 月	兵庫医科大学とブルガリア共和国ソフィア医科大学との学術交流に関する協定書を締結
平成 26 (2014) 年 3 月	兵庫医療大学オーストラリア連邦アデレード大学と学術交流に関する基本合意書を締結
平成 26 (2014) 年 4 月	兵庫医科大学研究医養成枠として 2 名増員し、医学部入学定員は 112 名となる
平成 27 (2015) 年 4 月	兵庫医科大学健康医学クリニック開設
平成 28 (2016) 年 1 月	兵庫医科大学ささやま居宅サービスセンター開設
平成 28 (2016) 年 12 月	兵庫医科大学ドイツ連邦共和国ビュルツブルグ大学医学部と学術交流協定を締結
平成 29 (2017) 年 4 月	兵庫医療大学開学 10 周年
平成 29 (2017) 年 10 月	兵庫医科大学ささやま医療センター開院 20 周年
平成 29 (2017) 年 11 月	兵庫医科大学教育研究棟竣工
平成 30 (2018) 年 3 月	兵庫医科大学大学基準協会の認証評価により、大学基準適合の認定
平成 30 (2018) 年 6 月	学校法人兵庫医科大学篠山市との病院運営継続の基本協定（～2025 年）を締結
令和 2 (2020) 年 3 月	兵庫医療大学大学基準協会の認証評価により、大学基準適合の認定
令和 2 (2020) 年 12 月	西宮キャンパスに「立体駐車場」「デッキ棟」が完成
令和 3 (2021) 年 8 月	学校法人兵庫医科大学寄附行為変更認可及び兵庫医科大学に 3 学部 3 研究科設置認可

## 2. 本学の現況

### ・ 大学名

兵庫医科大学

### ・ 所在地

- ・ 西宮キャンパス：兵庫県西宮市武庫川町 1 番 1 号
- ・ 神戸キャンパス：兵庫県神戸市中央区港島 1 丁目 3 番地 6
- ・ 篠山キャンパス：兵庫県丹波篠山市黒岡 5 番地
- ・ 梅田キャンパス：大阪府大阪市北区梅田 1 丁目 13 番 1 号  
大阪梅田ツインタワーズ・サウス 13 階

### ・ 学部構成

(学部) 医学部医学科

薬学部医療薬学科

看護学部看護学科

リハビリテーション学部理学療法学科、作業療法学科

(大学院) 医学研究科

薬学研究科

看護学研究科

リハビリテーション科学研究科

### ・ 学生数、教員数、職員数

(学生数)

令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在

医学部	医学科	702
薬学部	医療薬学科	738
看護学部	看護学科	449
リハビリテーション学部	理学療法学科	184
	作業療法学科	163
医学研究科		184
薬学研究科		14
看護学研究科		19
リハビリテーション科学研究科		20

兵庫医科大学

(教員数)

令和6(2024)年5月1日現在

医学部	医学科	433
薬学部	医療薬学科	51
看護学部	看護学科	45
リハビリテーション学部	理学療法学科	14
	作業療法学科	14
医学研究科		324
薬学研究科		34
看護学研究科		28
リハビリテーション科学研究科		19

(職員数)

令和6(2024)年5月1日現在

事務系	554
技術技能系	31
医療系	1860
その他	117



### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の建学の精神である、「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」に基づき、本学の使命を「人間への深い愛と豊かな人間性を持ち、幅広い知識と優れた技術を備え、かつ科学的な理解に基づいて、社会の福祉に奉仕できる医療専門職者を育成する」と定めている【資料 1-1-1】。また、「兵庫医科大学学則」第 1 条にて本学の目的を定め、第 2 条にて各学部の目的を定めている【資料 1-1-2】。この目的を達成するため、各学部の「教育目標」も明確に定めている【資料 1-1-3 ～ 資料 1-1-6】。

本学大学院においても、建学の精神に基づきその使命を「人間への深い愛と豊かな人間性を持ち、幅広い知識と優れた技術を備え、かつ科学的な理解に基づいて、社会の福祉に奉仕でき、問題や課題を解決するための研究能力を有する次世代の人材を育成する」と定めている【資料 1-1-1】。また、「兵庫医科大学大学院学則」第 2 条にて本学大学院の目的を定め、第 3 条にて各研究科の目的を定めている【資料 1-1-7】。さらに、各研究科の「教育目標」を明確に定めている【資料 1-1-8～1-1-11】。

「建学の精神」、大学・大学院の使命・目的、各学部・研究科の使命・目的及び教育目標は、「兵庫医科大学ホームページ」等に公表しており、「大学案内」等にも明確に示されている【資料 1-1-12】。

###### 1-1-② 簡潔な文章化

本学の大学・大学院の使命・目的は、具体的かつ簡潔な表現で文章化している。また、各学部・研究科の教育研究上の目的は「兵庫医科大学学則」及び「兵庫医科大学院学則」に簡潔に定め、各学部・研究科の使命及び教育目標も具体的かつ簡潔な文章にて定めている。これらは教育要項やホームページにも掲載している。

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、建学の精神において「社会の福祉への奉仕」を最初に謳っており、大学・大学院の使命・目的及び各学部・研究科の使命・目的及び教育目標においても、社会との結びつきを強く意識している。また、医学部・薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の 4 学部が揃う「医系総合大学」の特色を生かし、多職種連携を実践できる医療人の育成を

目指した「教育目標」を定めている。4 学部の学生が一堂に会して行われる「多職種連携教育」は、「多職種連携協働」により医療を実現できる人材の育成という建学の精神に則った本学の使命を实践する基盤となっている。「多職種連携教育」については、ホームページ等で示すとともに、「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」といういわゆる 3つのポリシーにも具体的に示している【資料 1-1-13～1-1-19】。

#### 1-1-④ 変化への対応

本学は、学則第 3 条及び大学院学則第 4 条において、大学及び大学院の教育研究活動等の状況について自己点検・評価を継続的に行うことと定め、本学の内部質保証に責任を負う組織として内部質保証会議をおいている【資料 1-1-20】。また、各学部・研究科には各々の教育研究活動等の自己点検・評価を行うために自己点検・評価委員会をおいている【資料 1-1-21】。本学の大学・大学院の使命・目的及び各学部・研究科の使命・目的及び教育目標等は、大学全体の内部質保証会議及び各学部・研究科の自己点検・評価委員会において継続的に点検・評価し、社会情勢などを鑑みて、必要であれば見直しを行う体制にある。

また、令和 4（2022）年の兵庫医科大学と兵庫医療大学の統合を機に、大学独自の特徴や理念を表す「ユニバーシティ・アイデンティティ（UI）」を定めている。UI は、建学の精神に基づき、スローガンやビジョン、ステートメントなどを掲げたものであり、兵庫医科大学のシンボルマークやユニバーシティカラー、ロゴタイプなども、この UI で規定している【資料 1-1-22】。

今後も社会情勢への変化に対応するために、各種の FD (Faculty Development)などを開催して、多様な検討方法・手段を用いながら全学的に対応していく。

#### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

現時点での本学の大学・大学院の使命・目的及び各学部・研究科の使命・目的及び教育目標は簡潔で具体的かつ明確になっているが、様々な社会情勢の変化や教育改革方針に対応して、今後も毎年内部質保証会議等で検討を行ったうえで見直しを図る。

### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-2-② 学内外への周知

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

##### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

##### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学は令和 4（2022）年に、同一法人下にあった「兵庫医療大学」と統合し、4 学部 4 研究科からなる医系総合大学となった。大学統合にあたっては、本法人の理事、両大学長及

び副学長、事務局長らより構成する「大学統合準備委員会」において、統合後の大学の使命・目的などが策定された。

大学統合後の大学・大学院の使命・目的の見直しは、学長を議長とし、副学長、学部長・研究科長、学生部長、教務部長、アドミッションセンター長及び大学事務部長らより構成する「内部質保証会議」での審議の後、大学の意思決定機関であり、学長、副学長、学部長・研究科長より構成する「大学運営会議」での承認を経て決定している【資料 1-2-1】。

各学部・研究科の使命・目的及び教育目標は、まず各学部・研究科の自己点検・評価委員会にて見直しが行われる。自己点検・評価委員会は、当該学部長・大学院研究科長を委員長とし、委員は、当該学部・大学院研究科の教員から構成している。自己点検・評価委員会での審議結果は、内部質保証会議及び大学運営会議での承認を経て決定する。

また、大学運営会議での審議事項等は必要に応じて常務会、理事会に報告しており、大学・大学院の使命・目的及び各学部・研究科の使命・目的及び教育目標の見直しに大学法人の役員、教職員が関与・参画する体制となっている【資料 1-2-2, 1-2-3】。

このように、使命・目的及び教育目標の策定と見直しのプロセスには本学の役員、教員及び事務職員が参画しており、その理解と支持を経て決定している。

### 1-2-② 学内外への周知

本学の大学・大学院及び各学部・研究科の使命・目的及び教育目標はその基盤となる建学の精神とともに、ホームページや大学案内等に掲載し、学内外に周知している。また、入試ガイドや学生募集要項への掲載を通じて、受験生やその保護者にも周知している【資料 1-2-4～1-2-6】。基盤となる建学の精神は、入学式や入職式などにおいて理事長、学長からの式辞として示され、本学の学生や教職員に広く共有されている。また、令和 4 (2022) 年に建学の精神を基盤として定めたユニバーシティ・アイデンティティ (UI) のスローガン「Empower the people 心に響く医を、私たちがいる限り」も、これらと同様にホームページや大学案内などを通じて学内外に周知している。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

建学の精神を基盤とし、大学の使命・目的を達成するため、学校法人兵庫医科大学中期事業計画を策定し、法人・大学・病院の各部門がそれぞれの課題に取り組んでいる。

令和 5 (2023) 年度には教育、研究、診療、社会貢献の 4 領域から構成される第 4 次中期事業計画 (令和 5 (2023) ～令和 9 (2027) 年度) が理事会で承認され、大学・大学院及び学部・研究科の使命、目的及び教育目標を具現化するために、単年度ごとの事業計画を策定し、進捗状況を点検しながら 4 領域の課題に取り組む体制となっている【資料 1-2-7, 1-2-8】。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、大学・大学院及び各学部・研究科において、建学の精神、使命・目的及び教育目標を踏まえた 3 つのポリシーを定めている。令和 5 (2023) 年度には、統合後の大学・大学院、及び各学部・研究科の使命・目的及び教育目標を踏まえて、大学・大学院の 3 つのポリシーと各学部・研究科の 3 つのポリシーの見直しを行った【資料 1-2-9～1-2-16】。

3つのポリシーは、内部質保証会議及び自己点検・評価委員会にて、継続的に点検し必要に応じて見直すこととしている。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、大学・大学院及び各学部・研究科の使命・目的及び教育目標を達成するために、学則第6条及び大学院学則第5条において、4学部（医学部、薬学部、看護学部、及びリハビリテーション学部）及び4研究科（医学研究科、薬学研究科、看護学研究科、及びリハビリテーション科学研究科）からなる教育研究組織を設置することを定めている。

西宮キャンパスには医学部及び医学研究科、神戸キャンパスには薬学部、看護学部、リハビリテーション学部の3学部、及び薬学研究科、看護学研究科、及びリハビリテーション科学研究科の3研究科を設置している。

また、教育・研究のために両キャンパスに図書館を設置しており、それぞれのキャンパスには各学部の特色に応じた各種センター（医学教育センター、臨床教育統括センター、薬学教育センター、RI 実験センター、病態モデル研究センター等）や共同利用研究施設、薬用植物園などを有している【資料 1-2-17】。

附属医療施設として、兵庫医科大学病院、兵庫医科大学ささやま医療センター、兵庫医科大学梅田健康医学クリニックを設置している【資料 1-2-18】。これらの医療施設は、臨床教育の場として利用され、本学の特色である多職種連携教育においても、臨床に基づいた充実した教育が実施されている。

各学部・研究科には、教授会及び教育、学生支援、研究活動等にかかる各種委員会が置かれ、教育・研究に取り組んでいる【資料 1-2-19～1-2-21】。教育・学生支援等における委員会では、学修の主体者である学生の視点による意見・希望を検討し、効果的に教育・学生支援を取り入れるため、委員会に学生が参画することで直に学生の意見を聴く仕組みも取り入れている。

各キャンパスにおける教育、研究、診療、及び管理運営に関する事項について、学部・研究科間の調整・連絡及び意見交換等を行うために、西宮キャンパス協議会及び神戸キャンパス協議会が置かれ、学部・研究科間の意思疎通が図られている【資料 1-2-22】。また、大学の重要事項について審議する機関として、学長、副学長、学部長を構成員とする大学運営会議が置かれている。この大学運営会議は重要事項の他、西宮キャンパス協議会及び神戸キャンパス協議会において意見交換等された議事について共有しており、全学的な教育・研究の情報共有としての機能も有している。また、大学運営会議の議事については各学部教授会で報告しているため、全学的に意思疎通が図られている。

医学部においては、医学部の教育研究組織の拡充整備に関する計画について協議するため、医学部教育研究組織計画委員会を設けている【資料 1-2-23】。この委員会にて、学長又は医学部教授会・医学研究科教授会から提案された教育研究組織の拡充整備等の計画に対して、適切な教員組織及び教員配置であるか検討を行い、その結果を学長に答申している。学長はその答申を受け、理事会等にその計画を具申し、承認を得た後、医学部に関連する教育研究組織の拡充整備をしている。

以上の様に、大学の使命・目的及び教育目標を達成するために、学長のリーダーシップの下、各種会議、各種機関が相互に連携をとり教育、研究にかかる整備を整えている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神を踏まえ、学校教育法や社会からの求めに対応して、今後も毎年内部質保証会議等で使命・目的等の点検を行い、中期事業計画や3つのポリシー等に反映していくとともに、広く周知することで教育の質の向上を図る。

**【基準1の自己評価】**

本学の使命・目的及び教育目標は、具体的かつ簡潔に明文化され、学内外に周知されており、建学の精神に則って社会との結びつきを大切にした多職種連携を實踐できる医療人の育成を特色とし、これらは3つのポリシーにも反映されている。また、策定した「中期事業計画」「事業計画」は学長を中心として教職員が一丸となって見直しを検討する体制が構築されており、本学の使命・目的及び教育目標を達成するための組織や体制は十分に整備され、適切に機能している。

以上の事から、基準1「使命・目的等」について、基準を満たしているものと判断する。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

##### [学部]

本学のアドミッション・ポリシーは、建学の精神「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」のもとに定めた、大学の目的、各学部の目的を達成するために、本学が真に輩出したい人材の備えるべき資質と能力を有する志願者を適切に選抜できるよう定めている【資料 2-1-1, 2-1-2】。

本学は、令和 4（2022）年 4 月に医学部、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部の 4 学部を擁する医系総合大学として大学統合し、新たな兵庫医科大学の使命・目的を定め、これをもとに、各学部の使命・目的及び教育目標を定めた。そして、これらを踏まえて、令和 5（2023）年度に大学・大学院、各学部・研究科の 3 つのポリシーの改定を行った。医学部、薬学部においては、令和 6（2024）年度に行われる医学、歯学、薬学の同時モデル・コア・カリキュラムの改定も反映し、策定を行った。

改定した大学、各学部のアドミッション・ポリシーは、それぞれの使命・目的及び教育目標とディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいている【資料 2-1-3~2-1-8】。さらに学部のアドミッション・ポリシーは、中央教育審議会大学分科会で取りまとめられた「教学マネジメント指針（追補）」に則り、改定を行っている【資料 2-1-9】。学部のアドミッション・ポリシーの改定では、本学アドミッションセンターが主導して全学のアドミッション・ポリシーを改定したのち、各学部において学部の使命・目的及び教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを基にして改定作業を行った。こうして改定された学部のアドミッション・ポリシーは、各学部教授会とアドミッションセンター会議の議を経て、内部質保証会議、大学運営会議にて承認している【資料 2-1-10~2-1-16】。各アドミッション・ポリシーは本学ホームページ及び学生募集要項、また大学案内で公開している。令和 5（2023）年に改定したアドミッション・ポリシーは令和 7（2025）年度入学者選抜の対象となる令和 6（2024）年度より本学ホームページ及び学生募集要項で公開し、一般周知している【資料 2-1-17~2-1-19】。さらに、オープンキャンパスや進学相談会、高大接続プログラムなどの機をとらえて参加した高校生等に周知するほか、高校教員向け入試説明会や高校訪問を通して高校教員にも周知している。

以上のことから、本学では、建学の精神と大学の使命・目的及び、各学部で定めた教育目標とディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、適切に周知しているといえる。

## [研究科]

「兵庫医科大学大学院学則」の第2条に本学大学院の目的を、第3条に各研究科の目的を定めている。また、各研究科の使命・目的及び教育目標を定めている。これら定められた大学院及び各研究科の目的、教育目標に基づき、各研究科のアドミッション・ポリシーを策定している【資料 2-1-20~2-1-25】。大学院及び各研究科のアドミッション・ポリシーはホームページならびに学生募集要項に掲載し、周知している【資料 2-1-16, 2-1-26~2-1-29】。

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

### [学部]

本学のアドミッション・ポリシーは「教学マネジメント指針（追補）」に則り、学部ごとに入学前にどのような資質・能力を身に付けていることを求めているかを「学力の3要素」と関連付けて明記しており、また、その資質・能力はどのような方法・基準によって評価判定するのも明記している。さらに、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の選抜方式ごとに、評価方法（学力試験、適性検査、面接、調査書等）の組み合わせの対応表を明示して「学力の3要素」との対応関係を明らかにしている【資料 2-1-15】。

本学では、アドミッション・ポリシーに定めた入学者の資質・能力を公正かつ適切な方法で評価するために、次のような入学者選抜の体制を取っている。

本学にふさわしい学生の募集ならびに選抜の方法等を総合的に企画立案するために、学長統括のもと、アドミッションセンターを置き、入試担当副学長がアドミッションセンター長の任に就いている。また、アドミッションセンターのもと西宮キャンパス（医学部）と神戸キャンパス（薬学部・看護学部・リハビリテーション学部）に、それぞれ西宮キャンパス入試センターと神戸キャンパス入試センターを置いている【資料 2-1-30】。アドミッションセンターでは、広報活動を含めた学生募集全般や高大連携に関する業務とともに、大学全体の入学者選抜方針・施策を策定している。さらに、それぞれの入試センターの中に医学部と神戸3学部の入学者選抜方法を検討する入試検討委員会があり、各学部のアドミッション・ポリシーに対応する適切な入学者選抜方法を策定している【資料 2-1-31, 2-1-32】。そして、両キャンパスの入試検討委員会で策定した入学者選抜要領は、各学部の教授会及び大学運営会議の議を経て学長が決定する体制となっている。

入学者選抜の実施に係る業務は、両キャンパスにそれぞれ入試センターとは独立して入試運営委員会が置かれ、入学者選抜要領に基づき、利益相反上問題がないと判断した学内専任教員を入試問題の出題専門委員あるいは採点専門委員に委嘱し、大学独自で入試問題を作成し、受験番号、氏名など個人を同定できる情報を伏せた形で採点に当たる体制を構築している。また、入学者選抜日程ごとに入試の実施運営体制を決定し、公正な立場で入学者選抜を実施している【資料 2-1-33】。

全入試日程の合否判定は、入学者選抜試験の実施とその採点及び採点結果の検証を経て受験番号、氏名など個人を同定できる情報を伏せ確定した素点を基に、入試運営委員会で合否ラインの原案を作成したのち、教授会構成員及び学長（または学長から委任を受けた入試担当副学長）からなる臨時教授会（入試判定会議）にて審議され、原案の承認あるいは修正が行なわれ、最終的な合格者を決定している。

入学者選抜試験の実施後は、両キャンパスの入試運営委員会において年度ごとに入試の検証・総括を行い、入学者選抜に係る論点整理を行ったのち、次年度に向けた選抜方式の改善方針を両キャンパスの入試検討委員会にて議論している【資料 2-1-34, 2-1-35】。

このように、本学の学部生の入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとで運用しており、検証を行う体制も整えている。

#### (医学部)

医学部の入学者選抜は、西宮キャンパス入試検討委員会での立案に基づいて総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の3種類の方法で行われており、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜している。入学者選抜試験は、別途設けられている西宮キャンパス入試運営委員会で公正に運営している。出題・採点委員を含め入試業務に関わる教員は、その子女などの受験がないことの誓約を求め、採点・合否判定時には受験番号を含めて個人情報伏せて、志願者の同定ができないようにしている。西宮キャンパス入試検討委員会ではアドミッション・ポリシーに沿った人材が確保できているかについて、各入試制度で入学した学生の追跡調査を行っており、その結果を自己点検・評価委員会、教授会、内部質保証会議に報告している【資料 2-1-36】。入学者選抜方法による入学者の調査結果から、入試企画等検討委員会（現入試検討委員会）でセンター試験利用入試の有用性が不明であり改善が必要との判断があり、令和元（2019）年度入学者選抜よりセンター試験利用入試を廃止して一般選抜 B（高大接続型）を導入した。入試検討委員会で一般選抜 B（高大接続型）の入学者について検証を行い、英語力の高い学生が多く入学していることが判明している【資料 2-1-37】。大学統合に伴い、医系総合大学として多職種連携教育推進を目指し、多職種連携への理解を有する入学者を募集するために令和 5（2023）年度入学者選抜より総合型選抜を導入した【資料 2-1-17】。

#### (薬学部、看護学部、リハビリテーション学部)

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部の入学者選抜は、神戸キャンパス入試検討委員会での立案に基づいて総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用入試の4種類の方法で行われており、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜している【資料 2-1-18】。また、入学者選抜試験の実施においては、子女などの受験がないことを確認した教員が従事するものとし、採点・合否判定時には、受験番号を含めた個人情報伏せ、志願者を同定できないようにして実施することで公正性を保つようにしている。

薬学部では、アドミッション・ポリシーに即した学生を受入れるため、薬学部教員が全入試日程の「数学」と「化学基礎・化学」の出題・採点委員や検証委員に加わり、薬学教育に適した入試問題を作成し、問題の難易度を調整できる出題体制を構築している。

看護学部では、受験生の入学前の学習歴、学力水準、能力の現状を学力試験や調査書、面接など多様な方法で採点・評価を実施し、それぞれの基準を定めて適切に合否判定を実施している。他者の気持ちをくみ取ることが重視される職業適性を踏まえ、小論文や国語を入試科目に含めるようにしている。



リハビリテーション学部では、アドミッション・ポリシーに即した学生を受け入れるため、演習科目のなかでグループ活動等を導入した総合型選抜を実施するなど多様な入試制度を導入している。さらに、高等学校との連携強化のため、基準を定めて高等学校を指定する学校推薦型選抜（指定校制）を令和6（2024）年度から導入した。また、その他の入試種別においても、複数の適性検査や学力試験、及び面接を組み入れたり、高等学校在学中の学習歴・活動履歴を評価したりすることにより、受験者の資質・能力を適正に評価することに努め、水準を決めて判定している。

**[研究科]**

各研究科では、アドミッション・ポリシーに沿って入学選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制の下で運用しその検証を行っている。試験科目として、各研究科での研究実施に必要なとされる語学力について外国語（英語）試験で評価し、アドミッション・ポリシーの項目に沿って専門的知識・意欲などについて筆記試験または口頭試問・面接で評価している。外国語と専門科目の筆記試験ならびに口頭試問の作成・校正・採点については、研究科教授会と医学研究科運営委員会構成員が行っている【資料 2-1-38, 2-1-39】。入学試験問題の妥当性は各研究科入試委員会と各研究科長で審議している。入学試験の可否は入学試験委員会、研究科教授会で判定し学長に報告し、学長が学生の入学を決定している。

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

**[学部]**

各学部の令和6（2024）年度の入学者数、学生数及び収容定員充足率を以下に示す。

（令和6（2024）年5月1日現在）

学部	学科	入学生数	在籍学生数	収容定員数	収容定員充足率
医学部	医学科	112	702	672	104.5%
薬学部	医療薬学科	122	738	900	82.0%
看護学部	看護学科	104	449	400	112.3%
リハビリテーション学部	理学療法学科	42	184	160	115.0%
	作業療法学科	43	163	160	101.9%

また、各学部の令和6（2024）年度の学年別学生数を以下に示す。

（令和6（2024）年5月1日現在）

学部	学科		1年	2年	3年	4年	5年	6年
			学生数	125	125	117	115	109
		定員	112	112	112	112	112	112
薬学部	医療薬学科	学生数	135	143	112	95	97	156
		定員	150	150	150	150	150	150
看護学部	看護学科	学生数	105	124	111	109		
		定員	100	100	100	100		
リハビリテーション学部	理学療法学科	学生数	42	47	48	47		

兵庫医科大学

	定員	40	40	40	40		
作業療法学科	学生数	45	37	39	42		
	定員	40	40	40	40		

令和 6 (2024) 年 5 月時点でいずれの学部・学科も定員超過率は 82.0~115.0%の範囲に収まっており、適正な収容定員に収まっている。ただし、薬学部では、収容定員の 2 割ほど定員未充足となっている。また、学年進行中の学部・学科の在籍学生数について、年次ごとの入学定員に対する在籍学生数は、各学部・学科ともに 0.65~1.24 の範囲に収まっており適切であると言える。

**[研究科]**

各学部の令和 6 (2024) 年度の入学者数、学生数及び収容定員充足率を以下に示す。

(令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在)

研究科	入学生数	在籍学生数	収容定員数	収容定員充足率
医学研究科	38	184	240	76.7%
薬学研究科	4	14	12	116.7%
看護学研究科	8	19	16	118.8%
リハビリテーション科学研究科	9	20	16	125.0%

入学定員及び収容定員については、一部の研究科を除き概ね充足している。

医学研究科では、1 学年 60 名で計 240 人の定員に対し、過去 6 年間の入学者数は 37~51 名で充足率は 61.7~85.0%である。在籍者数は 184~231 名となっており、収容定員充足率は 76.7~96.3%となっている。コロナ禍の時期に外国からの入学者がなくなった影響もあり、入学者・在籍者共に充足率が低下傾向となっている。

薬学研究科は、1 学年 3 人で計 12 名の定員に対し、現在 14 名の学生が在籍している。過去 3 年は定員を充足または上回る入学者がおり、定員充足率を満たしている。

看護学研究科においては、1 学年 8 人で計 16 名の定員に対し、過去 3 年では令和 5 (2023) 年度に入学者数が 8 名を下回ったが、現在、長期履修者含む 19 名が在籍し定員充足率を満たしている。

リハビリテーション科学研究科では、1 学年 8 名で計 16 名の定員に対し、現在 20 名の学生が在籍しており、定員充足率を十分満たしている。

**(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)**

**[学部]**

令和 7 (2025) 年度の入学者選抜より、総合型選抜において、医学部ではグローバル人材育成の観点から「国際バカロレア枠」、神戸 3 学部では新学習指導要領のもとで学んだ新生児に対応するため、高校での探究活動を評価する「高大接続枠」を導入する【資料 2-1-40】。今後は、入学者選抜方法がアドミッション・ポリシーに合った適切なものであるかを、選抜方式ごとに入学者の状況を追跡調査することで検証しながら、さらに新しい時代

に即した入学者選抜のあり方を調査・検討していく予定である。

(医学部)

医学部の入学者選抜では令和 5 (2023) 年度入学者から開始した総合型選抜の入学者が本学のアドミッション・ポリシー及び選抜試験の目的に沿った人材が確保できているかを継続的に注視していく必要があり、その如何によっては選抜の方法の変更・改善が必要になる可能性がある。また、これまでの検討で、一般選抜 B (高大接続型) の入学者で英語力の高い学生が多く入学していることが判明しているが、今後は在学時の海外留学への応募状況や卒業後の海外での活躍状況についてもさらに詳しく調査する必要がある。その結果を踏まえた、改善の必要についても検討する必要がある。また、各年度の入学選抜試験終了後に得点分布などを出題責任者に提示し、次年度への最適な入学試験問題作成に努めている。国際性については、医学部のディプロマ・ポリシーに合致した入学者を確保することを目的に、国際バカロレア修了生に対する選抜を令和 7 (2025) 年度入試より開始する。

(薬学部、看護学部、リハビリテーション学部)

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部では、毎年、入学者選抜試験の終了後に、志願者数の変化や倍率ならびに合格者の手続き状況を参考に入試制度を検証している。今後も、社会情勢や志願者動向を踏まえた上で、入試改革の議論・立案を継続的に行っていく。令和 7 (2025) 年度からは、総合型選抜に「高大接続枠」を設け、課題に対するプレゼンテーションや面接試験を併用した入学者選抜を行うこと、また、一般選抜(後期日程)では小論文を試験科目に導入することにより、受験者の思考力・判断力・表現力を評価し、よりアドミッション・ポリシーに即した適性の高い志願者を受け入れる予定である。また、入試出題委員・採点委員は、入学者選抜試験の終了後に、試験問題の正答率や得点分布を確認し、試験問題の難易度を見直し、最適な試験問題を作成していくように努める。

[研究科]

兵庫医科大学大学院学則の「研究科の目的」に基づき、各研究科のアドミッション・ポリシーを継続的に見直し、大学院ホームページやオープンキャンパス等で周知していく。

アドミッション・ポリシーに基づき、医療従事者の社会人入学生が多い現状を鑑み、入学者選抜の方法や試験問題の難易度については見直しを継続していく。

入学定員の充足のために、社会人が学び続けることができるための工夫を行い周知する。さらに、令和 7 (2025) 年度に開設予定である看護学研究科とリハビリテーション科学研究科の博士後期課程により、充実した 5 年間の大学院教育を目指す。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### [学部]

本学では、建学の精神で謳われる「奉仕」「愛」「科学的理解」を礎石に、すべての学生が学修に専念し、充実した学生生活を送れるよう、また自立した医療専門職者として社会貢献できるよう、「兵庫医科大学 学生支援方針」を定め、学生一人ひとりの多様性に配慮した支援を行っている【資料 2-2-1】。本方針では、「1.修学支援」「2.学生生活支援」「3.障がい学生支援」「4.進路支援」項目に関して支援方針を定め、教職協働のもと支援を行っている。修学支援については、以下のように方針を定めている。

#### 1. 修学支援

- ・すべての学生が意欲を持って修学できるよう、個々の能力に応じた継続的な修学支援体制の整備・充実を図り、全教職員の協働のもと組織的に相談・指導に取り組む。
- ・修学上の問題を抱える学生に対し、保護者や学内外の関係者と緊密に連携し対応する。
- ・成績不振者、留年者及び休学者、退学者の状況把握と分析を基に、学生への適切な助言・指導を行い、必要に応じて補習・補充教育を行う。
- ・海外協定校への留学プログラム等、国際性と語学力を養う学修機会を提供し、留学を希望する学生への積極的な支援を行う。
- ・学生が経済的に安定して修学できるよう、大学独自の奨学制度を整備し、また、学外の各種奨学金制度の有効的受給体制を整え、経済的理由等により修学困難な学生の支援を行う。
- ・学内の各部門が連携し、各々の職種に必要となる医療専門職者としての職業観を醸成する。

#### 各学部の学修支援体制

西宮キャンパスおよび神戸キャンパスにおいて、それぞれ必要な基幹教員および事務職員を配置しており、教職協働で研究・教育活動をおこなっている。

#### (医学部)

医学部のある西宮キャンパスでは、医学教育センター、臨床教育統括センターと西宮キャンパス教務委員会、西宮キャンパス学生部委員会、大学事務部、学生保健室、学生相談室が協働し在学生の学修支援を行っている【資料 2-2-2~2-2-7】。

西宮キャンパス教務委員会のメンバーは、教務部長、医学教育センター長、臨床実習統括責任者、卒後研修室長、その他医学部長が承認した教員、本学以外の病院勤務者または

公共ならびに地域医療の代表者、本学医学教育に関わる医師以外の医療職者または事務職員、本学病院の患者、医学部学生、西宮教学課長等から構成されており、教員と職員の協働で委員会運営を行っている。また、毎月開催される西宮キャンパス教務委員会のうち、必要に応じて、各学年の学生代表が参加し、カリキュラムなど、授業の進め方についての意見交換も実施している。

医学教育センターは、センター長、専任教員 3 名、事務職員 3 名、兼務教員 21 名が所属している。また、外部機関より教育専任事務職員 1 名を派遣採用し、学生の学修支援にあたっている。学修上の問題を抱える学生には、センター教員が随時個別に面談を行い、相談に応じている【資料 2-2-8】。

各講義室に講義録画システムを整備しており、Moodle にて各科目の講義動画を全学生に配信している。

心身に注意が必要な学生の情報については、医学教育センター教員、学生保健室、学生相談室の相談員で構成される学生情報共有会を毎月開催し共有している。どのような配慮が必要かなどを話し合い、場合によっては、医学教育センター、もしくは大学事務部を通して、学生や保護者、また担任する教員への働きかけも行なっている。また、西宮キャンパス学生部委員会を設置しており学生部長、精神科神経科学を専攻する教員、教授会及び学長が推薦した教員、学校医、学生保健室保健師、担当課の事務職員に加え、医学部学生も委員として構成しており、毎月議論を行なっている。

第 1 年次生に対しては、アドバイザー制度を導入しアドバイザーとなった教員（5 名~6 名の学生に対して 1 名のアドバイザーを配置）が、医学部における学修方法、生活面での相談、指導などを行っている。また第 1~4 学年次生への生活指導、学修指導については、1 名ずつの学生部長が任命した学年担任を配置し指導を行っている【資料 2-2-9, 2-2-10】。

第 1~4 年次生の低学力者に対しては、医学教育センターが面談による学修指導を行い、臨床教員と協働することによって個別補習を行っている。

第 5、6 年次生においては、成績によるクラス分けを実施し、低学力者に対して、補講と確認テストを行うことによって、学力向上を図っている。

(薬学部、看護学部、リハビリテーション学部)

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部のある神戸キャンパスでは、神戸キャンパス教育委員会、神戸キャンパス学生部委員会、神戸キャンパス障がい学生支援小委員会、神戸教学課、学生支援課、学校医、神戸学生保健室、神戸学生相談室、臨床教育統括センター、薬学部においては薬学教育センターが協働し在学生の学修支援を行っている【資料 2-2-11~2-2-16】。

神戸キャンパス教育委員会は毎月開催され、メンバーは神戸キャンパス教務部長、薬学部教員 3 名、看護学部教員 3 名、リハビリテーション学部教員 3 名、教育委員会が特に必要と認めた教員若干名、大学事務部神戸教学課長、教務部長が特に必要と認め、学長が承認した学内外者若干名、から構成されており、神戸教学課との連携によって委員会運営が行われている。本委員会では、カリキュラムに関すること、臨床教育統括センターとの協働に関すること、教育方法及び学修方法改善に関すること、試験に関すること、成績評価に関すること、教育の施設、設備、備品に関することなどについて協議している。神戸キ

キャンパス教育委員会には小委員会として「兵庫医科大学薬学部・看護学部・リハビリテーション学部学生教育懇話会」を設置しており、各学部の教育委員、大学事務部職員ならびに学生が構成員として加わり教職協働で学生教育、学修環境等に関する意見交換を年2回程度実施している【資料 2-2-17】。また、神戸キャンパス学生部委員会を設置しており、メンバーは神戸キャンパス学生部長、薬学部教員2名、看護学部教員2名、リハビリテーション学部教員2名、学校医、大学事務部学生支援課長、学生部長が特に必要と認めた者若干名として、学修に係る指導・助言に関することについて毎月協議している。

学生の担当教員については、学部の特性を考慮した下記の体制を通じて、学修、生活面での相談、指導などを行っている。

神戸キャンパスで開講されている授業科目では、可能な限り授業を録画し、復習等に利用できるようオンデマンド配信している。録画装置が設置されている少数の講義室では既設の装置を用いて録画を行い、録画装置が設置されていない多数の講義室では教員がパソコン、タブレット、ビデオカメラ等を用いて録画を行っている。令和5(2023)年度のアンケート調査では、全科目(実習・演習系科目、非常勤・兼任教員担当科目を除く)の43%(薬学部62%、看護学部19%、リハビリテーション学部40%)で授業録画配信を行っている【資料 2-2-18】。

(薬学部) 1学年を4クラスに分けて、各クラスに担任2名を配置している。

(看護学部) クラス分けせず学生12~13名にアドバイザー教員1名を配置している。

(リハビリテーション学部) 1学年1クラスとして2~4名の担任を配置している。

低学力者に対しては、個別面談を行うことによって、生活指導、学修指導を行っている。また、留年を繰り返す学生、欠席が多い学生についても、面談を行い、学修指導を行っている。

薬学部においては、第1学年次生に対しては、担任とは別に学生2~3名にアドバイザー教員1名を配置し、初年次における学修、生活面での相談、指導などサポートの強化を行っている。また、薬学実務実習においては、実務実習担当教員と薬学部実務実習支援室担当事務が協働し在学生の学修支援を行っている。また、薬学教育センターを設置し、専任教員2名、事務職員2名を配置している。薬学教育センターでは、薬学部1~4年生の低学力者に対して面談による学修指導を行い、薬学部教員と協働することによって個別補習等を行っている。

各学部最終学年において、定期的に補講と模擬試験を実施し、低学力者に対しては個別面談を行い、学力向上を図っている。

## [研究科]

研究科教授会と医学研究科運営委員会が組織され、年度計画の作成、入学試験の実施、オリエンテーションや各種説明会の実施を行っている。それぞれの会議に先だって、研究科長と運営委員会委員長は、担当事務職員と十分に協議する体制がとられている。カリキュラムの編成等に関することは、研究科自己点検・評価委員会を開催して評価を行い、研究科教授会で検討と原案の作成を行っている。

大学院生に対しては、「大学院生アンケート」を実施しており、学修支援体制についての学生評価を研究科教授会で集約し問題点の改善を検討し、学修支援体制の整備を行って

る【資料 2-2-19, 2-2-20】。具体的には履修科目・副科目の教員に加えて、全学横断的部門である臨床研究支援センター、共同研究施設、社会学連携研究推進センター、国際交流センター、図書館、キャリアデザインセンター、ダイバーシティ推進室の教職員の支援を受ける体制をとっている。

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### [学部]

教員の教育活動支援のため、「兵庫医科大学ティーチング・アシスタントに関する規程」を整備し、兵庫医科大学大学院に在学する優秀な学生を、教育的配慮のもとに TA として採用し、学部で開講する授業科目において担当教員の指示・監督の下に、講義、実験、実習、演習、その他教育的補助業務を担当できる制度を設けている【資料 2-2-21】。

また、オフィスアワー制度を全学的に導入している。医学部では、シラバスに授業科目ごとに時間帯等を明記している。薬学部・看護学部・リハビリテーション学部では、「オフィスアワー一覧表」を作成し、「教育・学生支援システム」に掲載している【資料 2-2-22, 2-2-23】。

障がいのある学生への支援については、「兵庫医科大学障がい学生支援方針」にて支援に関する基本的事項を定めている。また、本方針に基づき、「障がい学生支援委員会」を設置し、円滑な支援実施のための全学的な支援体制の整備・調整を行っている【資料 2-2-24, 2-2-25】。

### (医学部)

成績に悩む低学年の学生支援を目的に「ピアサポート制度」を設け、公募により選出した上級生がサポーターとなり、個別に学修支援や相談に応じている【資料 2-2-26】。本制度は、サポーター学生を中心とした、学生の自主的運営を目指しており、医学教育センターの教職員と連携し、適宜サポート内容などを協議し実施している。また、解剖学の実習において、学部上級生による教育サポート体制を構築している。

障がい学生支援委員会の小委員会として、「兵庫医科大学西宮キャンパス学生支援小委員会」を設置し、本学西宮キャンパスに在籍する身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がい等を有する、もしくは有すると考えられる学生の学修及び学生生活における合理的配慮について協議している【資料 2-2-27】。障がい学生委員会は令和 5 (2023) 年 8 月 18 日に委員長 (副学長)、両キャンパスの教務部長、学生部長、学校医、保健師、相談員、学生支援課長が出席して行われた【資料 2-2-28】。

中途退学、休学及び留年などの対策として、学生が留年や退学とならないように、学生の GPA の獲得状況 (実態) を、西宮キャンパス教務委員会にて確認し、一定の GPA を下回る学生については、医学教育センターにて面談や個別学修指導を行っている。また、留年を繰り返し在学年限において注意が必要な学生と保護者、あるいは、欠席が多い学生とその保護者に対しては、適宜、教務部長、医学教育センター長などが面談を行い、状況の確認を行うと同時に学修指導を行っている。

### (薬学部、看護学部、リハビリテーション学部)

障がいのある学生に対しては、障がい学生支援委員会の小委員会として、「神戸キャンパス障がい学生支援小委員会」を設置し、年4回程度開催している。本委員会にて、障がい等を有する学生が、学修及び学生生活における支援を希望し、かつ、その必要性が認められた場合において、配慮することなどについて協議を行い、合理的な配慮を実施している。

また、中途退学、休学及び留年などの対策として、学生が留年や退学とならないように、低学力者に対しては、面談を実施し、学修指導を行っている。薬学部においては、薬学教育センターにて個別学修指導を行っている。

## 【研究科】

兵庫医科大学大学院に在学する優秀な学生を、教育的配慮のもとに TA として採用し、教育的補助業務に従事する体制を整えている。また、医学研究科の在学学生を、研究支援体制の補助者として RA を採用し、学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実を図っている。留学生支援として RA 制度に加え、医学研究科の留学生は学費免除の対象となっており、十分な学修・研究時間を確保することができる体制を構築している【資料 2-2-29】。

医学研究科では、大学院教育の一環として、第3学年次に研究内容をポスターとして公開することで標準年限4年内での学位取得を目指し、研究の促進・展開と交流を図ることを目的として研究進捗状況を報告する中間発表会(ポスターセッション)を実施している。

リハビリテーション科学研究科では、大学院における研究計画を早期から吟味し、質の高い研究デザインを作成し、その後の研究実施につなげるという目的で、第1学年次の7月に中間報告会(スライドによるプレゼンテーション)を実施している。

「兵庫医科大学障がい学生支援方針」「兵庫医科大学障がい学生支援委員会規程」「兵庫医科大学西宮キャンパス学生支援小委員会規程」「兵庫医科大学神戸キャンパス障がい学生支援小委員会規程」には、大学院生も支援の対象であることが明記されている。医学研究科では、毎年実施する「健康調査制度」により、現状把握するとともに、令和5(2023)年度よりアンケートによって支援の必要性を調査している【資料 2-2-30】。神戸キャンパスの3研究科では、入学時及び年度初めのオリエンテーション時には、障がいがある学生への配慮に関して説明する機会を設けている【資料 2-2-31】。

学生相談室、学生保健室を設置し、中途退学や休学については、指導教員が相談や助言を行っている。

### (3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

#### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

(医学部)

ICT を活用した学修アドバイザー導入による、教務関連作業の効率化を図り、可能な限り学生個々にあわせた学修支援を目指す。

近年、精神的なケアが必要な学生が増加する傾向にあるが、学生本人に自覚がなく、主体的に大学に対して配慮を求めることが困難な場合も多い。精神的なケアが必要と思われる学生については、学生相談室、学生保健室、学年担任、医学教育センターで情報共有を定期的に行い、必要に応じて専門医の意見を聞いたうえで対応にあたるなど、サポートの



強化を行う予定である。教員と教職員で密な情報共有を図り、専門医や学生相談員など専門家の意見を聞きながら西宮キャンパス学生支援小委員会で対応を検討し、個別の支援を行なっていく。

(薬学部、看護学部、リハビリテーション学部)

神戸キャンパスにおける ICT 環境の整備を進め、現在は一部の講義室に導入されている録画システムを多くの講義室にとり入れるなど、視聴覚設備の充実を目指すとともに、講義内容を配信するシステムの導入も検討していく。

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

[学部]

(医学部)

医学部では従来 TA を活用する土壌がなかったため、上級生が下級生を支えるピアサポート制度を導入し、教員が本来の教育活動に専念できるように支援している。また、実験補助の職員を配置し、学生の出欠確認や実習の準備などの教育活動の支援を行っている。これらをもとに発展させ、今後 TA 制度の活用について検討を進めていく。

(薬学部、看護学部、リハビリテーション学部)

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部では、TA の充実を目指すため、各学部における TA 募集対象科目の拡充を図る。

改正障害者差別解消法が令和 6 (2024) 年 4 月 1 日に施行され、私立大学の障がい学生支援が義務化した。合理的な配慮を必要とする学生は年々増加しており、各学部の障がい学生支援委員が、保護者・支援学生と学部間での調整を担っているが、事案の増加とともに支援内容が複雑化しており、教員に負担が集中しているため、障がい学生への対応を専門とする「障がい学生支援コーディネーター」の配置を目指す。

薬学部においては、薬学教育センターが低学力者への指導を実施することで、留年や退学を希望する学生の減少を目指す。

[研究科]

研究科教授会及び医学研究科運営委員会の開催に先立ち、研究科長及び委員長は大学院担当事務職員と十分協議し、大学院生へのアンケートの見直し、学修支援体制の改善を継続的に図る。

大学院生に対し、大学教育の充実及び将来の指導者として自らの教育力を涵養する機会として TA 制度を活用するよう説明し、TA の充実を目指す。

研究科全体の体制の整備については、定期的に各研究科長と研究科担当副学長ならびに大学院担当事務職員が会する大学運営会議で検討する。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### [学部]

社会から求められる医療ニーズの多様化にともない、医療・介護の現場において求められる支援やサービスのニーズも多様化している。これらのニーズにこたえ、質の高い医療やケアを提供するためには、様々な専門職が連携する多職種連携協働（IPW：interprofessional work）が必要である。本学では IPW を実践できる医療人の育成のため、多職種連携教育（IPE：interprofessional education）に取り組んでいる。2022 度からは、ささやま医療センターにおいて、実際の臨床現場での IPW を体験する、4 学部合同による多職種連携総合臨床実習を開始している。本実習は、2024 度より、兵庫医科大学病院にて、医学部生の臨床実習に他学部生も参加する型に変更している【資料 2-3-1】。

また、IPW による医療を実践し得る人材を養成するため、IPE の開発、推進とともに、学生の臨床実地教育の充実、卒前・卒後の一貫した教育体制の構築、本学及び地域の医療専門職者等への IPE 並びにキャリア支援を行うことを目的として「兵庫医科大学臨床教育統括センター」を設置している。本センターでは、本学学生の IPE に関する他の、医療専門職者のキャリア支援のため、「認定看護師教育課程」及び「看護師特定行為研修課程」を開講している【資料 2-3-2, 2-3-3】。また、医学部学生に対し、卒業後の研修先病院の選択に関する支援を行っている。

#### (医学部)

医学部のインターンシップとして第 5 学年次「選択型臨床実習」、第 6 学年次「自由選択実習」を実施している。「選択型臨床実習」では、学生の実習先を、地域医療・総合診療を学修する病院と比較的ベッド数が多く専門診療を学修する病院の 2 群に分け、必ず両群で実習を行うことで、専門医療だけでなく、プライマリケアを学び、各病院での特色のある医療、診断・治療における現場での優先順位の考え方、コメディカルスタッフとの関係、患者サービスなど大学病院とは異なる経験をすることを目的としている。「自由選択実習」では、学生が自ら考えて、海外研修、臨床実習（学内外）、研究実習（学内外）、ボランティア等から実習先を選択しており、学生が将来の専門領域を選択するための、一つの指標となっている【資料 2-3-4】。

また、新たな治療法や病気の原因を突き止める研究など、未来の医学を支える重要な役割を担う研究医の養成を目的とし、在学中に研究の面白さに触れて一定の素養を身につけることができるよう「研究医コース」を設置している【資料 2-3-5】。

#### (神戸キャンパス)

教育課程以外のキャリア形成支援・就職支援を行う部署として、神戸キャンパスにキャ

リアデザインセンターを設置している。その円滑な運用のため、各学部教員と学生支援課の職員から構成されるキャリアデザイン委員会を設置し、主に神戸キャンパスの薬学部、看護学部、リハビリテーション学部の学生の支援を行う体制を構築している。委員会は原則毎月1回開催し、病院・企業等の就職に関する情報収集や情報発信並びに病院・企業の説明会、各種講座やガイダンス等、就職支援とキャリア形成支援のための協議を行い、企画・運営を行っている【資料2-3-6, 2-3-7】。

キャリア形成支援では、医療分野で活躍する先輩社会人や専門職者による仕事研究セミナー、職場見学、インターンシップ、法人内の兵庫医科大学病院及びささやま医療センターの病院説明会でのスタッフによる説明と先輩看護師の就業体験の話や個別相談会など、低学年次より継続的にキャリアデザインセンターが中心となって実施している【資料2-3-8】。

就職支援では、法人内の「学校法人兵庫医科大学連携病院の会」（関西地区の広い地域に公立・私立を合わせて125の医療機関と組織的な連携を取る体制を整えている）主催の合同病院説明会を神戸キャンパス内で本学学生を対象として毎年実施している。公務員志望者対象には公務員採用試験対策講座の実施、外部講師による履歴書・小論文の書き方・面接対策講座を実施している。これらに加えて、キャリアカウンセラー資格保有相談員による個別相談や、進路相談、履歴書の添削・作成、模擬面接といった個別支援も実施している【資料2-3-9～2-3-12】。

また、進路支援の内容を充実させるために従来から実施している公務員試験対策等を(a)公務員受験コースとして整理した。さらに、医学部・薬学部教員による学修コースとして(b)フィジカルアセスメント達人コース、(c)解剖生理・病態生理学修コースを設定し令和4(2022)年度からこの3コースを実施している。

#### (薬学部)

薬学部では、学生の就職活動に合わせて、支援を実施している。全学年を対象として仕事研究セミナーを実施している。また4年生の12月に就職・実務実習説明会、1月には就活スタートアップ講座と病院薬剤師講演会を開催している。5年生に対して5月に業界研究&インターンシップ講座を開講し11月には就活準備ガイダンス、業界研究セミナーを実施し就職支援を行っている【資料2-3-13～2-3-17】。

#### (看護学部)

看護学部では、看護専門職者を育成することを目的としており、卒業時に国家試験受験資格が得られる。この資格を得るカリキュラムの中に、専門職者としての職業観の育成、キャリア形成支援が含まれている。本学部教員の殆どが看護専門職者の国家資格を取得し、また実務経験もあるため、学生の個別の具体的な就職・進学の相談・助言を適宜行っている。その情報を適切に学部のキャリアデザイン委員・キャリアデザインセンターにつなげている。また、全学年を対象とした仕事研究セミナーを実施している【資料2-3-18】。

#### (リハビリテーション学部)

リハビリテーション学部では、毎年仕事研究セミナーを開催してキャリアを考えるため

の支援をしている。また就職支援のため、専門家による履歴書の書き方や面接の仕方などのセミナーも実施している。就職や進学の相談には、担任やゼミ担当教員が責任を持って対応している【資料 2-3-19, 2-3-20】。

#### [研究科]

医学研究科と薬学研究科の博士課程の学生に対しプレ FD を開催し、将来教育者として学識を教授する能力の開発を目指している。プレ FD には看護学研究科とリハビリテーション科学研究科の修士課程の学生も参加可能としている【資料 2-3-21】。

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

#### [学部]

本学は、卒業に伴い国家試験の受験資格が付与され、国家資格を取得した卒業生のほとんどが医療専門職者として就職し、高い就職率を維持している。学生へのキャリア形成・就職の支援体制と個々の細やかな指導の結果であると評価している。低学年次からキャリア形成の意識を高めてもらうために、適切な時期に必要なセミナー・ガイダンスを今後も継続して実施していく。学生にとって最適な就職選択ができるよう今後も細やかな相談・指導体制を継続していく。

毎年実施している卒業時調査（就職支援について）と卒業生・就職先医療機関アンケートのデータを活用し、今後のキャリア形成・就職支援につなげていく【資料 2-3-22～2-3-25】。

また、多職種連携教育について、多職種連携によるチーム医療の重要性はすでに認識されているが、今後はその評価も重要であり、医療の質・経済的視点・患者の視点・職員の視点などからの評価を予定している。

医師の働き方改革に関連して、タスクシフトは重要な案件である。本学では認定看護師教育課程と特定行為研修課程の 2 つのコースを開設しており、当院の看護師だけでなく、広く全国からの学生が在籍しており、地域医療にも貢献しているが、資格を取得した看護師の活用方法に関しては今後の検討課題である。

#### (医学部)

医学部では、初期臨床研修・後期臨床研修の支援を充実させるために、臨床教育統括センターの強化を進める。

#### (薬学部)

薬学部では、就職活動の開始時期の早まりなど状況の変化に合わせて、支援活動の実施時期を適切に設定していく。

#### (看護学部)

看護学部では、卒業生のほぼ全員が取得した専門の国家資格を活かし就職をしている。今後も丁寧な就職・進学の相談と、適宜、学部のキャリアデザイン委員・キャリアデザインセンターとの連携を継続していく。

### (リハビリテーション学部)

リハビリテーション学部では、引き続きセミナーの開催や就職支援など継続して実施する。

### [研究科]

教育職としての将来のキャリア形成に結びつくプレ FD のプログラムの内容を充実していく。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### [学部]

##### < 学生部 >

本学では、学生が充実した学生生活を送れるよう福利厚生を図り、その生活を援助するとともに、学生の課外活動を含む諸活動の向上に適切な助言・指導を行うために、神戸、西宮の両キャンパスに学生部を設置している。学生部は学生の厚生補導、福利厚生、課外活動、奨学生、身分証明、厚生施設の管理運営、その他学生に関わる業務を担っている。

また、学生部委員会を設け、①学修に係る指導・助言に関すること、②学生の生活相談に関すること、③学生の健康管理に関すること、④奨学金に関すること、⑤課外活動に関すること、⑥その他学生生活における諸問題に関することについて審議し、問題の解決にあたっている。

##### < 学生保健管理センター >

学長直轄の組織として学生保健管理センターを設置している【資料 2-4-1】。センターは西宮、神戸の両キャンパスに、学生の心のケアをする学生相談室と学生の健康面を管理する学生保健室を設置している。

#### ・ 学生相談室

学生相談室には臨床心理士を相談員として配置し、学生生活に係る相談、支援を行っている。また、学生相談員は、「学校法人兵庫医科大学ハラスメント防止等に関する規程」に則り、ハラスメント相談員を委嘱されており、ハラスメントに関する学生相談にも対応している【資料 2-4-2】。

#### (西宮キャンパス)

学生相談室の相談員は、週に 3 日または 4 日間午前 10 時~午後 6 時まで、学生からの相談を受け付けている。相談室で受けた面談の概要（人数、学年など）は定期的に学生部委員会へ報告される。また、学生相談室で作成しているリーフレット

「なごみ通信」を定期的に作成し、学生・保護者へ配付、ホームページにも掲載している【資料 2-4-3, 2-4-4】。医学教育センター教員、学生相談室（各カウンセラー）、学生保健室（保健師）、学校医が情報を共有し、心理面・精神面のケアが適切に実施される体制を整えている。

（神戸キャンパス）

臨床心理士の資格を有する相談員 2 名（男性 1 名、女性 1 名）による相談業務を週 4 回（9:00～16:00）実施している。また相談室イベントを年 4 回開催し、相談室と学生間の垣根を取払い、気軽に利用できる相談室を目指している【資料 2-4-5】。

#### ・ 学生保健室

学生の健康管理については学生保健室を設置している。学生保健室には専任の保健師を配置し、学生の健康維持のための定期健康診断・特殊健診や日常的な健康管理を行っている。毎年健康調査票を全学生から回収し、アレルギー情報や大学での生活上で配慮が必要な情報も確認している。新入生には、心電図を含む心臓検診を実施している。また、「兵庫医科大学ワクチンポリシー」に則り、学外医療機関での実習に必要な抗体検査や各種ワクチン（麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘・B 型肝炎）の接種を行っている【資料 2-4-6】。これらは大学が費用を全額負担している。

さらに、神戸キャンパスでは日常的な健康管理のほかに、禁煙指導・アルコールパッチテストや手洗いなどの保健室イベントを通じて保健室と学生のコミュニケーションを図ることのできる施策を実施している【資料 2-4-7】。

#### < 学年担任・アドバイザー教員制度 >

学生生活支援にあたっては、学年担任及びアドバイザー教員制度があり、担当学生への学修や学生生活に関してきめ細やかな指導、助言を行っている。

第 1~4 学年次に学年担任教員を配置し、学修及び学生生活に関する指導・助言を行っている。各学年担任は学生部委員会と連携し、定期的に行われる出席状況調査の結果を基にして、欠席の多い学生に対して面談を行い、学修上の問題を抱える学生の早期発見に努めている。また、問題を抱える学生に対しては、医学教育センター、薬学教育センター、学生相談室と連携し、対応している。

医学部、薬学部では、第 1 学年次によりきめ細かい支援を行うため、学生約 6~7 人ごとにアドバイザー教員を 1 名配置し、入学からの 1 年間、定期的な懇談会・個人面談を通して、学修や学生生活への助言・指導を行っている。必要な場合には、医学教育センター、学生相談室、学生保健室を紹介している。懇談会や個人面談の記録は、年度の終わりに大学事務部学生支援課へ提出し、必要に応じて進級後の生活、学修指導に用いている。

#### < 学生活動・クラブ活動支援 >

学生の活動と学生組織の支援として学生厚生補導費を毎年計上している。また、学生の自治組織である「兵庫医科大学学生会」に対して、諸活動に必要な備品や学生会室の提供、学生会費の委託徴収などの支援を行っている。

課外活動への支援として、学内のクラブ活動への経済的支援を行っている【資料 2-4-8,

2-4-9】。

西宮キャンパスでは、用具の更新費やグラウンドの整備費など、各クラブ予算の範囲外の支出については、各クラブのキャプテンなどから構成するキャプテン会（Cap 会）での審議の上、優先事項を決定し、学生代表を通じて学生部委員会に要望があげられる。学生部委員会では学生の意見を聞き審議の上、経済的支援を行っている。また、ボランティア部「WITH YOU」の兵庫医科大学病院での活動（一般病棟への移動図書館による本の貸し出し、入院中の子供達の遊び相手や学修サポート）の支援を行っている。その他、英語部（HCME）の活動支援として、WJEMA（西日本医歯薬学生 ESS 連盟）と IFMSA（国際医学生連盟）を通じた、交換留学プロジェクトへの積極的参加を支援している。

神戸キャンパスにおいては、学生会執行部が中心となり、学内の意見の集約ならびに要望等を提出している。学生会、大学行事实行委員会は月に1回程度の定例会を設け、意見交換を行なっている。課外活動団体としては「部活動団体」と「サークル」があり、部活動団体は学生会からの経済的支援を得る一方で、部員管理、帳簿管理等を実施している。サークル団体は、学生会に対して届出を行うことで、新設、撤廃を行うことができる気軽な団体として学生のコミュニティを形成している。

また、課外活動等において優れた功績のあった団体や個人に対しては、「学生部長賞」「学生会活動功労賞」「課外活動功労賞」という形で学生を表彰している。クラブ活動だけでなく自治会活動やボランティア活動など、幅広い活動を対象としており、熊本地震や東日本大震災の被災者支援活動などに従事した学生などを表彰している【資料 2-4-10～2-4-12】。

<施設の充実>

学生の課外活動等で利用する施設面での支援として、積極的に学習、課外活動等を行えるよう次のような施設の設定面等を充実し、貸与等を行っている【資料 2-4-13】。

(西宮キャンパス)

平成記念会館での更衣室における冷暖房機器の設置、テニスコートにおける芝の交換、鳴尾浜総合グラウンドにおける不要物の廃棄などを行い、学生が安全に、かつ快適に課外活動に打ち込めるような環境を整備している。平成記念会館には各クラブの部室、多目的ホール、体育館、講堂があり、学生の活動の用に供している。自主学習等のための施設貸出に関しては、時期的なニーズにも配慮しながら、フレキシブルに対応している。また、学生の学習面での施設利用についても教育研究棟の図書館、ラーニングスクエア、情報教育室を自習室として開放し、SGL ではグループ学習が行いやすいよう、個室を準備している【資料 2-4-14】。

(神戸キャンパス)

G 棟アリーナ、多目的ホール、スタジオ、アトリエなどを用意し、スポーツ系あるいは音楽や文化系の団体に対する支援を実施している。また、学生の自主学習スペースとして、G 棟 4 階に自習スペースを設けるとともに、オープンカンファレンスや図書館（グループ学習室含む）、ラーニングスクエア、情報処理演習室などが利用できるように開放している。

<奨学金制度>

学生の経済的負担の軽減のために、以下の通り、様々な兵庫医科大学独自の奨学金制度を設けている。

(医学部)

- ・ 兵庫医科大学医学部奨学金制度【資料 2-4-15】  
第2学年次以上の学生で、経済的理由により修学困難な者に学納金の一部を貸与する。
- ・ 兵庫医科大学研究医コース奨学金制度【資料 2-4-16】  
研究医コースに所属する学生に、奨学金を貸与する。卒業後、大学院に進学し学位取得、研究従事等の一定条件を満たした場合は返済が免除となる。
- ・ 兵庫医科大学医学部特定診療科医師養成奨学制度【資料 2-4-17】  
本学が指定した診療科の医師を志望する者に奨学金を貸与する。卒業後、当該科の医師として5年間本学が指定する診療科に勤務すれば全額返済免除となる。
- ・ 兵庫医科大学兵庫県推薦入学制度【資料 2-4-18】  
兵庫県が、へき地（医師不足地域等）に勤務する医師を確保し、地域医療の向上を図るため、進んで地域医療に従事する熱意をもつ者を兵庫医科大学に推薦する。入学後、大学と修学資金貸与契約を締結し、大学から入学金、授業料等を貸与する。卒業後、医師として9年間、県の指定する僻地の病院等に勤務すると貸与を受けた修学資金の返還が免除となる。
- ・ 兵庫医科大学医学部後援会学費等貸与制度【資料 2-4-19】  
兵庫医科大学医学部に在籍する学生の学資負担者またはその配偶者が、死亡または、長期療養その他特別な事情が発生した場合に、学費または修学資金の一部を貸与する。

(薬学部・看護学部・リハビリテーション学部)

- ・ 兵庫医科大学薬学部・看護学部・リハビリテーション学部  
新入生支援金奨学金制度／兵庫医科大学在学学生支援奨学金制度【資料 2-4-20】  
薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部において優秀な人材を確保するため、新入生のうち成績優秀者を対象に奨学金を給付し、また、在学学生については学業成績が優れ、他の学生の模範となる資質を有すると認められる者に対し奨学金を給付することにより、学生の学習意欲を高め、次代の医療をリードする人材の育成に資することを目的とする制度。

(薬学部・看護学部)

- ・ 兵庫医科大学病院奨学金【資料 2-4-21】  
薬学部、看護学部に在学する学生で、卒業後、兵庫医科大学病院において薬剤師、看護師または助産師の業務に従事する意志のある学生に対し、貸与する。兵庫医科大学病院において、一定期間従事すると、返済免除となる。

(看護学部)

- ・ 兵庫医科大学ささやま医療センター奨学金【資料 2-4-22】  
看護学部に在学する学生で、卒業後、兵庫医科大学ささやま医療センターにおいて、看護師または助産師の業務に従事する意思のある学生に対し、貸与する。兵庫医科



大学ささやま医療センターにおいて、一定期間従事すると、弁済免除となる。

#### [研究科]

大学院設置基準第 14 条特例を適用する社会人の学生が多いことから、夜間や土・日曜の授業開講や、長期履修制度を設け、仕事と学業の両立を支援している【資料 2-4-23】。また、両立に向けた学修相談や生活相談を指導教員が実施している。

年間所得または月額基本給に応じて授業料減免の制度を設けている。

「兵庫医科大学大学院医学研究科学費減免内規」「兵庫医科大学大学院外国人留学生学費減免内規」を定め、留学生への経済的支援を行っている【資料 2-4-24, 2-4-25】。

神戸キャンパスの薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科においては、大学院生が医療従事者であることが多いため、コロナ禍における学修への影響を配慮して、学費据え置きで履修期間を延長できる「兵庫医科大学大学院特例長期履修制度運用内規」を定め、特例長期履修制度を導入した【資料 2-4-26】。

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

#### [学部]

担任制度については、ガイドライン等でその運用について検証を行い、制度の向上に繋げていく。

本学独自の奨学金制度については、コロナ禍による社会情勢の変化により、学生の経済的負担に変化が生じていることから、引き続き経済的支援の一助となる制度設計に取り組んでいく。また、制度を利用した優秀な学生の輩出にも努めていく。

健康管理面については、医系総合大学の特徴を最大限に活かし、きめ細やかな学生サポートに取り組んでいく。

#### [研究科]

令和 7（2025）年 4 月に開設を目指している看護学研究科とリハビリテーション科学研究科の博士後期課程においても、年収に応じた授業料減免制度を導入し学生生活の安定を図っていく。

### 2-5. 学修環境の整備

#### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地・校舎は、医学部、医学研究科及び附属病院を設置する西宮キャンパス、薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の3学部及び薬学、看護学、リハビリテーション科学の3研究科を設置する神戸キャンパスに加え、ささやま医療センター等を設置する篠山キャンパス及び梅田健康医学クリニックを設置する梅田キャンパス、と複数のキャンパスで構成される【資料 2-5-1】。

(西宮キャンパス)

医学部・医学研究科を設置する西宮キャンパスは、校地面積 68,571 m<sup>2</sup>、校舎の延床面積 44,766 m<sup>2</sup>を有している。講義室・実習室等教育施設は教育研究棟に集約し、同棟内には西宮キャンパス図書館の他、西宮共同研究利用施設、西宮病態モデル研究センター（動物実験施設）を配している。

教育研究棟には、学部学生第 1~4 学年次までの各学年講義室に加え、294 名を収容できる大講義室、室内のレイアウトを自由にアレンジできる 130 名収容講義室があり、さらに 30~60 名収容できるセミナー室が複数設けられ、様々な授業形態に対応している。また、学年講義室・大講義室のすべてのテーブルには、コンセントを埋め込んでおり、教材等の ICT 化にも円滑に対応している。その他、教養教育、基礎医学教育の様々な実習に対応した複数の実習室や情報処理室が設置されている。校舎内には学内有線 LAN 及び無線 LAN を完備し、情報教育室に 84 台、図書館及びラーニングスクエアに貸出用も含め 26 台のパソコンを配備し、情報処理演習や共用試験 CBT、自学自習を含め端末を利用した学修に対応する十分な環境を確保している。

自学自習のための施設としては、教育研究棟 3 階に SGL (Small Group Learning) 室を 21 室、同 12 階に第 6 学年次専用自習室を予備室を含め 23 室設置している。また、西宮キャンパス図書館、ラーニングスクエア、情報教育室の使用が可能である。その他にも、医学部研究医コース生専用自習室、医学研究科学生専用自習室を整備している。

SGL は同一フロアに集約することで、自学自修の他、共用試験 OSCE (客観的臨床能力試験) 会場としても 1フロアで完結する効率的な施設配置となっており、外部の評価者から高い評価を得ている。第 6 学年次用自習室も 1フロアに集約し、24 時間利用も想定したセキュリティ設備により、安全安心に自学自習に取り組める環境を整備している【資料 2-5-2】。

同キャンパス内に附属病院として、963 床（一般：919 床、精神：44 床）を有する「兵庫医科大学病院」を設置し、地域の中核病院として機能するとともに、全学部・全研究科の臨床・臨地実習施設として、また臨床研究のフィールドとして活用している【資料 2-5-3】。

運動施設としては、大規模学会にも対応可能な座席数 732 席の講堂を 1 階、体育館アリーナを 2 階に有する平成記念会館を設置し、柔剣道場・アーチェリー・ゴルフ練習場も併設する。その他に、西宮キャンパスの至近地に野球やサッカー等ができる鳴尾浜総合グラウンド、東鳴尾テニスコートを有し、体育や課外活動を支える施設も充実している。

建物の耐震については、教育研究棟は耐震構造であり、附属病院についても平成 25(2013)

年に完成した急性医療総合センターでは免震構造を導入している。なお、耐震基準を満たしていない建物については、現在建設中の新病院棟が完成、移転後に令和9（2027）年度に取り壊しを開始する予定である。

（神戸キャンパス）

薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の3学部及び薬学、看護学、リハビリテーション科学の3研究科を設置する神戸キャンパスは、校地面積49,138㎡、校舎の延床面積35,085㎡を有している。講義室・実習室のほか、神戸キャンパス図書館、神戸共同利用研究施設、神戸病態モデル研究センターを設置し、また付属施設として薬用植物園を設置しており、充実した教育研究環境を整えている。また、全校舎内に有線・無線LANを敷設し、情報処理演習室2室に合計218台、神戸キャンパス図書館及びラーニングスクエアに39台のパソコンを設置し、情報処理関係においても十分な環境を整備している。

M棟・G棟の4階にはオープン型又はクローズ型のカンファレンスルームを全35室配置し、SGL形式の授業の他、グループ単位での自習にも使用可能で、十分な学生の自学自修環境を整備している。

同キャンパス内には、体育館アリーナやテニスコート、ミニグラウンドなどを配し、体育、課外活動に利用できる。また、鳴尾浜総合グラウンド等西宮キャンパス体育施設も利用できる。

建物の耐震については、全校舎が耐震構造である。

（篠山キャンパス）

篠山キャンパスには、平成9（1997）年度に旧国立病院の移譲を受けて第2の附属病院として開院した「兵庫医科大学ささやま医療センター（開設当時：兵庫医科大学篠山病院）」のほか、「兵庫医科大学ささやま老人保健施設」「ささやま居宅サービスセンター」を設置し、地域の保健医療を支えるとともに教育・研究施設として機能している【資料2-5-4】。また、同キャンパスで臨床実習・臨床研修を行う学生・研修医のための宿舎も完備している。

建物の耐震については、全舎が耐震構造である。

（梅田キャンパス）

令和4（2022）年度に予防医学の教育・研究・診療に係る実践施設として、従前は西宮キャンパス内に設置していた健康医学クリニックを、大阪の中心地である梅田の大規模商業ビルの13階フロアに移設し、「兵庫医科大学梅田健康医学クリニック」を開設した【資料2-5-5】。令和6（2024）年度からは同キャンパスでも実習を行う予定である。

（管理体制）

建物及び電気・ガス・水道等建物付属設備、また情報ネットワーク・情報システムに関して専任職員及び技術者を配置している。日常のメンテナンス等には業務委託による専門の外部業者も活用し、全てのキャンパスにおけるこれら設備の維持保全あるいは既存設備の改善、更新計画の策定を進めており施設設備は適切に管理されている。また、共同利用

研究施設ならびに病態モデル研究センターにおいては、各施設に専任の技術職員を置き、両キャンパス施設設備の維持運用のほか、施設内では研究活動の支援業務を担当しており、充実した教育研究環境の一翼を担っている。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### [実習施設]

(西宮キャンパス)

大学内は有線 LAN を各室に整えている他、各キャンパスの建屋全体に対して無線 LAN を構築しており、学生はどのキャンパスであっても学生個々に配布された自身の ID、パスワードを用いてインターネットに接続することができ、必要なときに電子教科書など電子媒体の教材を利用することができる。

教育研究棟に、教養教育、基礎医学教育の様々な実習に対応した複数の実習室を複数設置している。また、情報教育室が 1 室あり、84 台のパソコンを設置している。これらのパソコンには、Microsoft Office をはじめとする一般的なアプリケーションソフトウェアのほか、統計解析、プログラミング環境などの専門的なソフトウェアがインストールされており、情報系の授業だけでなく、共用試験 CBT や専門教育など、幅広い教育活動に活用されている。授業時間以外の時間帯は、学生のレポートや発表資料の作成に活用され、関連する医学文献の検索や VOD(Video on Demand)による教科学修などが行われている。また定期的に機器更新を行っており、令和 6 (2024) 年度にもパソコンの全面的な更新を予定している。

(臨床実習施設)

兵庫医科大学病院 (西宮キャンパス)、兵庫医科大学ささやま医療センター (篠山キャンパス) の 2 つの附属病院を有し、臨床教育の場として利用され、多職種連携を学ぶうえで欠かすことができない教育現場となっている。医学部の「臨床実習」では、学部学生は Student Doctor として電子カルテの利用・閲覧が許可されている。令和 5 (2023) 年度からは、医学教育の ICT 化推進と、卒前卒後のシームレスな教育体制構築のため「臨床実習」において、CC-EPOC (卒前学生医用オンライン臨床教育評価システム) を導入した。今後、本システムを活用し、臨床実習における形成的評価と学生へのフィードバック、卒業後には卒後研修室で導入している PG-EPOC (旧 EPOC2) と連携させることで効率的な臨床研修を受けることが可能となっている。

さらに、法人内に臨床教育統括センターを設置し、センター内に独立した常設のシミュレーションセンターを有している。シミュレーションセンターでは、シミュレータなどを用いた個人の技術練習、チーム医療のトレーニングなど様々な学修目的に合わせた環境を提供し、医療従事者や学生の教育に活用されている【資料 2-5-6】。

また、兵庫医科大学梅田健康医学クリニック (梅田キャンパス) においても、令和 6 (2024) 年度より実習を行う予定である。

(神戸キャンパス)

神戸キャンパス 3 学部 4 学科学生の実習の場として、薬学実習室、基礎医学実習室、臨

床薬学研修センター、基礎看護学実習室、成人看護学実習室、助産/母性・小児看護学実習室、精神・地域・在宅・老年看護学実習室、健康教育実習室、看護学スキルスラボ、リハビリテーション実習室、義肢装具学実習室、運動・動作解析実験室、呼吸・循環・代謝実験室、ADL 室/レクリエーション治療室、作業科学実習室、発達機能実験室を神戸キャンパスに有しており、各学部学年によってその実習に適した実習室を利用することができる【資料 2-5-7～2-5-9】。

各実習室は、学生が授業で使用している時間以外は、各学部のルールのもとに開放しており、学生は自らのスキル向上のために、また授業の予習復習のために自由に実習室内の備品を利用することができる。また、情報処理演習室が 2 室あり、演習室 1 に 102 台、演習室 2 に 116 台のあわせて 218 台のパソコンやプリンタ・複合機を学生用として設置している。これらのコンピュータには、西宮キャンパス同様に Microsoft Office をはじめとする一般的なアプリケーションソフトウェアのほか、統計解析、プログラミング環境などの専門的なソフトウェアがインストールされており、情報系の授業だけでなく、CBT や専門教育など、幅広い教育活動に活用されている。授業で使用できない場合を除いて原則 9 時から 21 時まで開室しており、学生は自由に利用することができ、学生のレポートや発表資料の作成に活用され、関連する医学文献の検索や VOD による教科学修などが行われている。現在の機器は令和元（2019）年に更新しており、次の更新に向けて計画中である。

インターネット環境についても有線 LAN を各室に整えている他、キャンパスの建屋全体に対して無線 LAN を構築しており、学生はどのキャンパスであっても学生個々に配布された自身の ID、パスワードを用いて共通の手順によりインターネットや学内システムに接続することができる。

また、神戸 3 学部合同及び医学部を加えた 4 学部合同授業においては、閉鎖型・開放型カンファレンスルームを利用し、少人数グループ学習室として利用することができ、その成果に寄与している。

カンファレンスルームにあるインタラクティブな多機能情報端末「ディスカッションボード」は、グループ学習やゼミにおいて重要な ICT 機器として活用されている。

#### （図書館）

兵庫医科大学図書館は、西宮キャンパス図書館、神戸キャンパス図書館の 2 館を以て構成されている。両キャンパス図書館ともに、アクティブラーニングに対応できるラーニングコモンズ（名称：ラーニングスクエア）を併設している。ラーニングスクエアは、学習の場としてだけでなく、グループディスカッションを行ったり、プレゼンテーションの練習を行ったりする場でもあり、多様化する学びを支えている。

電子ジャーナル（約 14,900 タイトル）、データベース等の電子リソースは、西宮キャンパス、神戸キャンパスのみならず、ささやまキャンパスにおいても利用可能である。さらに、データベースの検索結果から、電子ジャーナルや OPAC・CiNii Research 等、利用者が求める最適な資料へと購読状況などの状況判断をしながらナビゲーションするリンクナビゲーションシステムも導入しており、利便性を高めている。また、クラウド型機関リポジトリ環境提供サービス「JAIRO Cloud」を利用して「兵庫医科大学機関リポジトリ」を構築し、博士論文、紀要論文等学内研究成果物を発信している。

両キャンパス図書館ともに国立情報学研究所「NACSIS-CAT/ILL」に参加しており、「NACSIS-CAT」により形成されている総合目録データベースのデータを利用して本学の蔵書目録データベースを構築し、蔵書検索を可能にしている。また、「NACSIS-ILL」により、全国の ILL サービス参加機関図書館間での相互貸借サービス（文献複写・現物貸借）を可能としている。

・ 西宮キャンパス図書館【資料 2-5-10】

西宮キャンパス図書館は教育研究棟 4 階に位置し、閲覧席数 158 席（医学部収容定員数 648 名）を有しており、学習の場として十分な座席数を確保している。蔵書については、図書 約 37,000 冊、定期刊行物 約 440 種を所蔵しており、図書は日本十進分類法の分類に基づいて系統的に配架され、雑誌については、タイトルのアルファベット順で配架されている。教育研究・学習に必要な最新図書の収集は、図書館司書職員により行われ、西宮キャンパス図書館小委員会を経て購入している。

開館時間は、学生会からの要望に基づき決定しており、最長で平日 8：30~22：00、土・日・祝日は 9：00~22：00 開館している。

・ 神戸キャンパス図書館【資料 2-5-11】

神戸キャンパス図書館は、P 棟 3 階に位置し、閲覧席数 408 席（3 学部収容定員数 1,620 名）を有しており、学習の場として十分な座席数を確保している。また、6 名程度のグループで学習ができるグループ学習室 18 室も併設している。

蔵書については、図書 約 39,000 冊、定期刊行物 約 500 種を所蔵しており、図書は日本十進分類法の分類に基づいて系統的に配架され、雑誌については、タイトルのアルファベット順で配架されている。教育研究・学習に必要な最新図書の収集は、神戸キャンパス図書館小委員会委員を中心とした教員の選書により行われ、神戸キャンパス図書館小委員会を経て購入している。

開館時間は、学生委員の意見も聴き、授業のある期間は平日 9:00~21：00、土曜日 9：00~17：00 で、後期からは日曜・祝日も 9：00~17：00 開館している。定期試験期間中と 11 月~2 月は、年末年始を除き、平日・土曜・日曜・祝日を問わず 21：00 まで開館している。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー対策として、建物の出入口は全て段差を無くし、階段やスロープには手摺を設置し、障害者の利便性はもちろんのこと、本学を利用する学生や教職員の利便性の向上に努めている。また、西宮キャンパスでは、併設する立体駐車場に障害者車両用の駐車スペースを確保し、学内へは段差なくスロープで移動出来るよう配慮している。神戸キャンパスにおいては、各建物を渡り廊下で接続し、屋内で移動出来るよう利便性に配慮している。

## 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(西宮キャンパス)

西宮キャンパスでは、各授業科目で授業の実施形態に合わせて、適切な指導ができるよう教員を配置している。医学部第1学年次の教養科目「General English」では学力別クラスに分け、Reading及びNativeによるSpeaking授業を行っている。第2学年次の「基礎系講座配属」では、基礎医学系の各講座(17講座)に学生を4名程度配置し、各講座5名の教員が指導にあっている。第5学年次の「臨床実習」では1グループ10~11名に対し、各診療科に臨床実習責任者1名、教育担当教員1名に加えて指導教員数名を配置し指導にあっている。

4学部合同の篠山キャンパスにおける令和5(2023)年度多職種連携総合臨床実習では、6~7名のグループ編成で1クール(5日間)に2グループで実施し、3クールの実習を行った。

(神戸キャンパス)

神戸キャンパスでは、学生自らが学ぶ姿勢を涵養するために、第1学年次生より少人数のグループで「Team-Based learning(TBL)」や「Project Based Learning (PBL)」を経験させる等、多くの授業でグループ学習、プレゼンテーションを取り入れ、アクティブラーニングの機会を多く設けている。また、薬学部、看護学部では、第1学年次生の学生数が150名、100名(いずれも定員)と多人数になるため、実習系の授業では、授業内で複数の教員が実習指導を行ったり、クラス分けをするなど、学生数に応じた教員数を配置し、授業の運営を行っている。授業や実習で多くの学生が一斉に学習する場合も、設備・備品を随時補充するなどにより、授業に支障がないように適切に対応している。

学生への履修指導は、毎年年度始まるのオリエンテーションの際に行われ、必要がある場合は各学部教育委員、担任からも履修指導を行う。また、各学部では履修支援を必要とする学生に対して、学習支援教員が個別指導を行っている。

本学で学ぶ大学院生の多くが平日は就業していることが多いため、コースワークについては、平日夜間や土日に開講するなど大学院生が履修しやすい環境を提供している。オンライン開講の科目もあり、利便性を考慮した授業を提供している。また、各研究科では、分野ごとに指導体制を構築し、研究指導教員を中心に研究指導を行なっている。

### (3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

#### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

西宮キャンパスにおいては、一部建物及び施設の老朽化が懸念されている。現在、新病院棟の建設を行っており、新病院棟の完成後に耐震基準を満たしていない建物を順次解体することにより、全ての建物が新耐震基準を満たすことになる予定である。

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(実習施設)

令和4(2022)年度より開設した梅田健康医学クリニックを令和6(2024)年度より実習等で活用予定である。また、兵庫医科大学病院をさらに有効活用するために、令和6(2024)

年度より本院においても多職種連携総合臨床実習を実施する予定である。

西宮キャンパス及び神戸キャンパスでの情報設備においては、全学的な学内無線 LAN 環境の利用増大に対応するため、各校舎の無線 LAN アクセスポイントを今後も計画に基づき順次増強を行っていく予定である。令和 5（2023）年度は、西宮キャンパス教育研究棟で、講義資料や教科書を電子化したため、講義室内の無線 LAN アクセスポイントを増強した。

また、神戸キャンパスでは、兵庫医療大学（薬学部、看護学部、リハビリテーション学部）として開学（平成 19（2007）年 4 月）以来（令和 4（2022）年 4 月に統合）、15 年が経過し、実習室の施設や備品の老朽化が進行しているため、予算化して計画的に更新を順次行うことで、実習施設環境の維持、向上に努めている。

（図書館）

学生の利便性を考慮し、今後も積極的に電子書籍を購入する予定である。オリエンテーションや授業等における説明はもとより、図書館ホームページ内の情報検索ページの充実も図り、電子資料のさらなる利用促進を目指す。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

現在西宮キャンパスに建設中の新病院棟は、各建物を渡り廊下で接続することで、障害者並びに学生、教職員の利便性向上に配慮している。また、最寄り駅からの歩行者の利便性と安全を確保するため、歩行者専用デッキを設置する計画である。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

[学部]

(医学部)

医学部では、カリキュラムや学修成果などについて審議する「医学部教育プログラム評価委員会」「医学部学修成果作成委員会」「西宮キャンパス教務委員会」の各委員会に、医学部の学生を委員として任命し、カリキュラム等に関しての議論や学修支援に関する意見などをくみ上げている【資料 2-6-1, 2-6-2】。学生からの意見、要望は、今後の参考として各教員、各科目責任者へフィードバックを行っている。

具体的には、令和 3（2021）年度に「旧カリキュラム評価委員会」から「旧カリキュラ



ム委員会」になされた提言のうち「3年、4年の試験数が多いことは明らかであるため、まとめられるものは1科目として扱うことが望まれる。」は学生委員の意見が反映されたものであり、実際にいくつかの内科系科目が統合され試験数が削減された【資料 2-6-3, 2-6-4】。

また、西宮キャンパス教務委員会の小委員会として、「兵庫医科大学医学部学生教育懇話会」を設置し、学生教育、学修環境等に関する事項について学生代表と意見交換を行っている【資料 2-6-5】。学生からの意見等については、西宮キャンパス教務委員会、医学部教授会メンバーと共有し、改善への参考としている。

学修支援に関する要望等の分析については、医学教育センターでの個別面談実施状況などから、学生の学修状況及び学力不振のリスク要因について調査している。調査結果は、西宮キャンパス教務委員会、医学部教授会構成員にて確認され、学力不振対策の検討に活用している。また、学生の修学実態を把握し、大学の教育活動を改善することを目的として、修学実態調査を毎年実施している【資料 2-6-6】。調査は IR 室にて分析し、西宮キャンパス教務委員会、医学部教授会構成員にて確認され、学修方法、学修環境の検討として活用している。

(薬学部、看護学部、リハビリテーション学部)

各学部の学生からの意見や要望などをヒアリングする仕組みとして、神戸キャンパス教育委員会の小委員会として、各学部の代表学生を構成員とする「学生教育懇話会」を設置し、学生からの意見を聴取している。出された意見に関しては、教育委員会ならびに各学部教授会において検討し、学生にフィードバックを行なっている。

具体的には、令和 5 (2023) 年度に要望のあった、定期試験スケジュールの公開を 10 日程度早める、空きコマが少なくなるような時間割構成、第 1~2 学年次は成人式を配慮したカリキュラム等に対応した。また、薬学部では、第 2 学年次、第 3 学年次配当科目において、講義内容の見直しや科目担当者の変更を行った【資料 2-6-7】。

学修支援に関する要望等の分析については、全科目において IR 室が主導し「授業改善アンケート」を実施し、学生からの授業に対する評価ならびに意見を聴取している。結果はホームページで公開するとともに、得られた回答に対して、各科目責任者より学生に対してフィードバックを行っている【資料 2-6-8】。

また、学生の修学実態を把握し、大学の教育活動を改善することを目的として、「修学実態調査」を実施している。同調査は IR 室にて分析を行い、神戸キャンパス教育委員会、各学部教授会に情報共有している【資料 2-6-9】。

併せて各学部の学生に対し「学修達成度調査」を実施し、学生がディプロマ・ポリシーに対し、どの程度達成できているかを調査している。この結果は各学部教授会で確認し、カリキュラム等に反映するように検討している【資料 2-6-10~2-6-12】。

#### [研究科]

各研究科において授業評価アンケートや講義評価などのアンケートを行い、学生からの意見を収集している。結果については研究科教授会において検討し、改善策の提案や担当科目責任者にフィードバックを行っている【資料 2-6-13~2-6-16】。医学研究科において

は、学生の要望をもとに社会人学生への対応として、今年度より履修体系の一部を変更し、大学院基盤講義と大学院講義 A において Moodle から Web 受講を可能とした。また第 3 学年次の中間発表会に対するアンケートも実施し、学生・教員の要望をもとに毎年その実施方法について議論・修正している。

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### [学部]

#### (医学部)

西宮キャンパスでは、学生が安心して学生生活を送れるよう、学生保健室と学生相談室が連携し、心身の健康面に関することや、対人関係、学業に対する不安など様々な悩みに対応している。学生情報共有会を毎月 1 回定期的に開催し、精神面も含めた疾病や学習成績、欠席の多さなどで問題のある学生を早期に拾い上げる体制を構築している。また、アドバイザー教員や学年担任も相談窓口として機能しており、学修面や学生生活に関する助言指導を行うとともに、学生の意見・要望の把握に寄与している。学生部委員会には学生が委員として出席しており、学生会からの要望を聴取できる体制が整えられている。直近ではテニスコートの芝全面改修の要望について審議され、理事会等を経て、工事を実施した。学生教育懇話会においても代表学生と課外活動等に関する要望について意見交換できる機会を設けており、空調が整備されていない平成記念会館の更衣室に新たに冷暖房機器を設置するなど、学生生活における利便性や満足度の向上に繋がっている。経済的支援については、本学の奨学金制度を大学ホームページや学生ハンドブックに掲載して全学生に周知しており、学生支援課にて個別の相談を受け付け、個々の事情に応じた提案を行っている【資料 2-6-17, 2-6-18】。

#### (薬学部、看護学部、リハビリテーション学部)

神戸キャンパスでは、学生保健室ならびに学生相談室を中心に、心身に関する健康相談を実施しているが、そこに至るまでのアクセスができるだけ速やかになるように、学生サポートを充実させている。

また、各学部では以下の通り担任制度を設けサポートを提供している。

- ・ 薬学部では、学年を分割してクラス分けし、2 名の担任を配置し学生の相談等に従事している。成績不良や学籍異動の際には学生部委員と連携しながら面談し、必要なサポートを提供している。
- ・ 看護学部では、15 名程度の学生に 1 名のアドバイザー教員を配置し、さまざまな相談等に対応している。
- ・ リハビリテーション学部では、それぞれの学科で 1 学年に 2、3 名の担任を配置し、面談等を実施しサポートを行っている。併せて、新入生に対しては、10 名程度の新入生に対して、2~3 名の上級生がアドバイザーとしてピアサポートするアドバイザー制度を、学生会・大学行事实行委員会の主導で実施している。各アドバイザーは、学部の学生部委員と連携できるように体制づくりを行い、入学直後の不安の解消に努めている。

学生生活に関する学生の意見・要望の把握は、学生会との月1回の定例会を設けると共に、学生教育懇話会、卒業生の卒業時アンケートなどによって把握している。学生教育懇話会の分析は教育委員会、卒業時アンケート結果は学生部委員会で分析し、それぞれ神戸キャンパス協議会等で報告の上、学生生活の改善に活用している。具体的には、卒業時アンケートで要望が多かった以下の2点について改善した。一つは学習環境としてレストランの空調・照明時間の延長、二つ目はコンビニエンスストアの営業時間の延長の要望である。これらは学生部委員会にて検討し、それぞれの時間延長を実施している。今後は利用状況を鑑みながら、学生と共に検討していく。

#### [研究科]

年1回の大学院生アンケートを行い、学生からの意見を集めている【資料 2-6-19, 2-6-20】。結果については研究科運営委員会または研究科教授会において検討し、改善策の提案を行っている。

具体的には、社会人大学院生の就業環境に配慮して、オンライン講義を積極的に取り入れている。また、毎年度開始時に、前年度の研究の進捗状況の報告と当該年度の研究計画を記載した実績報告書を研究科教授会で公開し、大学院生の研究進捗状況を把握している。看護学研究科では、仕事との兼ね合いで休学を検討する場合など相談窓口や手続きがわからなかったとの回答があり、年度初めのガイダンスや一斉メールで窓口と手続きを周知するとともに、指導教員とも院生の要望を共有した。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### [学部]

##### (医学部)

西宮キャンパスにおいては、学生代表から科目のテキスト（教員が作成する授業資料）が紙媒体であり、不適切な文字の大きさ、不適切なカラー表示についての指摘があった。この点を改善するために、すべてのテキストを電子媒体とし、Moodleにて配信することとした。また、新型コロナ以前から、録画授業を行っており、その配信を研究医コースの学生のみに行っていたが、新型コロナ対策を期に、全学生に配信することとした。その中で学生より、画質問題が意見として上がっていたことから、視聴覚室において撮影カメラなどの機能を向上したことによって、改善を図った。

学生会（学生の福祉、親睦、学生生活の向上を目的として設立した組織）が学生からの意見を集約し、とりまとめた要望に対しては、学生部委員会で審議し、例えばテニスコートの芝の交換やLED照明の設置、アリーナ床の全面補修、グラウンドの整備等を行なっている。他にも、学生会からの要望書に基づき、西宮キャンパス図書館の開館日・開館時間を決定している。

##### (薬学部、看護学部、リハビリテーション学部)

神戸キャンパスでは、各学部の学生からの学修環境に関する意見を聴取する取り組みとして、各学部の代表学生との「学生教育懇話会」を開催し、学生からの意見を聴取している。学生から出た意見に関しては、教育委員会ならびに各学部教授会において検討し、学

生にフィードバックを行なっている。具体的には、神戸キャンパスの学生は学内での印刷には上限（ポイント制）があるため、そのポイントについて、令和 5（2023）年度に要望があがったため、検討した結果、印刷ポイントを 1200 ポイントから 1400 ポイントへ増加した。また Wi-Fi 環境についても要望があがったため、順次充実させている。

また、学生の修学実態を把握し、大学の教育活動を改善することを目的として、修学実態調査を実施している。その中で学修環境についても聴取している。同調査は IR 室にて分析を行い、教育委員会や各学部教授会にて情報共有している。

さらに、学生の卒業時に「卒業時アンケート」を実施しており、卒業前の学生に対して、大学の学修環境について意見を聴取している。結果は学生部委員会で検討し、学修環境の改善に努めている。

神戸キャンパス図書館においては、神戸キャンパス図書館小委員会の学生委員より、神戸キャンパス図書館の開館日・開館時間および図書館への要望等の意見を聴取し、必要に応じて神戸キャンパス図書館小委員会で検討し、改善に努めることとしている。

#### [研究科]

年 1 回の大学院生アンケートを行い、学生からの意見を集めている。結果については研究科教授会において検討し、改善策の提案を行っている。

#### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

##### [学部]

##### **2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

各種会議での学生との議論や各調査を引き続き実施し、意見・要望の把握と分析を行い改善に努める。

##### **2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

各種アンケートや、アドバイザー教員、学年担任等から把握した学生の情報や意見・要望を引き続き把握し、分析し改善に努める。

また、西宮キャンパスでは、毎年 6 月の学生総会にて、Moodle を活用し、自由記載で、大学に対する意見、要望の調査を行っており、引き続き継続する。質問項目の変更はあまり行わず、経年的な比較を行うことで、学生の実態を調査し、その変化から大学が変わるべき点に生かすようにする。

##### **2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

現行のシステムや調査にて収集する意見を、各種会議にて協議し、改善計画を立てていく。具体的なものとして、西宮キャンパスでの学生の意見をもとに、建設中の新病院内に student doctor の学修スペースを設置の要望を挙げている。

#### [研究科]

現行のアンケートの見直しや、意見に関する対策の検討の強化を行っていく。

**【基準 2 の自己評価】**

学生の受け入れ（基準項目 2-1）については、建学の精神と大学・大学院の使命・目的及び各学部・研究科の使命・目的及び教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、大学ホームページ、大学案内及び学生募集要項などの媒体を通じて広く学内外に周知している。このアドミッション・ポリシーはオープンキャンパス、進学相談会及び高大接続プログラムなどの機会を通じて高校生等に周知する他、入試説明会や高校訪問などを通じて高校等の教員にも周知している。また、学長統括のもとに入学者選抜をアドミッション・ポリシーに沿って実施するため、入学者選抜の方法等を総合的に企画・立案するアドミッションセンターを設置し、その元に西宮キャンパス入試センター及び神戸キャンパス入試センターを置いている。さらに、両キャンパスには入学者選抜方法を検討する入試検討委員会を置き、利益相反がない学内専任教員による出題専門委員及び採点専門委員に委嘱しており、入試問題の作成は大学自らが行う体制にある。また、これらから独立性を確保した入試運営委員会を両キャンパスに置いており、入学者選抜における合否判定においては、個人を特定できる条件を伏せて確定した素点に基づき入試運営委員会で合否ラインを検討したのち、入試判定の臨時教授会で審議され、最終的な合格者を決定している。また、入学者選抜の実施後には入試検討委員会で年度ごとの入学者選抜にかかる論点整理と改善方針について検討しており、入学者選抜をアドミッション・ポリシーに沿って公正かつ妥当な方法で、また適切な体制で実施し、これを継続的に検証できる体制が整っている。学生受け入れに当たっては、入学定員及び収容定員に対して適正な学生数を確保している。

学修支援（基準項目 2-2）については、「兵庫医科大学 学生支援方針」を定め、両キャンパスの教務及び学生支援に関連する委員会が教学課や学生支援課などの職員組織及び学生保健室、学生相談室が協力する教職協働体制を整えている。また、医学教育センター・薬学教育センター・臨床教育統括センターなどの特色ある教育組織や担任及びアドバイザー制度などにより、学生への学修支援に関する方針・計画及び実施体制を適切に備えた体制となっている。また、全ての研究科において教育活動を支援するための TA 制度を設けている。オフィスアワー制度を全学的に導入し実施している。改正障害者差別解消法の施行も念頭に、障がいのある学生に対して心身の両面から支援と必要な配慮を行うことができる体制を整えている。また、担任教員やアドバイザー制度などを通じて、学修と生活の両面から学生サポートを実施しており、休学及び留年や中途退学などへの対応策としている。

キャリア支援（基準項目 2-3）については、教育課程において、医系総合大学の特性を踏まえた多職種連携教育を重視した特色あるカリキュラムを通じて学生の社会的・職業的自立を促す体制にある。また、教育課程外においてもキャリアデザインセンターなどの活動を通じて、インターンシップ、各種の就職ガイダンス、説明会、個別相談などの支援と相談・助言体制を整備している。また、学校法人兵庫医科大学連携病院の会による組織的な進路支援を行っている。医学部においては臨床教育統括センターが研修先病院の選択に関する支援を行っている。

学生サービス（基準項目 2-4）については、西宮及び神戸の両キャンパスに学生部を設置して学生が充実した学生生活を送ることができるよう福利厚生を図り、生活を援助している。また、学長直轄の組織として学生保健管理センターを置き、臨床心理士資格を有す

る相談員を配置した学生相談室と保健師を配置した学生保健室を備えている。これらの組織は、両キャンパスの学生部委員会と綿密に連携した体制にある。また、学生の経済的な負担を軽減するために、本学独自の奨学金制度や学生活動やクラブ活動を支援する体制を整えている。

学修環境の整備（基準項目 2-5）については、西宮キャンパスに医学部と医学研究科を、神戸キャンパスには薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部とこれらの研究科をおき、それぞれに十分な校地と校舎等の学修環境を備え、適切に運営している。また、西宮キャンパスにある兵庫医科大学病院、篠山キャンパスにあるささやま医療センター、並びに梅田キャンパスにある梅田健康医学クリニックは実習施設として不可欠の役割を有している。教育目的の達成のために、両キャンパスに図書館を置き、十分な学術情報資料の提供と学生の自学にも応える開館時間を設けている。また両キャンパスには学生自身の ID とパスワードで安全に使用できるネットワーク環境や情報処理室を整備している。大学施設は建物の出入り口の段差をなくし、階段やスロープには手すりを設けるなど学生や教職員の利便性に対する配慮がなされている。また、十分な教育効果が期待できるクラスサイズで実施する授業に加え、少人数の学生がグループ学習を行うための施設を備えている。なお、西宮キャンパスにおいては一部の建物に老朽化の懸念があるが、現在進行中の新病院棟の完成を待ってこれらを順次解体し、全ての施設・設備が耐震基準を満たすよう計画的に管理している。

学生の意見・要望への対応（基準項目 2-6）については、学生の代表者からの意見を汲み上げ、教学に反映させるために学生教育懇話会などの制度を、両キャンパス（西宮キャンパス教務委員会、及び神戸キャンパス教育委員会）に整えている。心身に関する健康相談は、担任またはアドバイザー教員などが学生相談室及び学生保健室と連携してこれに当たっている。また学生会との定例の意見交換や卒業時アンケートなどの実施とその分析により、学生の学修環境に対する要望をくみ上げることができる体制となっており、施設・設備の改善に資するものとなっている。

以上の事から、基準 2「学生」について、基準を満たしているものと判断する。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

###### [学部]

令和 3（2021）年度までは、単科医科大学として、建学の精神に則り、「兵庫医科大学学則」第 1 条に定める目的と第 2 条に定める使命に従い、ディプロマ・ポリシーを策定していた。令和 4（2022）年 4 月の兵庫医療大学との大学統合を契機とし、学則を改正し第 2 条に「学部の目的」を定めたが、引き続き、統合前における各学部のディプロマ・ポリシーは据え置きとしていた【資料 3-1-1】。統合後 1 年が経ったことから令和 5（2023）年 4 月より、新たな大学の使命及び学部の目的を再検討し、それをふまえた教育目標、全学部及び各学部のディプロマ・ポリシーの再検討を行い、内部質保証会議、大学運営会議にて新たなポリシーを決定した【資料 3-1-2～3-1-11】。策定されたディプロマ・ポリシーは、本学のホームページを通じて周知している【資料 3-1-12】。また、学生には西宮キャンパスでは教育要項、神戸キャンパスでは教務便覧にも掲載しており新入生オリエンテーション時に周知している【資料 3-1-13, 3-1-14】。

###### [研究科]

前述の学部見直し合わせ、大学院のディプロマ・ポリシーについても見直しを行い、「研究科の目的」に基づき、新たな大学院及び各研究科のディプロマ・ポリシーを策定した。研究科の目的は「兵庫医科大学大学院学則」に明示している【資料 3-1-15】。研究科全体、及び各研究科のディプロマ・ポリシーはホームページに掲載し、周知している【資料 3-1-12】。

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

###### [学部]

「兵庫医科大学学則」第 44～47 条にて成績評価、進級、卒業認定に係る事項を定めている。また、「医学部の教務に関する規程」「薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の教務に関する規程」にて、それぞれ成績評価や進級の資格等について定めている【資料 3-1-16, 3-1-17】。各科目のシラバスには授業計画及び成績評価基準が記載され、これらはホームページにて公開しており、学生への周知が徹底されている【資料 3-1-18, 3-1-19】。

本学では、医学部を除く学部は単位制で医学部のみ学年制を採用している。単位認定、

進級に関しては、以下に記載するように、全学部において表記基準等の策定と周知を行っている。

(医学部)

医学部は学年制を取っており、進級、単位認定については当該学年の基本的に全ての履修科目において合格した学生が進級可能であり、単位が認定される。しかしながら、一定の基準を別途設けており、その基準内である学生は、医学部教授会で審議の上、次年度での当該科目の単位取得を条件に進級を認めることがある。卒業認定については、所定の過程を修了し卒業試験を複数回行い、基準に到達した学生だけを卒業と認定している。進級基準及び卒業認定基準はディプロマ・ポリシーを踏まえ、兵庫医科大学学則に定めるとともに、ホームページにて公開し、オリエンテーションなどでも説明を行っている。修業可能年限、在学可能年限については、学則に規定しており、適宜、オリエンテーション等でも説明を行っている。

(薬学部)

薬学部の進級認定は単位制であり、当該学年次に配当された全ての必修科目に合格した学生が進級する。一方、本基準に到達しなかった学生についても、教育上有益と定められた進級要件に則り、上級学年へ仮進級させている。進級要件は毎年3月の教授会にて見直し審議されている。卒業認定については、卒業に必要な所定単位を全て修得し、ディプロマ・ポリシーに到達したと認められた学生が卒業認定を受けている。薬学部では「兵庫医科大学 薬学部・看護学部・リハビリテーション学部 GPA 制度に関する要領」に定めた GPA 制度を導入しているが、進級や卒業要件には利用せず、指導教員等が学生への学修指導に活用している【資料 3-1-20】。これら進級要件、進級及び卒業認定等の基準については、年度初めに実施するオリエンテーション並びに学年別ガイダンスにて丁寧に説明を行い、学生へ周知している。また、学生は自身の単位取得状況及び GPA を、教育・学生支援システムで確認可能である【資料 3-1-21】。

(看護学部)

看護学部は単位制であり、単位の認定基準に関しては、学則において、成績評価の方法、成績の評価について明示し、「兵庫医科大学 薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の教務に関する規程」で科目の評価基準、GPA、GPA を含めた成績評価の基準を定めている。この基準に則り、成績の評価を受ける資格のある学生に対して教授会にて審議している。また、GPA 制度を導入している。

進級基準に関しては、必要な所定科目で合格の判定を受けた学生に対し、進級要件に則り、また適正な判定のために学部教授会の意見を聴き、進級を認めている。

卒業認定基準について、卒業要件を満たしディプロマ・ポリシーに到達した学生に対し、卒業要件に則り、適正な判定のために学部教授会の意見を聴き、卒業を認めている。

これらは、教務便覧及び Web サイトで周知している。学生に対しても年度開始時の看護学部学年別ガイダンスで毎年周知している。



(リハビリテーション学部)

リハビリテーション学部は単位制であり、単位認定基準は定期試験を各学期末の実施し、期末試験の受験資格は出席率が各科目の総時間数の3分の2以上出席した学生とし、各試験の成績は100点満点とし、60点以上を合格としている。臨地実習については、出席率は実習期間の5分の4以上で、各実習の合格基準をクリアした学生を合格としている。

進級基準に関しては、基本的には各学年で修得すべき全ての必修科目に合格した学生を進級としている。ただし理学療法学科では第1学年次では、①未修得科目が1科目である、②未修得科目が2科目の場合、GPAが1.2以上であれば、仮進級を認めている。第2、3学年次では、①未修得科目が1科目の場合、理学療法基礎演習の単位を修得している、もしくはGPAが1.2以上である、②未修得科目が2科目の場合、理学療法基礎演習の単位を取得し、GPAが1.2以上の場合には仮進級を認めている。作業療法学科では、①未修得科目が1科目の場合、当該年度のGPAが1.3以上である、②未修得科目が2科目の場合、当該年度のGPAが1.4以上の場合には仮進級を認めている。

卒業基準に関しては、就業年限以上在学し、学則に定める単位（理学療法学科 133単位以上、作業療法学科 131単位以上）修得した学生を卒業と認定している。

これらは、教務便覧及びWebサイトで周知している。学生に対しても年度開始時のガイダンスで毎年周知している。

### [研究科]

ディプロマ・ポリシーを踏まえた各研究科の単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は「兵庫医科大学大学院学則」「兵庫医科大学大学院学位規程」「各研究科履修規程」に明示している【資料3-1-22～3-1-26】。各規程及び各研究科における学位論文申請基準、学位申請の手続きについては、教育要項（医学研究科）及び履修要項（薬学研究科・看護学研究科・リハビリテーション科学研究科）に明記し、ホームページにて公開している【資料3-1-27～3-1-30】。また、入学時のオリエンテーションでも周知している。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

[学部]

各学部、それぞれ独自の単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を適用し、認定について各学部における会議にて審議し、最終的に学長が認定している。以下に学部別の詳細を記載する。

(医学部)

医学部における成績評価は、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を厳正に適用している。第1学年次から第4学年次までの各科目の単位認定のための合格点数は65点と定められている。また、成績の評価を受ける資格を、講義科目は、出席率が3分の2以上であること、実習科目については全出席を原則とし、必要に応じて追実習等を行っている。第4学年次における共用試験（CBT、Pre-CC OSCE）については令和5（2023）年度より公的化されており、全国一律の基準での合格となっている。第4学年次から第5

学年次にかけて実施される「臨床実習」は、各診療科での評価の合計値により西宮キャンパス教務委員会にて判定される【資料 3-1-31】。

進級判定、及び卒業判定については、西宮キャンパス教務委員会で審議し、医学部教授会の意見を聴いたうえで、最終的に学長が認定している。また、卒業判定については、教務部長、医学教育センター長、副学長（学部教育担当）、医学部長が判定会議を開いて審議し、医学部教授会の意見を聴いたうえで、学長が認定している。

#### （薬学部）

薬学部では、各科目に関連するディプロマ・ポリシーと単位認定基準をシラバスに明示し、学生への周知を行っている。また、講義科目については定期試験による評価を、実習や演習科目については授業時間内の態度・小テストや提出物等による総合的評価を行い、各科目で 60%以上を合格として単位認定している。3月に臨時教授会を開催し、設定された基準に従い、公正かつ厳格に進級判定を行っている。また、卒業時には、2月の教授会で、卒業に必要な取得単位数だけでなく、各学生がディプロマ・ポリシーを達成できているかを審議した上で、学長が卒業認定を行っている。この認定結果に基づいて、各卒業生にディプロマ・サプリメントを授与している【資料 3-1-32】。

#### （看護学部）

看護学部での単位認定基準については、講義科目では定期試験を各学期末に行い、出席率は各科目の総時間数の 3 分の 2 以上出席した学生に定期試験の受験資格を与えている。各試験の成績は 100 点満点とし、60 点以上を合格の条件としている。演習科目については、出席率は 5 分の 4 以上で、成績は 100 点満点とし、60 点以上を合格の条件としている。

進級条件については、当該学年次に配当されている科目のうち、全ての必修科目及び進級に必要な選択科目の単位数について合格の判定を受けることが必要である。この場合、新年度の始めに次の学年に進級できる。但し、この条件に達しなかった学生のうち、進級が教育上有益であると認められた場合には、次の学年に進級することができる。

留年については、進級判定または卒業判定の結果、進級または卒業の認定を受けられなかった学生は、同一学年次をやり直す。留年した学生は、修得できなかった科目について再履修を行い、年度末に再度進級判定または卒業判定を受ける。なお、休学による場合を除いて、同一学年には原則として 2 年を超えて在学できない。

卒業基準については、学則に定める看護学部の卒業要件は 133 単位である。卒業所要単位 133 単位を修得し、修業年限以上在学していること、授業料等の納付が完了していることを条件に卒業試験に合格した学生について教授会の意見を聴き、学長が卒業認定している。

#### （リハビリテーション学部）

リハビリテーション学部の単位の認定については、単位認定のための教授会を開催し、教授会構成員の承認によって単位を認定している。もし各科目において不合格と判定する場合は予め出席状況、期末試験内容を確認し、その結果を教授会において審議し承認を得

ている。また卒業判定については予め学部長、教育委員が全ての単位を確認し、教授会においてその結果を審議する。卒業認定は単位数のみならず、ディプロマ・ポリシーにおける達成度についても併せて確認する。そして教授会構成員の承認によって、学長が卒業認定している。

#### [研究科]

科目の責任者が試験、レポート等によって履修科目の成績評価・単位認定を年度ごとに行い、研究科教授会で審議し学長が単位を付与している。学位論文の審査と最終試験は、「兵庫医科大学大学院学則」「兵庫医科大学大学院学位規程」で定める「審査委員会」で行う。「審査委員会」は学位論文ごとに研究科教授会構成員3名からなり、学位論文の審査と試験を行い、審査結果を学長及び研究科教授会に報告する。研究科教授会は学位論文及び試験の結果を評価し、課程修了者には学長が学位を授与する。学位授与基準、学位論文審査基準は大学ホームページで公開している【資料 3-1-33】。

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

#### [学部]

各学部での自己点検・評価委員会にてディプロマ・ポリシーの点検を行い内部質保証会議にて継続的に見直しを行っていく【資料 3-1-34】。ディプロマ・ポリシーの見直しに踏まえ、各基準についても各種委員会にて継続的に点検・見直しを図っていく。これら点検・見直しから建学の精神を基本とし社会から求められる人材を輩出するためにディプロマ・ポリシー及び各基準について学生に対して更に理解できるよう周知と厳格な運用に努める。

#### (医学部)

医学部では社会情勢や社会の要請に対応して、自己点検・評価委員会で継続的にディプロマ・ポリシーの見直しを行い、必要に応じて各基準の改善を行う。学生の学力を担保し、また国家試験合格率を向上させるために、医学部教育プログラム評価委員会、医学部教務委員会などで、基準の見直しを図る【資料 3-1-35】。

#### (薬学部)

薬学部ではディプロマ・ポリシーを踏まえ、学生に適した効果的な教育を実施するため、今後も、最適な単位認定基準、進級基準、卒業認定基準の策定と学生への周知を継続していく。また、さらなる学生の学力向上のため、神戸キャンパス教育委員会を中心に、学部内で必要に応じて各基準の改善を行っていく【資料 3-1-36】。

#### (看護学部)

看護学部では、学生へのディプロマ・ポリシーの周知徹底を行っていく。

#### (リハビリテーション学部)

リハビリテーション学部では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準の策定と学生への周知を引き続き実施し、必要に応じて適宜見直しを行

っていく。

#### [研究科]

本学大学院では、令和7(2025)年4月に看護学研究科、リハビリテーション科学研究科の博士後期課程の設置を予定しており、研究科の目的及びディプロマ・ポリシーの整備と、それに伴う「兵庫医科大学大学院学則」「大学院学位規程」「大学院履修規程」の改正を進めていく。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、大学院医学研究科運営委員会、研究科教授会において、単位認定基準、修了認定基準が適正に実施されているかを確認し、さらに継続的に運用の見直しと、各教員への周知徹底などにより、厳正な運用に努める【資料3-1-37, 3-1-38】。また大学院全体、及び各研究科のディプロマ・ポリシーは毎年見直しを実施する。

学位論文に係る評価に当たっての基準の具体的な基準(ループブックなど)を今後設定することにより、研究科の学位論文の質の担保につなげていく。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

##### (2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

##### [学部]

令和5(2023)年4月より、内部質保証会議において、大学・大学院の目的、各学部・研究科の目的及び教育目標を踏まえた大学・大学院及び各学部・研究科のディプロマ・ポリシーの再検討を行い、大学運営会議にて新たなポリシーを決定した。新たなディプロマ・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシーについても内部質保証会議において検討し、新たな大学・大学院及び各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーを策定し、大学運営会議で承認された。新たなカリキュラム・ポリシーは、本学のホームページを通じて周知している【資料3-2-1】。また、学生には西宮キャンパスでは教育要項、神戸キャンパスでは教務便覧にも掲載しており新入生オリエンテーション時に周知している。

##### [研究科]

ディプロマ・ポリシーを達成するため、大学院全体及び各研究科のカリキュラム・ポリシーを策定している。この内容は大学ホームページに掲載し、周知している。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### [学部]

全学部においてディプロマ・ポリシーを基にカリキュラム・ポリシーを見直し内部質保証会議にて確認している。また、全学部でディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの連関図を策定しており、両者の一貫性を確保している【資料 3-2-2】。また、履修系統図や科目ナンバリングを学生に明示し、体系的なカリキュラムを構築している【資料 3-2-3～3-2-9】。以下に、それぞれの学部別に記載する。

#### (医学部)

医学部では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの連関図を策定し、一貫性を確認している。また、ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連を図表化し、学生に明示している【資料 3-2-10】。

#### (薬学部)

薬学部では、令和 4 (2022) 年 4 月の大学統合をきっかけに、全学的に使命・目的・教育目標及び 3 つのポリシーの見直しを行った。建学の精神に基づき、社会情勢の変化も踏まえて、まず新たな使命・目的及び教育目標を策定し、それを達成するためのディプロマ・ポリシーを設定した。さらに、令和 5 (2023) 年 2 月 28 日 文部科学省より発表された薬学教育モデル・コア・カリキュラム (令和 4 (2022) 年度改訂版) の内容も踏まえて、新しいディプロマ・ポリシーを達成するにふさわしいカリキュラム・ポリシーを策定した。また、自己点検・評価委員会でも、使命・目的・教育目標及び 3 つのポリシーに示された内容や連関図などを基に、関連性と整合性を見て、最終検証を行った。このように、薬学部のカリキュラム・ポリシーは、使命・目的及び教育目標に基づいて策定されたディプロマ・ポリシーを達成できるように設定されており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

#### (看護学部)

看護学部では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの連関図を策定し一貫性を確認している。また、ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連を履修系統図やナンバリングを用いて学生に明示している。

#### (リハビリテーション学部)

リハビリテーション学部では、ディプロマ・ポリシーの各項目と関連付けてカリキュラム・ポリシーを策定しており、両者の一貫性を確保している。また、その関連性を明確にするため、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーがどのように関連づけられているかを明示した「連関図」を学生に示している。またディプロマ・ポリシーと授業科目を履修系統図やナンバリングを用いて学生に明示している。

#### [研究科]

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性は大学院医学研究科運営委員

会、各研究科の自己点検・評価委員会、及び内部質保証会議で議論・確認され、担保されている。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### [学部]

各学部において、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的教育課程が編成されており、実施している。以下に、各学部での取り組みの詳細を記載する。

#### (医学部)

医学部では、カリキュラム・ポリシーに沿って、カリキュラム系統図に示すような体系的な教育課程を編成している。シラバスには目的、到達目標、学習内容、授業計画、成績評価基準、準備学修など、必要項目が全ての科目で示されている。シラバスは大学ホームページに公開している。

なお、医学部では、9割以上が必修科目である教育プログラムを設けていることから、実質的に履修登録の上限が決まっている。

#### (薬学部)

薬学部では、教育課程は、教養教育、語学教育、人の行動と心理に関する教育、薬学教育モデル・コア・カリキュラム平成25(2013)年度改訂版の各項目、大学独自の教育、問題発見・解決能力の醸成のための教育をバランスよく含み、カリキュラム・ポリシーに基づいて効果的に編成されている。カリキュラムの体系性及び科目の順次性は、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーで明示され、ホームページや学習管理システム(Moodle)で閲覧可能となっている。

単位の実質化を図るため、履修登録可能な単位数については、CAP制(47単位)を設定している【資料 3-2-11】。なお、前年度のGPAにおいて一定以上の基準を満たした者に対し、履修緩和基準に設けた単位(49単位)まで履修できるよう緩和している【資料 3-2-12】。

シラバス作成にあたっては、例年、シラバス作成に関するFDを開催し、単位を実質化するための例が提示され、科目責任者がシラバス作成時に活用することにより、単位の实質化を図っている。また、作成されたシラバスは、薬学部教育委員による第三者チェックを実施したのち、ホームページにおいて公開している。なお、モデル・コア・カリキュラムの改訂(令和4(2022)年度)に伴い、令和6(2024)年度から第1学年次科目のシラバス記載様式を変更した。

#### (看護学部)

看護学部では、カリキュラム・ポリシーに沿った科目を各学年に配置している。第1学年次は基礎分野科目を中心に、第2学年次は専門基礎分野科目を中心に配置している。専門科目は1年次から基盤看護学を中心にスタートするが、第2年次から本格的に各領域の看護学の学修が始まり、第3学年次後期は7領域の実習科目を履修する。第4学年次は統合看護実習や看護研究セミナーなど看護を統合する科目、及び専門的・実践的な看護の選

択科目を多く配置している。

兵庫医科大学と兵庫医療大学との大学統合及び第5次指定規則改正に伴う教育課程の見直しが行われ、看護学部では、令和4(2022)年度から新しい教育課程を開始した。具体的には、ICTリテラシーや遠隔医療やAIの活用に向けた基盤を育成する科目を設けた。また、人体の構造と機能について、看護実践の基盤として人体を系統だてて理解し、観察力や判断力を強化する科目を配置した。地域で生活する人々を理解し地域における様々な場での看護実践を学ぶために、専門分野の「地域・在宅看護論」を第1学年次前期に配置し、第1学年次から第4学年次まで継続的に学修する構成に変更した。また、公衆衛生看護学領域科目の順次性、内容を点検評価し、科目・単位を見直している。令和7(2025)年度に第4年次が新しい教育課程で実施するため、滞りなく運用できているか、定期的に看護学部カリキュラム検討委員会が中心となり、履修系統図、ナンバリング、またアセスメント・ポリシーに基づく教育課程レベルをIR分析を利用し点検評価を行っている。

また、シラバスにおいては第三者評価によってシラバスチェックを行うことで、改善に取り組んでいる。単位の実質化を図るため、単位修得はCAP制を設け、47単位までという上限があるが、前年度のGPAにおいて一定以上の基準を満たした者に対し、履修緩和基準に設けた単位(49単位)までの履修ができるように緩和している。

#### (リハビリテーション学部)

リハビリテーション学部では履修系統図を示し、体系的な教育課程を編成している。理学療法学科・作業療法学科では第1学年次は教養と基礎知識を身につけるとして、アカデミックリテラシーなどの初年次教育や教養科目、基礎科目を配置している。第2学年次は専門分野を学ぶとして、基礎医学に加え、理学療法の専門科目を配置している。第3学年次は臨床実習に取り組むとして、専門科目ならびに臨床実習(理学療法学科では基礎理学療法実習、地域理学療法実習、作業療法学科では評価実習)などを実施している。第4学年次は理論・実践を統合するとして、総合臨床実習(両学科とも8週間で2回)ならびに卒業研究、チーム医療などの科目を配置している。各授業科目のシラバスには、授業のねらい、教育目標、達成目標、授業計画などが詳細に示されており、各授業に対する予習、復習についても記載している。さらに成績評価の基準や判定方法などについても全ての科目について示している。単位の実質化を図るため、単位修得はCAP制を設け、単位修得は、年間47単位までという上限があるが、前年度のGPAにおいて一定以上の基準を満たした者に対し、履修緩和基準に設けた単位(48単位)までの履修ができるように緩和している。

#### [研究科]

大学院各研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って、リサーチワークとコースワークが配置されそれぞれを履修する。リサーチワークについては所属する講座・研究室で直接指導がなされ、学位論文の作成に至る学述的背景、研究方法、結果の解析、考察、学会発表など学位論文作成、修了まで一貫した教育を実施している。コースワークにおいては、倫理教育、専門領域に偏らない広い学術的見識やアカデミズムの涵養、基礎的研究方法の修得などを旨としたカリキュラムを提供している。

### 3-2-④ 教養教育の実施

#### [学部]

##### (医学部)

医学部では、教養教育を主に第1学年次に行なっている。医師の将来像を含めた教養教育として、「医学部へようこそ」を開講し、本学の教員、ならびに本学のOBが担当している。また、関西学院大学と学生や教員の学術交流、授業科目の相互提供など教育・研究の充実発展、友好関係の推進を目的とする包括協定を締結しており、医学部の第1学年次生は全員、関西学院大学の西宮上ヶ原キャンパスで開講している教養基礎科目を受講し、本学の人文社会系選択科目として単位認定している。

英語、数学を含めた自然科学、ITを含む情報科学、心理学については、教養課程の専任教員12名を配置し、授業を展開している。さらに、「アカデミックリテラシー教育科目」として「医学概論入門」を開講しているがこの科目では少人数グループに分かれ、ディベート、ライティングなど様々なテーマに沿って演習を行い、医師としての幅の広い適応・解決能力の養成を目指している。また、「早期臨床体験実習Ⅰ」を開講し1～2日間の「病棟実習」を看護部の協力の下で行い、病院で働く上での心構えを知り、様々な医療者や患者さんと接することによって、医学を学ぶモチベーションを高めることを目指している。さらに、「早期臨床体験実習Ⅰ」の「チーム医療入門」では、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部の学生とともに4学部合同のグループワークを行い、将来の医療現場における多職種連携の意識づけを行っている。このように、本学での特徴的な科目と一般的な科目を統合することによって、医師として必要とされる一般教養、今後必要とされる様々な人間力を身につけるためのプログラムを実施している【資料3-2-13, 3-2-14】。

##### (薬学部、看護学部、リハビリテーション学部)

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部がある神戸キャンパスでは、教養系科目を3学部で同時開講している。第1学年次は、入学後直ぐに3学部混成で開講している「アカデミックリテラシー」で大学での学修方法について学んだあと、「医療概論」で医療専門職者としての教養を身につけるために、医療全般の基本的事項を把握し、医療の歴史、医療と経済・倫理・社会福祉などについての理解を深め、多職種連携医療の重要性を3学部合同で学習する【資料3-2-15】。これと並行して、一般教養については、基礎部門の専任教員を13名配置し、人文科学（英語、中国語、韓国語等、心理学、哲学、人間発達学、生命・医療倫理学、芸術学、教育学）、社会科学（社会学、法学）、自然科学（数学、生物学、化学、物理学）などに関する科目について学修する。一般教養科目のうち、英語、生命・医療倫理学は3学部ともに必修科目としており、その他の多くは選択科目であるが、学部の特性により必修科目としているものがある。

#### [研究科]

一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)による「APRIN eラーニングプログラム」の受講を研究倫理教育として、大学院生全員が受講している【資料3-2-16, 3-2-17】。さらに研究倫理、臨床研究手法、統計学的手法、バイオハザードなどは基盤講義として整備している。



### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### [学部]

各学部での教授方法の検証は、各学部の教務関連の各種委員会にて行っている。以下に、各学部での教授方法の工夫に関する取り組みを記載する。

#### (医学部)

医学部では、学部にて実装されている ICT による教授実践に向けて、新入生全員に Tablet 端末の購入指導を行っている。【資料 3-2-18】第 1 学年次から第 4 学年次まで、全学年で TBL (Team Based Learning) を導入して、学生のアクティブ・ラーニングを促している【資料 3-2-19】。これは少人数のグループに分かれてグループ内の学生が協調して課題に取り組み、自主的にディスカッションすることを目指す学習方法である。最初に予習資料を配布し、TBL の冒頭で個人単位及びグループでの試験を行い、基本課題や応用課題にグループで取り組み、最後にまとめ試験をするものであり、この中では学生同士で相互評価（ピア評価）も行う。また、多職種連携協働に理解を深めるために、医系総合大学の利点を活かした多職種連携教育（4 学部合同の演習）を第 1・3 学年次に行い、第 5 学年次では 4 学部合同の臨床実習も行っている【資料 3-2-20】。

第 1～4 学年次の全科目で「科目改善アンケート」を実施している。アンケート結果は、各科目の科目責任者にフィードバックし、授業改善の取り組みに活用している。第 5 学年次の「臨床実習」では、「学生による臨床実習評価」を実施している。評価結果は各診療科の臨床実習担当者へフィードバックするとともに、臨床実習責任者及び教務部長へもフィードバックしている【資料 3-2-21, 3-2-22】。

#### (薬学部)

薬学部では、薬学専門科目において以下の教授方法を組み入れることで、独自性を高めている。

第 1 学年次には、TBL 形式を導入した「薬学入門 II」を実施している。

第 2 学年次には、「物理系薬学実習」と「有機化学実習」において、ピア評価を導入し、技能と態度も含めた総合的なパフォーマンス評価を行っている。学部横断科目として、臨床に近い課題を用い、TBL と PBL を組み合わせた「チーム医療概論」を実施している。

第 3 学年次では、「薬学英语」において、学生が主体的に論文を評価し、活用する教育プログラムを構築し、実務実習や卒後に EBM を実践するための基盤教育を実施している。

第 4 学年次には、「処方解析演習」において、代表的な 8 疾患を題材とした模擬症例を用いて、処方設計と提案及び薬物療法における効果と副作用の評価に関する問題解決型演習を実施している。

第 5 学年次には、薬局・病院における臨床実習だけでなく、選択実習として、4 学部合同で一週間の実践的チーム医療実習を行う、「多職種連携総合実習」を導入している【資料 3-2-23】。

第 4 学年次から第 6 学年次にかけては、各研究室で専門研究分野における薬学研究を実施している。

(看護学部)

看護学部では、講義形式に加え、反転学習、小グループ討議、シミュレーション演習、PBL チュートリアルなどの能動的学習を教育方法として活用している。主体的な学習となるよう各授業は事前学習をした上で参加し、授業後は事後学習を通して効果的な復習となるよう、シラバスに課題の学習時間や内容について具体的に記載している。令和 7 (2025) 年度からの統合看護実習(第 4 学年次)での全領域でのシミュレーション学習実施に向け、学部委員会組織としてシミュレーションワーキンググループを設置し、シミュレーション学習の効果的な教授ができるよう学部教員のニーズにそった対応を行っている。令和 5 (2023) 年度は FD を活用し、各学部で統合実習における各領域のシミュレーション学習の計画目標や計画を共有することを目的とした研修会を実施した。「授業改善アンケート」を各科目終了時に実施し、結果をもとに履修学生へのフィードバックを Moodle を通して行い、翌年度の授業改善へ反映している【資料 3-2-24】。

(リハビリテーション学部)

リハビリテーション学部では、半数以上の科目においてアクティブ・ラーニングを取り入れており、学生が能動的に学ぶよう促している。従来の講義形式だけでなく、少グループによる討論やプレゼンテーション、PBL チュートリアルなどを積極的に実施し、可能な限り能動的学習方法を取り入れている。各教員の講義については、他の教員が授業の内容や進め方などを評価するピア評価を導入しており、授業改善について学部として取り組んでいる。また各授業の終了時には学生に対して「授業改善アンケート」を実施し、その結果をもとに履修学生へのフィードバックを Moodle を通して行い、翌年度の授業改善へ反映している。

[研究科]

教授方法の改善を進めるために研究科ごとに学生に対してカリキュラムや大学院生活に関するアンケートを実施し、その結果を医学研究科運営委員会もしくは研究科教授会で議論しカリキュラム改善に生かしている【資料 3-2-25～3-2-26】。各研究科において設定された学年次中に研究進捗状況・学位論文作成・採択状況について発表もしくは書類提出により研究進捗を確認している。さらに研究科によっては、それらの過程の中で実施される成果報告に対して単位化を行い、学生の能動的な学びの姿勢につながる工夫をしている。原則すべての研究科教授会構成員が研究進捗の議論に加わり、学位論文作成に向けた指導を実施している。また、大学院設置基準第 14 条特例を適用する学生も多いことから、オンラインを活用するなど学びやすい環境を整備している。

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

[学部]

社会の変化や時代、学生のニーズに対応するため各学部の自己点検・評価委員会にてカリキュラム・ポリシーの点検を行い内部質保証会議にて継続的に見直しを行っていく。カリキュラム・ポリシーと並行してディプロマ・ポリシーの点検をすることで一貫性(連関図)についての検証、見直しも継続的に行っていく。その上で、カリキュラム・ポリシー

に沿った教育課程の体系的編成については、各学部の教務関連の各種委員会において実施し、見直しを図っていく。

教養教育においても、医療系の専門科目への導入としての重要な教育であることからコロナ禍で急激に進歩した ICT をよりいっそう活用し、学修環境に積極的に導入していく。また、そのための FD による教員研修も促進していく。

#### (医学部)

医学部の教養教育の実施において、入学者の学力の変化に応じて、リメディアル教育などを含めた教養教育を念頭に入れ、より一層の改革を視野に入れる。具体的には、e-learning システムである Moodle、オンラインコミュニケーションツールである Microsoft teams やコメントスクリーンなどの ICT を更に活用することによって、反転学習、アクティブ・ラーニングを拡充させ学生が積極的に学修に参加することを目指す。また、現在、試験期間以外の全期間において、グループワークや実習などの少人数教育を行っており、これらをさらに発展・維持することによって、学生の学修状況の把握に努める。

#### (薬学部)

薬学部の使命・目的・教育目標・3 つのポリシー及びそれを実現するための教育課程については、適切に見直しが行われ、改定のプロセスが完了しつつある。今後は、新しい 3 つのポリシーの適切性を学生の学習成果を評価することにより検証していく予定である。既に、学生の能力向上に資する学習・教授・評価方法として、新規のアクティブ・ラーニングやパフォーマンス評価方法を積極的に導入し、その効果を検証している。開発した手法は、一部、他大学でも取り入れられている。今後、パフォーマンス評価の客観性等の評価の観点やチーム医療教育以外の統合的な教育の導入などを計画している。

#### (看護学部)

看護学部のポリシーにおいて、令和 6 (2024) 年度から改訂版のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの施行となるが、医療・看護への社会の要請の変化に対応し、適宜、ポリシーについての点検・改定を行っていく。

#### (リハビリテーション学部)

リハビリテーション学部での各科目における授業改善アンケートや学生自身からの直接的な意見等をもとに、授業の内容や方法について検討し、適宜見直しを行っていく。

#### [研究科]

医学研究科運営委員会もしくは各研究科の自己点検・評価委員会において、教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を常に検証しながら維持しつつ、カリキュラム・ポリシーを継続的に見直していく。教養教育の充実を図るため、科目の内容については医学研究科運営委員会や各研究科教授会で継続的に見直す。また 4 研究科の教員・大学院生の合同発表会などにより、多職種共同研究などの気運を醸成するだけでなく、より広い分野の理解と個々の領域とのかかわりについての認識を促す。令和

6 (2024) 年度から医学研究科においてはカリキュラムを大きく変更する予定で、より基盤的な知識修得やアカデミズム涵養を目的とした必修科目を整備し、単位制度を改正している。これに伴い「大学院医学研究科履修規程」を改訂している。令和 7 (2025) 年度に博士後期課程の開設を目指している看護学研究科とリハビリテーション科学研究科においては、現在の修士課程と設置予定の博士後期課程の科目の連関を意識したカリキュラムの見直しを行う。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

##### [学部]

学修成果の点検・評価として本学ではアセスメント・ポリシーを策定し、3 つのポリシーに基づき機関（大学）レベル、教育課程（学部・学科）レベル、科目（授業科目）レベルの 3 段階で評価の指標、評価主体、評価の視点を明示している【資料 3-3-1】。各レベルについて、機関（大学）レベルは内部質保証会議及び内部質保証評価会議、教育課程（学部・学科）レベルは医学部では教育プログラムを点検するプログラム評価委員会、薬学部・看護学部・リハビリテーション学部では教育委員会、また、科目（授業科目）レベルは医学部では教務委員会、薬学部・看護学部・リハビリテーション学部では教授会が評価主体の会議として確認している。このように各学部では達成すべき学修成果をレベル別に評価指標を策定し、各委員会にて学修成果を軸とした評価を試みている。

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部では、「学修成果達成度アンケート」を実施し、ディプロマ・ポリシーに対する到達度を詳細に把握している【資料 3-3-2~3-3-4】また、卒業時には、ディプロマ・ポリシーの達成度を図表化した「ディプロマ・サプリメント」を全学部で作成し、卒業生へ渡している【資料 3-3-5~3-3-8】。

全学部において、卒業時に「卒業時アンケート」を実施し、学修成果の達成度や本学の教育に対する満足度などを調査している【資料 3-3-9】。また、卒業生（OB・OG）を対象に「卒業生アンケート」を毎年実施し、医学部では卒業後 5 年、10 年目の卒業生、薬学部・看護学部・リハビリテーション学部では卒業後 4 年、7 年目の学生を対象に、学修成果の修得状況について調査している。さらに、本学卒業生の就職先医療機関へも「医療機関アンケート」を実施し、現場で働く卒業生の学修成果の修得状況の評価している【資料 3-3-10~3-3-12】。これらアンケート結果は、IR 室にてとりまとめ、各学部の自己点検・評価委員会等の関連する委員会へ報告される【資料 3-3-13】。

各学部の自己点検・評価委員会では、各アンケート結果や学生の成績・進級状況、資格

取得状況などを基に学修成果を点検・評価し、本学の内部質保証体制のもと、教育の質保証推進の取組みに活かしている。以下に各学部の取組みを記載する。

(医学部)

医学部では、ディプロマ・ポリシーの各 12 要素に対し、それぞれ細目を定め、各細目ごとに S (医師 (研修終了後) レベル)、A (卒業時レベル)、B (臨床実習開始前レベル)、C (第 2 学年次終了レベル) の 4 段階別のマイルストーンを設定した学修成果を策定している。また、学修成果と授業科目の関連を明示し、教育要項に掲載し、シラバスの各科目の授業概要にも、該当する学修成果を明示している【資料 3-3-14】。第 1~6 年次科目とディプロマ・ポリシーの各 12 要素の関連を踏まえて、要素ごとに積み重ねた数値を図示し、卒業時にディプロマ・サプリメントとしてフィードバックしている。また、臨床実習において経験した症例についても、同じく卒業時にフィードバックしている【資料 3-3-15】。

学修状況は、各科の定期試験、総合進級試験 (第 2・4・5 学年次)、第 4 学年次の共用試験 CBT 及び共用試験臨床実習前 OSCE、第 6 学年次臨床実習後 OSCE、卒業試験を実施したうえで、点検・評価している。資格取得状況に関して、医師国家試験の合格率を指標とし、各学年の成績と国家試験の成績との関連を分析している。

卒業時調査の結果からの新たな具体策として、卒業時調査の結果を基にプログラム評価委員会にて「純粋な語学研修を目的とした短期留学プログラムの実施など、国際性を養う方策を講じるための案の策定」が必要と提言され、関連委員会において検討し、新たな短期留学プログラムが設置された【資料 3-3-16, 3-3-17】。

(薬学部)

薬学部では、ディプロマ・ポリシーについて、年度初めのガイダンス等において、カリキュラム・ルーブリック評価表 (令和 6 (2024) 年度からはディプロマ・ルーブリック評価表) を用いて、各学生に、ディプロマ・ポリシー達成度を自己評価させている【資料 3-3-9】。さらに、一部授業科目によるディプロマ・ポリシー到達度も測定して、自己評価と教員による評価を統合した総合的なディプロマ・ポリシー達成度を測定し、教授会で学修成果を点検している【資料 3-3-18】。また、第 6 学年次のディプロマ・ポリシー達成度の解析結果を学修成果の点検と教育改善に活用している。

学生の学修状況は、年 1 回の「修学実態調査」で把握し、卒業時には「卒業時アンケート」を行い、また「卒業生アンケート」及び「医療機関アンケート」も実施し、学修成果を評価している【資料 3-3-19】。これらの結果は、アセスメント・ポリシーに基づく検証として、自己点検・評価委員会で審議し、教育改善に向けた今後の取組みを提言している。

(看護学部)

看護学部では、ディプロマ・ポリシーについて年度開始時の看護学部学年別ガイダンスで毎年学生に周知している。各科目のシラバスの「授業のねらいとカリキュラム上の位置付け」の欄でも、各科目とディプロマ・ポリシーの関連について明示している【資料 3-3-20】。学生の学修状況及び意識調査は「修学実態調査」結果、資格取得状況は国家試験合格者数と合格率、就職状況は進路実績、卒業時の満足度調査は「卒業時アンケート」結果、

就職先の企業アンケートは「医療機関アンケート」結果を Web で公開している。これらの結果を踏まえて教育課程の評価は看護学部カリキュラム検討委員会が行い、科目の評価は自己点検・評価委員会のワーキンググループが行い、自己点検・評価委員会を経て教授会に報告している【資料 3-3-21, 3-3-22】。

(リハビリテーション学部)

リハビリテーション学部では、ディプロマ・ポリシーを基にカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、達成すべき成果についてディプロマ・ポリシーを明示している。到達度については、定期試験、実技試験等で評価している。また各講義の最終講義後には「授業改善アンケート」を実施し、学生の学修状況を把握している。卒業時には、学修成果の達成状況を基にしたディプロマ・サプリメントを各学生に渡している【資料 3-3-8】。卒業時には大学での 4 年間に関する詳細なアンケートを行い、教育内容や学生生活等の満足度等を含めて調査し、以後の教育課程の編成や学生への対応の参考にしている。国家試験後には IR 室とも連携し、学業成績と国家試験模試、実際の国家試験の点数との関係などを分析し、各学年時の講義内容や時間配分、教育方法等の見直しに反映している。

[研究科]

学生の学修状況はコースワークについては研究科教授会で共有、点検している。リサーチワークの科目については、各研究科が設定する学年次に中間報告会・研究進捗状況報告書ならびに学位論文作成・採択状況により評価している。研究科教授会構成員により学修状況が点検・評価している。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

[学部]

アセスメント・ポリシーに基づき、学修成果の達成状況を成績、GPA、各種アンケート調査、進級状況等を用いて評価している。これらの評価は、各委員会等を通じて、教員へフィードバックされ、学修指導の改善に活用される。以下に、各学部での取り組みを記載する。

(医学部)

医学部では、定期試験成績、演習・実習成績、共用試験 (CBT、OSCE 等)、国家試験の結果を、西宮キャンパス教務委員会や医学部教授会で報告するとともに、西宮キャンパス教務委員会にて教育方法の見直し・改善に活用している。学修アンケートや生活に関するアンケートの結果についても、医学部教育プログラム評価委員会や医学部教授会でフィードバックし、各授業、教員が教育内容・方法、学修指導等の改善に活かせるようにしている。また、学生代表者と教員から構成する医学部学生教育懇話会では学生からの様々な意見を聴き、教育の改善につなげている【資料 3-3-23】。令和 5 (2023) 年度には、医学部医学部教育プログラム評価委員会にてアセスメント・ポリシーに則り、第 1 学年次の留年者

数の経年比較資料について点検評価した結果、高校や入試の延長と考えている学生が多いことが考えられることから「第1学年次を対象とした大学での勉強法についてサポートの検討」について医学教育センターへ提言し、「12月のモデル・コア・カリキュラムの試験が始まる前に留年が懸念される学生を呼び出して勉強法を指導する機会を設ける方向性で引き続き検討される」こととなった【資料 3-3-24, 3-3-25】。

#### (薬学部)

薬学部では、各教員は、ディプロマ・ポリシー達成度などの結果をもとに、ティーチング・ポートフォリオや教員活動報告書の作成を通じて、教育内容・方法及び学修指導の改善につなげている【資料 3-3-26, 3-3-27】。また、達成度の低いディプロマ・ポリシーに対しては、薬学部として、全体的なカリキュラム改善にも努めている。第4～6学年次のカリキュラム・ルーブリック評価（令和6（2024）年度からはディプロマ・ルーブリック評価）は、学生と研究室教員が共同して実施することにより、評価時に、研究室教員が、直接フィードバックできる体制を構築している。

#### (看護学部)

看護学部では、自己点検・評価委員会を常設し、恒常的に点検・評価を行っている。講義・演習については、前期・後期毎に学生への授業・演習の「授業改善アンケート」を実施し、アンケート結果は各教員及び学部長にフィードバックし、問題があると判断された場合は各領域が中心となって当該科目の改善方策の検討に活用している。改善方策の検討結果は、前期・後期毎に当該科目の Moodle に掲示し、学生にフィードバックしている。各教員は、授業改善アンケート結果と各領域での改善の検討結果を元に、次年度のシラバス内容を検討し、授業、演習の内容充実を図っている。

実習については、各実習終了後すぐに学生に「実習評価アンケート」を実施し、臨地実習部会及び学部長で確認を行い、できるだけ速やかに当該領域に返却し、実習の改善の検討に活用している【資料 3-3-28】。速やかに次のクールの実習改善が図れるようにしている。問題・課題が当該領域外での検討が必要と考えられる場合は、学部長が当該領域の教員と面談し、状況の確認と改善方法の検討を行っている。

学部に、教育・学生支援に関する委員会や部会を設置し、日々、教育課程や学生支援の向上をめざして活動を行い、年度末に年間活動報告をまとめ、看護学部全教員で共有している。

以上について、必要に応じて看護学部教授会において提議・報告を行い、改善方法について更なる検討を行っている。

#### (リハビリテーション学部)

リハビリテーション学部では、定期試験成績、実習成績、国家試験の結果等について、学科会議を通じて教授会にて報告され情報を共有している。それぞれの結果や内容を教育委員、実習担当教員、国家試験対策委員が分析・検討し、教育方法の見直しや改善に利用している。「授業改善アンケート」を各科目終了時に無記名によるウェブアンケート方式で実施し、集計結果は各科目担当教員だけでなく学部長も全データを確認している。そして

それらの結果を基に、問題点を改善し、次年度の講義に活かすようにしている。また学部では独自に教員同士による授業のピア評価を行い、その結果を各教員ならびに学部長と学科長に紙面で報告し、頂いた意見を基に授業方法や資料、評価方法などの改善を行っている【資料 3-3-29】。

#### [研究科]

研究科ごとにアンケート調査を学生・教員に対して実施し、医学研究科運営委員会もしくは研究科教授会はその結果をもとに問題点を抽出し、研究科教授会での報告を通じて指導教員にフィードバックし、教育内容・方法及び学修指導等の改善を促している【資料 3-3-26～3-3-3】。医学研究科においては、研究進捗状況票、学位論文作成・掲載状況、中間発表会における学修成果の評価結果が学生・研究指導者にフィードバックしているだけでなく、研究科運営委員会において点検され、学修指導法の改善に使用している。

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

#### [学部]

学部全体として引き続き、学生の学修成果の点検・評価方法についての検討を継続し、その測定・評価結果を教学 IR に活用することで、教育の質向上の取組を進める。

#### (医学部)

医学部では、より簡便で効率の良い、学修成果の評価方法を検討し、実践に向けての議論を行う。

#### (薬学部)

薬学部では、引き続き、アセスメント・ポリシーに基づく点検と評価を継続していく。一部の学年で、自己評価と教員評価からなる総合的なディプロマ・ポリシー達成度評価が実施できていないため、全学年において総合的なディプロマ・ポリシー達成度を評価する予定である。

#### (看護学部)

看護学部では、引き続き適切な点検・評価、及び結果の学生へのフィードバックを実施し、それに基づく改善の取り組み状況を引き続き確認していく必要がある。

#### (リハビリテーション学部)

リハビリテーション学部では、今後も引き続き学修成果に関する調査・測定を実施し、ディプロマ・ポリシーの達成度を把握できるようにする。今後も学内の各種委員会、IR 室と協力し、PDCA を有効に回すことで多面的な学修成果の点検・評価を行っていく。

#### [研究科]

現在実施している医学研究科の中間発表会による学修成果の点検・評価の制度を、4 研究科合同発表会にも展開し、より広い視野から学修成果を学生と指導教員にフィードバック



クシ、専門科目における教育内容・方法及び学修指導等の改善につなげていく。また、コースワークの科目の講義に対するレポートと学生に対するアンケートの結果を医学研究科運営委員会もしくは各研究科教授会で点検・評価することにより、広い教養、アカデミズムの涵養、多職種連携の意義など、広い視野を有する研究者を育てるための教育方法の改良につなげていく。

### **【基準3の自己評価】**

進級認定、単位認定、卒業認定については、兵庫医科大学の使命・目的を踏まえディプロマ・ポリシーを策定し、教育要項、教務便覧、新入生オリエンテーション時に周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと関連付けて策定され、多職種連携教育など本学独自性を具現化している。教養教育については、学部横断的教育や関西学院大学との連携教育など、独自性の高いプログラムを提供し、医療人としての豊かな人間性を育む教育を実践している。また医療人としてのモチベーション向上を目指した全学横断的「チーム医療入門」など特色のある教育プログラムを提供している。教育課程の点検・評価については、授業評価アンケート、学生意識調査、卒業時・卒業後アンケートなどを実施し、点検・評価を行い、その結果を学修指導や教育方法の改善にフィードバックしている。

以上の事から、基準3「教育課程」について、基準を満たしているものと判断する。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、本学を代表して校務をつかさどり、大学の全ての校務について、包括的な責任者としての権限を有し、所属職員を統督することが、兵庫医科大学学則第 11 条に定められている。また、学長の職務を補佐し、学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長を置き、学則第 12 条にてその職務を定めている【資料 4-1-1】。

学校法人兵庫医科大学寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号及び第 25 条第 1 項第 2 号に明記している通り、学長は学校法人兵庫医科大学の理事及び評議員として大学の業務を行なっている【資料 4-1-2】。本学学長は、大学の教員組織を主体にヒアリングを行い、各部署の問題点、要望などを把握し、大学の運営に活用し、大学の活性化を目指している【資料 4-1-3】。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の重要事項について審議する機関として学長、副学長、学部長から構成する「大学運営会議」を設置し、学長が議長として大学の重要事項について意見を聞き、決定している【資料 4-1-4】。また、兵庫医科大学学則第 3 条及び兵庫医科大学大学院学則第 4 条に基づき、教育・研究水準の向上と活性化を図り、本学の目的及び使命を達成するため、本学における教育、研究、管理運営等の状況について、点検・評価し、本学の内部質保証の全学的取り組みを行うため、「兵庫医科大学内部質保証会議」を設置している【資料 4-1-5, 4-1-6】。

令和 4（2022）年度の兵庫医療大学との統合に伴い、それぞれにあった使命、目的等が統一された。各学部・研究科の使命・目的・教育目標及び 3 つのポリシーについても、新たな大学の使命・目的に基づいて見直しを行った【資料 4-1-7～4-1-12】。大学、大学院の使命・目的・3 つのポリシー及び各学部・研究科の使命・目的・教育目標及び 3 つのポリシーについては、内部質保証会議において点検している【資料 4-1-13】。

大学の全ての校務をつかさどる学長を補佐するため、副学長を置いており、その職務は「副学長の職務内規」で定めている【資料 4-1-14】。現在、西宮キャンパスに関する事項を統括する副学長、神戸キャンパスに関する事項について 3 学部長との連携の下に統括し、入試戦略を統括する副学長、産官学連携・研究活動の推進に関する事項の統括、地域連携・生涯教育の推進に関する事項の統括、国際交流の活性化に関する統括、及びダイバーシテ

イ推進に関する事項の統括する副学長、多職種連携教育体制の整備及び教育の実践に関する事項の統括、FD・SDを担当する副学長、内部質保証、学部教育を担当する副学長を置き、学長を補佐している。

医学部、医学研究科のある西宮キャンパス、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部とそれぞれの研究科のある神戸キャンパスには、それぞれキャンパス協議会を設置しており、それぞれのキャンパスにおける教育、研究、診療、及び管理運営に関する事項について協議し、学部・研究科間の調整・連絡及び意見交換等を行なっている【資料 4-1-15】。

各学部教授会及び各研究科教授会が、学則第 15 条、大学院学則第 11 条により設置されている。教授会の審議事項は、学則第 15 条第 3 項に、学長が決定するにあたり教授会が意見を述べるものとして 8 項目を定めている。研究科教授会の審議事項は、大学院学則第 11 条第 3 項に、学長が決定するにあたり教授会が意見を述べるものとして 10 項目を定めている。また、学長の求めに応じて、教育課程の編成以外の学生教育に関する事項等、学則に定める事項について、意見を述べることができる。

学部間や学部と大学院間で調整の必要な事項は、キャンパス協議会で協議された後、学部教授会、研究科教授会に諮られ、さらに大学運営会議にて審議され、学長が決定している。その後、法人にかかる事項は、理事である学長が理事会に諮り、最終的に理事会にて決定している【資料 4-1-16】。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントに必要な職員は、取り巻く外部環境の変化や業務の多様化等に対応するため、適宜、事務局組織の編成を見直し、適正な人員配置を行っている。事務組織、職制、事務分掌については、事務組織規程に定めている【資料 4-1-17】。また、人員配置については教職員適正配置協議会において協議し、決定している【資料 4-1-18】。

また、教学マネジメントに直接関わる西宮キャンパス教務委員会、神戸キャンパス教育委員会など、事務職員としての知識と能力等が求められる委員会には職員が参画し、教学マネジメントを遂行している【資料 4-1-19, 4-1-20】。

教学マネジメントの基盤として、本学の教育目標を達成するために IR 室を設置している。本学の IR 室は、大学運営に資する諸データの収集・分析及びその結果による情報提供・助言等を行い、教育改善の支援・充実に寄与すること及び内部質保証システムの適切な運用を支援することを目的としている。IR 室は、各学部・研究科の IR 業務と自己点検・評価や認証評価に係る IR に関する実務を担当する IR 担当教員、統計解析やデータ分析あるいはデータベース等に関する知識を有する IR 支援教員、IR 担当事務職員を主な構成員としている【資料 4-1-21】。

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

医系総合大学としての利点を活かすべく、学長のリーダーシップのもと、教学マネジメントを社会の変化にあわせ改革しながら引き続き遂行していく。社会情勢などに合わせ、学長を補佐する副学長の役割を検討していく。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の建学の精神である「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」に基づいて、人間への深い愛と豊かな人間性を持ち、幅広い知識と優れた技術を備え、かつ科学的な理解に基づいて、社会の福祉に奉仕できる医療専門職者を育成するために、「兵庫医科大学が求める教員像」を明確化している【資料 4-2-1】。「兵庫医科大学教員の定員に関する規程」により各学部の教員の定員を定めている【資料 4-2-2】。各学部の専任教員数は、大学設置基準の基準数以上を確保しており、教授数の基準を満たした上で准教授、講師、助教を適切な数を配置している。研究科においては、大学院修了者を中心に専門能力の高い人材を確保し、教授、准教授、講師、助教を選定し、専門科目の教育ならびに研究指導に当たっている【資料 4-2-3】。

教員の採用・昇任については、「教員審査に関する規程」「教員審査基準」等の規則を定め、大学設置基準の基準数を遵守しながら適切に運用している【資料 4-2-4～4-2-7】。

医学部・医学研究科においては、令和 2（2020）年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（特性対応型）」（実施期間令和 2（2020）～7（2025）年度）に採択され、医師・研究者の指導的地位における女性比率 35%（教授 15%、准教授 25%）といった数値目標を掲げ策定した行動計画を推進している【資料 4-2-8, 4-2-9】。

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の理念、目的の実現に向け、FD 及び SD を積極的に推進するため、兵庫医科大学 FD・SD 推進室設置している【資料 4-2-10】。FD・SD 推進室は、教員、組織の教育力向上のため、FD・SD の基本方針の策定や、全学的 FD・SD の企画・立案及び実施、全学及び各学部・研究科等での FD・SD 年間計画の統括及び実施後の総括などを行っている。

各学部・研究科では、FD・SD 年間活動計画を作成し、それぞれの学部・研究科の目的に沿った FD・SD を計画し、実施している。実施後には評価アンケートを行い、プログラムの見直しを行っている。これらの計画及び実施状況は FD・SD 推進室に報告され、実施状況を一元管理している【資料 4-2-11】。

FD・SD 推進室主催の FD として、全学部・研究科の教員を対象とした「全学 FD」を毎年開催している【資料 4-2-12】。また、講師以上の専任教員を対象に、本法人を支える幹部教員として知っておくべき事項の共有や各学部の相互理解を目的に「幹部教員 FD」を 2 日間の日程で毎年開催している【資料 4-2-13】。

その他に、研究・教育に関する FD として研究倫理や利益相反、論文執筆セミナー、シラバス作成に関する FD など各部署が FD を実施しており、これらも FD・SD 推進室で実施状況を一元管理している【資料 4-2-14】。

これら FD・SD は対面のほか e ラーニングシステムによる受講も一部で可能としている。e ラーニングによる受講の場合は、視聴終了後に確認テストを受験し合格することで参加ポイントが付与される仕組みにしている。

本学の全専任教員は年間に 1 つ以上の FD 及び SD の受講を義務付けており、毎年全教員が FD 及び SD を受講している。

### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

各規程に基づき適切な教員の職位と人数の配置に努めるとともに、若手教員の増加に対してサポートできるように教員の配置を柔軟に検討していく。

FD については、高い出席率を維持すべく参加しやすい開催方法や研修のテーマについて引き続き検討する。

## 4-3. 職員の研修

### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

#### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

#### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための SD 研修を、各部署が実施している。SD 研修の対象者は、職種・職位に関わらず全教職員を対象とし、特に病院を併設していることから医療安全や感染防止講習会といった診療に係る研修も行っている。各部署で実施されている SD については、FD・SD 推進室に実施報告され、一元管理している【資料 4-3-1】。教務に関わる専任の事務職員は年間 1 回以上の SD 受講が義務付けられている。

研修は対面研修のほか e ラーニングシステムによる受講も可能としている。e ラーニングによる受講の場合は、視聴終了後に確認テストを受験し合格することで参加ポイントが付与される仕組みにしている。

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD については、高い出席率を維持すべく参加しやすい開催方法や研修のテーマについて引き続き検討する。

## 4-4. 研究支援

#### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

##### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学における知の創造とその還元により広く社会に貢献するため、これらの基盤となる研究活動の推進とともに、産業界、自治体、地域コミュニティ等社会と課題を共有して、共同研究、生涯教育などの教育研究活動を通じた大学と社会との連携を推進するため、「兵庫医科大学社会学連携・研究推進センター規程」に基づき令和 4（2022）年 4 月に「社会学連携・研究推進センター」を設置した【資料 4-4-1】。センターは「産学連携・研究推進部門」「地域連携・生涯教育部門」の 2 部門からなる【資料 4-4-2】。「産学連携・研究推進部門」は、企業・研究機関などとの共同研究・受託研究支援、知財マネジメント、地方自治体・公共団体との研究連携、競争的資金獲得支援、学部間共同研究支援、若手研究者支援、橋渡し研究推進、学内研究助成制度の策定・運営、研究諸活動に関する情報収集、研究活動・成果のモニタリング、など種々の戦略を策定している。また若手研究者を中心とした研究推進ワーキングを設置し、若手研究者を中心としたアイデア・企画を取り上げ、その実現化も重視している。「地域連携・生涯教育部門」は大学主催の公開講座や学術講演会、地方自治体・公共団体との教育面での連携や、地域住民や医療職への生涯教育などを推進し、大学の重要な使命の一つである社会貢献を精力的に実践している【資料 4-4-3, 4-4-4】。また「大学院医学研究科運営委員会」「研究科教授会」と連携した大学院学生の教育・研究支援、兵庫医科大学病院に設置されている「臨床研究支援センター」と連携した臨床研究の立案・マネジメントなどの支援も行っている【資料 4-4-5～4-4-7】。

本学はダイバーシティ推進にも注力している。男女共同参画をはじめとするダイバーシティ推進にかかる施策を体系的・総合的・計画的に推進するため、「ダイバーシティ推進体制に関する規程」に基づき、「ダイバーシティ推進本部」を設置し、本部が定める基本計画の実現に向けた具体的な企画・立案を行う「ダイバーシティ推進室」を設置している【資料 4-4-8】。推進室は「キャリア支援部門」「環境整備部門」の 2 部門からなる。「キャリア支援部門」は、主として女性医師・研究者及びライフイベント中の医師・研究者が、持続的かつ自律的にキャリアを形成するための環境整備、研究力向上、次世代育成のための基盤の構築を目的としており、具体的には研究支援員の配置、学内研究費助成（キャリア応援・リーダーシップ向上・リスタートアップ）、女性医師・研究者顕彰をはじめ、英語論文投稿支援、科研費申請書類作成支援、論文執筆セミナー、キャリア支援セミナー、相談窓口の設置など種々取り組みを実施している。この取り組みは、令和 2（2020）年度文部科学省人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（特性対応型）」に採択された。さらに、優秀な女性医師・研究者の積極的なキャリアアップを図るための施策として「ダイバーシティプロジェクト教員制度」を立ち上げ、「兵庫医科大学 ダイバーシティプロジェクト教員制度に関する規程」を策定した。また、働き方やライフスタイル

が多様化するなか、次世代を担う若手医師・研究者や医学生の手本となるようロールモデル集を制作し、入試説明会やオープンキャンパス等でも配付している。「環境整備部門」では、保育園や院内病児保育室の管理・運用をはじめ、育児世代の多職種職員で構成する育児支援ワーキングを設置し、育児支援セミナーや学内の企画・立案のほか、学内の就労環境整備のためのアンケート実施・分析を行い、課題解決に向けた取り組みを行っている。令和4（2022）年度には、育児・介護休業法の改正に関するセミナーを実施し、男性の育児休業取得率の向上に向けた意識啓発を行った。また、医療者がしなやかなマインドを持ち働けるようアンガーマネジメントやコーチングのセミナーを実施している【資料4-4-9】。

研究環境の整備においては、本学における各学部・研究科等に共通する学術研究の充実・向上を期するため、西宮・神戸両キャンパスに「共同利用研究施設」と「病態モデル研究センター」を設置している。「共同利用研究施設」の設備充実、保守、活用は、「共同利用研究施設運営委員会規程」にもとづく共同利用研究施設運営委員会により運用されている【資料4-4-10, 4-4-11】。「病態モデル研究センター規程」で定められた「病態モデル研究センター」は、研究者が法令に基づく「動物実験規程」を厳密に遵守し、適正な動物実験を行うための支援的機能をもつ施設として存在し、実験動物学を科学的基盤とした遺伝子組換え実験、行動実験、生理機能実験などの生命科学研究を行っている【資料4-4-12, 4-4-13】。また研究支援のため遺伝子改変動物の作製及び胚・精子凍結保存、胚移植業務を行っている。実験環境の安全管理については、「病原体等安全管理規程」「病態モデル研究センターエックス線室放射線障害予防規程」「遺伝子組換え実験安全管理規程」で定め、病原体等の安全取扱い講習会、遺伝子組換え実験安全取扱講習会、放射線障害予防講習会の受講及び放射線業務従事者の登録申請、などを実施している【資料4-4-14～4-4-16】。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

建学の精神である「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」を尊び、併せて公器としての大学の社会的使命を果たすために高い倫理感をもって自らを律し、その豊かな識見をもって研究に邁進することを求め、学術研究に当てる行動規範は学問の自由と一体のものとして厳格に遵守し、研究の信頼性及び公平性を損なうことのないようにするため、「兵庫医科大学研究者等行動規範」を定めている【資料4-4-17】。この規範を遵守するため、4学部と独立し、学長直轄の組織として「研究公正推進室」を設置しており、これは「公的研究費管理部会」と「研究活動部会」からなる【資料4-4-18】。「公的研究費管理部会」は「公的研究費取扱規程」「公的研究費管理・監査規程」にもとづき、公的研究費の適切な使用を厳正に運用するための計画、モニタリング、監査を実施している【資料4-4-19, 4-4-20】。また公的研究費の使用にかかわる研究者・事務職員は全員、「公的研究費に係る誓約書取扱要領」にもとづき毎年誓約書を提出している【資料4-4-21】。「研究活動部会」は「学校法人兵庫医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程」にもとづき、eAPRINの受講等の各種研修の実施など研究倫理教育の計画と実施、ハンドブック作製、ポスターなどによる啓発活動、「兵庫医科大学における研究データの保存及び管理に関する規程」にもとづく公表された論文の元データの管理保管などにより、研究倫理に関する規則の整備と厳正な運用を行っている。公的研究費の不正使用等防止に向けた取組は本学HPで公開している【資料4-4-22～4-4-24】。

人を対象とした生命科学・医学系研究を実施するにあたっては、ヘルシンキ宣言の趣旨及び「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3（2021）年）の定めにより、適正に実施するために必要な事項を「研究倫理規程」として定め、「倫理審査委員会規程」にもとづき設置されている「倫理審査委員会」の意見を尊重し実施される【資料 4-4-25, 4-4-26】。また役員及び教職員が産学官連携活動を行うにあたり、利益相反を適切に管理することを目的として、「利益相反マネジメント規程」を定め、それにもとづく「利益相反マネジメント委員会」は個々の案件の審査及び必要な指導、勧告及び助言を行う【資料 4-4-27】。

動物実験にあたっては、国の定める「動物の愛護及び管理に関する法律」「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」などにもとづき、兵庫医科大学における動物実験に関し遵守すべき事項を「兵庫医科大学動物実験規程」に定めている【資料 4-4-28】。研究者は実験を開始するためには本学の「動物実験委員会」が学長の委任を受けて開催する動物実験等に関する教育訓練を受講、試験に合格したうえで、動物実験計画書等を用いて、実験計画を立案し、動物実験委員会及び当該実験計画に関連する各委員会（遺伝子組換え動物を用いる場合は遺伝子組換え実験安全委員会、病原体等を用いる場合は病原体安全管理委員会）の審査を経て学長の承認を得る必要がある。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

「大学院医学研究科リサーチ・アシスタントに関する規程」に定めるように、大学院生を、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者の研究遂行能力を育成するための研究補助としての雇用を可能としている。また「研究員取扱規程」に基づき、大学院博士課程を修了し、博士の学位を取得した者で、研究補助者として一定の職務を分担し、研究に従事する者を博士研究員（ポストドクター）として受入れる体制を整えている【資料 4-4-29, 4-4-30】。

研究資金として、講座等に対し教育研究費及び教育研究旅費を支給している。各学部、研究科等に共通する研究の充実を目指した共同利用研究施設における設備機器の購入及び維持費を予算化し管理している。ダイバーシティ事業による研究活動支援についてもその活動費を予算化し管理している。また本学研究者、特に若手研究者の研究能力の向上と研究推進を目的として、「社会学連携・研究推進センター」の「産学連携・研究推進部門」を中心に「研究推進助成規程」を定め、西宮キャンパス研究活性化助成、西宮キャンパス女性研究者研究助成、西宮キャンパス若手研究者研究助成、神戸キャンパス研究者研究助成を運用している【資料 4-4-31】。「兵庫医科大学大学院医学研究科学生研究助成規程」に基づく大学院学生に対する研究助成制度も運用している【資料 4-4-32】。また兵庫医科大学の看板となりうる、全学横断的なプロジェクト研究事業「Hyogo Innovative Challenge 事業」があり、本学の研究を起点として、兵庫県の医療・産業に貢献し、ひいては新たに得た知見を世界へ発信するという目的で本学独自の研究助成制度として実施している【資料 4-4-33】。

#### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）



全国的な課題である若手研究者（特に基礎研究者）数の減少、研究マインドの菲薄化などに対して、「社会学連携・研究推進センター」を中心に、適切な研究環境整備、研究活動への資源の配分などの施策を進めたい。特に若手研究者を中心とした研究推進ワーキングのアイデア・企画を具現化していく。また研究者に対する経時的なアンケート調査や、研究成果、外部資金獲得などのモニタリング体制を確立し、その結果を共有・評価の上、施策に生かしていく。研究環境の改善のため、「社会学連携・研究推進センター」を中心とした「共同利用研究施設」「病態モデル研究センター」「大学院研究科」「兵庫医科大学医学会」「ダイバーシティ推進室」などの横のつながりをより強化することが必要で、定期的な会議による問題点の共有とその対策を立案、実行していく。

研究倫理の確立と厳正な運用に関しては、「研究公正推進室」を中心に公的研究費管理と研究活動の両面について、厳正に運用されているかどうか、定期的な計画、モニタリング、内部監査を継続していく。特に研究者への情報提供、啓発活動を重視した運用計画を策定していく。また近年一部問題とされているインテグリティを一括管理する学内体制づくりも検討していく。

#### **【基準4の自己評価】**

本学は、未来を切り拓く教育・研究・診療の創造に挑戦し、広く社会に貢献する医系総合大学の運営を担う人材として、学生のみならず教職員の育成も重視している。学長と5名の副学長により、大学の教育・研究・社会貢献に対する使命を全うするためのガバナンスを機能させている。学長による全教員へのヒアリングや、関連規程に基づく教学ならびに研究マネジメントの透明性のある運用は特筆すべき事項である。さらに、ダイバーシティ事業による女性ならびに若手教育者・研究者の育成は、今後の大学における教学・研究を担う人材不足問題の解決に貢献するものと期待できる。

本学では、研究環境の整備と高い倫理観に基づき、独創的な学術研究を追求するための研究基盤の充実を図っている。設定している成果目標として学外資金獲得件数や論文発表数、研究支援設備の使用件数等を毎年度評価検討し、独創的な学術研究の向上を目指す。さらに、病院を併設する大学の強みを生かし、多様な臨床研究の成果を臨床実践で応用する。

以上の事から、基準4「教員・職員」について、基準を満たしているものと判断する。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

「学校法人兵庫医科大学寄附行為」に、役員及び理事会、評議員及び評議員会に関する事項、法人運営に関する基本事項を規定しており、これに従って「理事会規則」「役員会規程」「常務会運営細則」「経営常務会運営細則」「監事監査規程」「学校法人兵庫医科大学公益通報の取扱いに関する規程」「学校法人兵庫医科大学コンプライアンス規程」等を定めている。理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関と位置づけ、先の諸規程に基づき、適切な法人運営を行っている【資料 5-1-1～5-1-8】。

また、法人運営の規律性、健全性を図ることを目的として、一般社団法人日本私立大学連盟のガバナンス・コードによる運営状況の点検を毎年度実施し、その点検結果についてホームページに掲載している。実施不十分であった項目については早期に改善できるように期限を設けて取り組むようにしている【資料 5-1-9】。

情報の公表については、私立学校法等の法令に従い、寄附行為、役員報酬規程及び公益通報の取扱いに関する規程のほか、財務書類、事業報告書等公開すべき情報を、法人ホームページで適時適切に公開し、透明性のある公正な経営を維持している【資料 5-1-10】。

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

学校法人の意思決定における最高機関である理事会、諮問機関である評議員会、を定期的に開催し、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。

また、私立学校法の改正により中期的な計画作成が義務化される以前の平成 18 (2006) 年より中期事業計画を策定しており、令和 5 (2023) 年度から第 4 次中期事業計画を遂行している。この中期事業計画では「教育」「研究」「診療」「社会貢献」の 4 領域に区分しており、単年度の事業計画において 4 領域を具現化し、各部門での業務として着実に遂行する仕組みとなっている【資料 5-1-11】。

大学においては学則にて「建学の精神に則り、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学、薬学並びに保健医療福祉分野の教育及び研究を行い、優れた医療人及び教育・研究者を育成し、もって人類の福祉に貢献し、医療の発展に寄与することを目的とする。」と定めており、使命・目的を実現するために、大学の重要事項を審議する機関として大学運営会議を設置している。この大学運営会議での重要事項は、理事会、評議員会をはじめとし、常務会においても審議、報告されることで適切に管理運営している【資料 5-1-12, 5-1-13】。

加えて医学部を設置している西宮キャンパスそして薬学、看護学、リハビリテーション学の 3 学部を設置している神戸キャンパスの各キャンパスでの教育、研究、診療、及び管

理運営に関する事項について、学部・研究科間の調整・連絡及び意見交換等を行うために、各キャンパスに西宮キャンパス協議会及び神戸キャンパス協議会を置き、日々の業務を円滑に遂行している【資料 5-1-14】。両キャンパス協議会において意見交換等行った事項に対する重要事項については大学運営会議にて審議、報告している。

このように学長のリーダーシップの下、柔軟かつ戦略的な組織を構築し、使命・目的を実現するために日々たゆまない努力を続けている。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

「学校法人兵庫医科大学行動規範」において、業務遂行にあたり、また個人として行動する上で、環境保護や人権尊重等といった遵守すべき基本的な事項を定め、各事項にかかる諸規程並びに同規程に基づく委員会を設け、教職員の理解を深めるために、教育や研修を定期的に行っている。規程については、学内イントラネットで教職員が常時閲覧できる体制をとっている【資料 5-1-15, 5-1-16】。

環境問題への配慮については、「医療廃棄物管理規程」「廃棄物取扱マニュアル」「学校法人兵庫医科大学省エネルギー推進委員会規程」を定め、適切に運用し、継続的な努力を行っている【資料 5-1-17～5-1-19】。具体的には、LED 照明の導入、夏季の「クールビズ運動」・冬季の「ウォームビズ運動」の実施、空調機器の設定温度管理等で省エネ対策の強化を行っている。ささやま老人保健施設の老朽化した空調機器を更新するにあたっては、経済産業省の革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金支援事業（ZEB）に応募して採択され、平成 28（2016）年度に ZEB 化改修を行い、大幅な省エネにより病院等ではじめて「BELS」の最高ランク 5 つ星の認定を取得した。また、再利用可能な物品については学内で相互に情報提供を行いリサイクルし、廃棄物の削減等に全学を挙げて取り組んでいる。

危機管理、安全への配慮については、「学校法人兵庫医科大学危機管理規則」「防火・防災管理規程」「防火・防災ガイドブック」を定め、危機発生時の活動指針としている【資料 5-1-20～5-1-23】。また、所轄消防署の協力のもと、防火・防災管理規程に基づいた教職員及び学生が参加する避難訓練・消防訓練の実施や、防火・防災の日を定めて、各部署でチェックシートによる非常時の対応について点検する機会を設け、教職員の意識啓発を行っている【資料 5-1-24】。行政機関や県内外の医療関係機関、民間機関などとも協力し、災害が発生した場合を想定した訓練等にも参加し、学内外における非常事態にも備えている。また、災害に備え、備蓄倉庫に飲料水や非常食、毛布なども保管し、教職員及び患者が一定期間賄えるよう備えている。

個人情報保護に関しては、「学校法人兵庫医科大学個人情報保護規程」を定め、教職員への研修の一環として講演会の実施、年 1 回、チェックシートによる自己点検を行う機会を設け、意識啓発を行っている【資料 5-1-25, 5-1-26】。「個人情報保護方針」「情報セキュリティポリシー」「ソーシャルメディア活用のためのガイドライン」を法人ホームページに掲載し、本法人としての姿勢について、対外的に示し、学生、保護者、患者及び取引業者などステークホルダーや社会からの信頼獲得に努めている【資料 5-2-27～5-1-29】。

人権尊重については、ハラスメント等防止等に関する規程を定め、学生及び教職員のほか、本法人において研修、研究、実習、取引等を行う者及び派遣職員等契約の形態を問わ

ず本法人において職務に従事する者を対象としている。またハラスメント防止等を適切に行うため、ハラスメント防止委員会を置き、各キャンパスの学生相談室及び職員相談室に相談窓口を設置しており、設置場所や利用方法について周知している【資料 5-1-30～5-1-32】。

その他、法令等を遵守した法人の意思決定及び職務執行がなされるように、理事に弁護士を選任し適宜助言を得ていることに加えて、顧問弁護士、公認会計士等の外部専門家に照会又は相談できる体制を構築している。法人、大学、病院ともに、万一不適切な事案が発生した場合には、直ちに理事長をはじめ幹部役職員を含めた対策本部・対策会議などを設置、協議し、速やかな対外公表を実施するとともに、再発防止策等の検討を行う体制を整備している。

また、法人として必要な各種保険について、内容を吟味した上で加入している。

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の改正私立学校法に則り、幅広い関係者の意見の反映・逸脱した業務執行防止を図れるよう、理事、監事、評議員及び会計監査人の選任方法や人選を含め、本学寄附行為（案）作成に向けて検討中である。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

「理事会規則」を定めて理事会の体制を整備しており、適切に運用している。理事会は隔月（奇数月）に開催し、必要に応じて臨時理事会を開催している。理事会での審議事項については、「役員会規程」に定める常務会又は経営常務会において十分に審議されたうえで、付議している。常務会の構成は、理事の中でも各部門（法人・大学・病院）の主要メンバーで構成され、理事会の授権に基づいて個別事案について決定する他、法人運営にかかる重要事項を審議している。原則として毎月 2 回定期的に開催し、必要に応じて臨時で開催している。経営常務会は、法人の将来計画及びこれに関わる財務等経営の課題を協議している。原則として隔月 1 回定期的に開催し、こちらも必要に応じて臨時でも開催している。法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項については、随時、常務会、理事会などの会議において報告する体制となっており、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定ができ、有事の際にもすぐに対応出来る体制を整備しており、適切に機能している。

理事長をはじめとする理事の選任、解任については寄附行為に則り、理事会、評議員会において審議し適切に決定している。学長及び病院長の選考委員会制度の導入、求められる学長像、病院長像の策定、外部有識者の招聘などにより、職務経歴や適性、専門性を十分に検討した上で決定している。理事の外部人材の登用は、令和 6（2024）年 5 月 1 日現

在約 42%となっている。

事業計画、中長期の収支財務シミュレーション、予算編成、資金運用や訴訟関係等の重要事案については、その内在するリスクを含めて十分な情報を踏まえた議論が常務会、理事会等においてなされている。外部環境等の大きな変化に対応するため、経営常務会を随時開催し、中期事業計画の見直しも行っている。各部門からの報告に基づく事業計画の進捗状況の確認も年 2 回行っている。

理事会の運営についても、寄附行為に基づき適切に行っている。寄附行為において、理事会及び理事の基本的な意思決定の権限と責任を規定したうえで、常勤理事においては、毎年度業務分担を定め、常務会、理事会で承認を得たうえで業務を執行している。理事会の開催にあたっては、理事及び監事に対して開催 1 週間前に会議資料データを事前送付することに加えて、理事長（議長）が、理事及び監事に対して広く意見を求めるなどの配慮を行うことで、議事運営が有意義なものとなっている。理事会は対面とオンラインの併用で開催し、理事の出席率（実出席率）は令和 5（2023）年度平均約 91%となっている。やむをえず欠席の場合は、書面表決書の提出を求め、書面を以って予め意思表示をした者は出席とみなすこととしている【資料 5-2-1】。

大学における管理運営機関として、副学長及び各学部の学部長が出席し学長を議長とする大学運営会議があり、大学運営にかかる重要事項等については教授会、大学運営会議を経て常務会、内容に応じてさらに理事会に付議され、法人全体として意思決定がなされる体制が整備されている。

### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事・監事等の役員向けに、法人・大学・病院の経営に関する研修機会を企画・提供することにより、よりよい法人の運営につなげていく。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

#### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関は理事会であり、理事長が議長となり、統制している。また、副理事長、2 名の常務理事を配置し、副理事長は理事長の補佐を、常務理事は法人業務の分掌及び病院事業管理を行っている。寄附行為において、理事会及び理事の基本的な意思決定の権限と責任を規定した上で、常勤理事においては、毎年度業務分担を定め、常務会、理事会で承認を得た上で業務を執行している。

理事長は、理事会等の運営において、理事・監事に対して広く意見を求めており、業務執行状況のチェック機能に留意し、モニタリングに必要な情報について適時適切に提供し

ている。また、監事会を原則、理事会開催日に開催しており、理事長ほか役員もオブザーバーで出席し、監事と意見交換している。内部監査室による理事長への監査報告を、監事同席のもと、都度実施するなど、理事長、監事、内部監査室の間で適切に意思疎通が図られている。

学長は、寄附行為第6条第1項第1号理事として法人の最高機関である理事会に出席し、教学の最高責任者として大学に係る重要な事項（学則、教員人事等）を提案するとともに、定期的に開催している大学運営会議の重要事項について報告している。これにより、理事会は大学の状況を把握し、円滑な意思決定を行うことができる。大学運営会議において、学長は理事会及び常務会における大学関係の議事内容を報告している。この大学運営会議の議事については各学部教授会に報告されるため、相互に有機的な連携を図っている。

理事会・評議員会においては、各部門（法人・大学・病院）の主要会議における協議事項の諮問や報告がなされており、連携を適切に行っている。また、常務会、理事会での決定事項については、常務会及び理事会構成員である学長、病院長又は事務局長から直接、大学運営会議、病院長会又は、事務部長会にて幹部教職員に対し情報共有・説明を行い、そこから各部門教職員に情報伝達・共有され、法人全体として意思を共有し運営する体制を整えている【資料5-3-1, 5-3-2】。

教職員の提案などをくみ上げる仕組みとしては、教職員の提案を受け付ける理事長直通の「教職員ご意見メール」を設置しており、理事長（意見内容によっては各担当部門長）が意見内容に対して回答しており、その意見ならびに回答内容についてはグループウェア内にて全教職員向けに開示している。今後検討すべき内容については、理事長から担当部署へ対応を指示している【資料5-3-3】。

また、理事長自らが、教職員向けに勉強会を企画、受講者を募集し、法人の運営方針等の伝達や、理事長が直接教職員と意見交換等が出来る場を設けている。第4次中期事業計画策定時には、各部署から教職員を選出して教育部会・研究部会・診療部会を発足し、様々な職種から広く意見を集め中期事業計画を策定した。計画の策定後は、各キャンパスで説明会を開催し、経営層から現場層へ法人を取り巻く状況や経営状況、法人の目指す姿などについて情報共有を行っている。併せて、経営層から事業計画の方針や具体的な内容を説明し、現場層からの質問等に答えるタウンホールミーティング（意見交換会）を開催し、広く提案をくみ上げる取り組みを行っている【資料5-3-4】。

学長においても、毎年、医学部については講座ごと、看護学部、薬学部、リハビリテーション学部については全教員に対し、学長ヒアリングを実施している。学長ヒアリングでは現状の教育、研究等に関する状況を聞くだけでなく、課題の共有、意見交換の場となっている【資料5-3-5】。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

大学の管理運営機関である大学運営会議は学長、副学長、学部長で構成されており、本学の理事である学長、副学長が構成員となっている。法人の管理運営機関である理事会には大学運営会議からの諮問・報告が挙げられ、相互チェックする体制を整備し、適切に運用している【資料5-3-6】。

監事の選任は寄附行為第7条に基づき、職務経歴、専門性や独立性などを十分考慮した

上で、適切に3名を選任している。監事の任期は3年間で、監査の継続性を担保するため、監事3名の選任時期は全て異なっている【資料 5-3-7】。監事の理事会及び評議員会への出席状況は、直近数年は100%であり、これに加えて監事1名は、常務会にも出席し、意見を述べており、監事は法人の運営状況を十分に把握している。

監事は、学校法人兵庫医科大学監事監査規程に基づき年度当初に監事監査計画の策定を行い、監査実施後は、監事監査報告書を作成して理事会、評議員会に報告し、加えて、年1回、監事監査の報告を作成し常務会に報告している【資料 5-3-8】。

監事間の連携を深めるため、理事会開催日に監事会を開催しており、その監事会には理事長ほか役員もオブザーバーで出席している【資料 5-3-9】。また、監事と会計監査人、内部監査室等が協議する三様監査連絡会を定期的を開催して報告を受け、意見交換を行い、三様監査の充実を図っている【資料 5-3-10, 5-3-11 第5条, 5-3-12】。

評議員の選任についても、寄附行為第21条に基づき適切に行っている。ガバナンス強化を意識した外部人材の招聘を進め、2023年度時点で全体の約45%が外部人材となっており、各機関内での牽制機能を担保するとともに、理事会、監事会、評議員会の間で相互牽制が働くような運用を行っている。評議員会の運営についても、寄附行為に基づき適切に行っている。原則年3回（5月、11月、3月）、理事会と同日に開催しており、必要に応じて臨時でも開催している。評議員会の開催にあたっては、理事会同様、評議員に対して開催1週間前に会議資料データを事前送付することに加えて、理事長（議長）が、評議員に対して広く意見を求めるなどの配慮を行い、議事運営が有意義なものとなっている。また、対面とオンラインの併用で開催し、評議員の評議員会への出席状況は、2023年度時点で平均約80%となっており良好である。やむをえず欠席の場合は、書面表決書の提出を求め、書面を以って予め意思表示をした者は出席とみなしている。

### (3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

本学は4キャンパスからなり、附属病院も有しているため、理事長及び学長の強いリーダーシップとともにITの活用、教職員の人的交流などによる部門間のコミュニケーション・連携について、今後も引き続き強化に努める。

また、令和7（2025）年4月1日施行の改正私立学校法に則った寄附行為変更の認可申請を行い、認可後の寄附行為に基づき、令和7（2025）年最初の定時評議員会終了後の評議員、監事及び会計監査人の選任を適切に行う。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

#### (2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

第4次中期事業計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）では、建学の精神を継承しつつ、「未来を切り拓く教育・研究・診療の創造に挑戦し、広く社会に貢献する医系総合大学」を目指す姿として掲げ、教育、研究、診療、社会貢献の4領域の中期事業計画を策定した。また、これらの計画の礎として、財務基盤の強化を掲げている。中長期的な財務計画として、毎年度10年間の収支財務シミュレーションを作成しており、実現可能な収益、将来発生する費用を積算し、各年度の基本金組入前当年度収支差額を明確にすることにより、将来計画の策定、次年度予算の目標値を定めることに役立てている【資料5-4-1, 5-4-2】。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の令和5（2023）年度決算は、事業活動収入が629億円、事業活動支出が588億円となり、基本金組入前当年度収支差額は41億円となった。事業活動収入の約75%を占める医療収入は、病床稼働率が上昇したことにより、前年度28億円増収の485億円となった。事業活動支出のうち、約40%を占める人件費については、看護職員などの職員人件費が減少したことに加え、退職金関連費用の減少により、前年度5億円減の236億円となった。一方、50%を占める医療経費は、薬品費や医療材料費の増加などにより前年度17億円増加の290億円となった。

過去5年間の基本金組入前当年度収支差額は30億円以上を達成しており、安定した収支差額を確保している。また、令和元（2019）年度末222億円であった支払資金残高（現金預金、有価証券、引当特定資産（第3号基本金引当特定資産を除く））は、年々増加し令和5（2023）年度末には413億円となっており、新病院棟建設に向けた資金を着実に積み立てている。一方、令和元（2019）年度末28.6%であった負債率は徐々に改善され、令和5（2023）年度末には23.8%となっている。

外部資金の取得については、医工連携などの異分野交流、医系総合大学の強みを活かした学内連携の機会を提供することにより、新たな研究テーマの創出に取り組んでいる。本取り組みは、研究推進課、URAが中心となり、個別マッチングやセミナーの開催などにより支援を行っている。

また、令和3（2021）年度より開学50周年記念事業募金として、次なる50年への発展を見据えた新病院棟建設等の事業のための募金を行っている。さらには、令和5（2023）年度よりクラウドファンディングを開始し、2件中2件のプロジェクトが寄付目標額に達している【資料5-4-3, 5-4-4】。

#### (3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

本学では、安定した収支差額を確保しているが、近年、国内外の物価高騰、光熱費や人件費の単価上昇に伴う業務委託費の増加により経常的経費が増加し、収支を圧迫している。今後予定している新病院棟の建設、10号館改修、旧病院棟の解体などの事業には、多額の資金を要し、自己資金のみでは賅うことは困難であるため、借入れに頼らざるを得ない。借入れの元金返済を滞りなく行うためには、安定した収支差額の確保が必要であり、例年作成している収支財務シミュレーションにより、将来予想される収支を把握し、適宜対策を講じる。また、収入の4分の3を占める医療収入については、周辺医療機関の競合、人口減少の中、今まで以上に地域の医療機関とのネットワークを強化することにより、新



たな患者を確保し、増収につなげる。一方、支出面においては、BPR 活動による業務の見直し、そして令和 5（2023）年度より開始したコスト削減キャンペーンなどにより、教職員一丸となって、より一層のコストコントロールを推進していく。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

本学では、学校法人会計基準や経理規則を始めとする諸規程等に則り、適正に会計処理を行っている【資料 5-5-1】。勘定科目の選択、収支計上のタイミングなどの会計上の取扱いや計算書類の作成に関する疑義が生じた場合には、監査法人から適宜指導、助言を受けている。また、昨年度より開始されたインボイス制度や電子帳簿保存法に対する法対応、消費税等の課否の判断、収益事業など税務上の取扱いに関する疑義が生じた場合には、顧問税理士から適宜指導、助言を受けている。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査法人による監査、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査を実施している。

監査法人による監査は、9 月に実施される監査計画概要説明に基づき、期中監査（12 月）及び期末監査（3 月～5 月）を実地により実施している。期中監査では、主に各部署へのヒアリングによる内部統制の検証を行い、期末監査では、諸会議の議事録等の査閲、証憑突合、帳簿突合等の実証手続きを中心とした監査が厳格に実施されている。当該監査の結果は、監査報告書により報告される【資料 5-5-2, 5-5-3】。

監事による監査は、「学校法人兵庫医科大学監事監査規程」による監事監査計画に基づき、監査法人、内部監査室と連携して会計監査を実施し、監事監査報告書を作成して理事会、評議員会に報告している【資料 5-5-4, 5-5-5】。

監査法人、監事、内部監査室は、定期的に情報共有を行い、監査効率の向上に努めている。

#### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、財務システムの更新を予定している。現段階では、令和 8（2026）年度予算を積算する令和 7 年（2025）年 10 月頃から一部稼働を開始し、令和 8（2026）年度から財務システム全体の本稼働を目標としている。財務システムの更新では、現状の課題である発生源の予算執行申請、複雑化している予算の最適化により事務の効率化を図る。

監査結果報告書等により監査法人から指摘を受けた事項や監事監査により監事から指摘

を受けた事項については、他部署と協力しながら速やかに改善を図っていく。

### **[基準 5 の自己評価]**

経営・管理体制については、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関と位置づけ、理事会規則等の諸規程を定めて、使命・目的を達成するための適切な運営を行っている。理事会は理事長が議長となって統制し、副理事長、常務理事が補佐するとともに、常勤の理事についてはそれぞれ業務分担が定められている。理事会・評議員会においては、大学、病院等各部門の主要会議における協議事項の報告等がなされており、一方で常務会・理事会での決定事項は、構成員である学長、病院長又は事務局長から各部門の会議体に情報共有されることで法人全体として意思を共有し運営する体制となっており、各部門の主要会議と相互に連携、チェックが行われ、円滑な運営がなされている。

財務については、安定した収支差額を確保しているが、中長期的な財務計画として、毎年度収支財務シミュレーションを作成し適宜対策を講じる等、適切に財務運営を行っている。また、会計処理についても適正に実施しており、会計監査も体制整備がなされ、厳正に実施している。

以上の事から、基準 5「経営・管理と財務」について、基準を満たしているものと判断する。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

「兵庫医科大学学則」第 3 条で、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを定めている。「兵庫医科大学内部質保証の方針及び手続」を策定し、その中で目的として、建学の精神「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」の下に、本学の目的及び使命を達成するため、教育研究、管理運営等の諸活動の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を改善に繋げる PDCA サイクルを恒常的かつ継続的に実施し、本学の諸活動の質保証及び向上を図ると明示している【資料 6-1-1, 6-1-2】。

全学の内部質保証の責任を負う組織として、「兵庫医科大学内部質保証会議」を設置している。その構成員は、学長、副学長、学部長・研究科長、両キャンパスの学生部長と教務部長、アドミッションセンター長、大学事務部長、大学事務部 IR 室担当部署の管理職などと定めている。また、各学部・研究科の内部質保証にかかる自己点検・評価を行う自己点検・評価委員会を設置している。その他の組織でも既存の委員会などで自己点検・評価を行うことを、内規で定めている。自己点検・評価委員会や各種組織で検討した自己点検・評価等の結果は教授会や研究科教授会、各組織内の委員会の意見を聴き、内部質保証会議にて全学的観点に基づく自己点検・評価を行っている。さらに、大学の教育研究活動及び大学運営等に関して、学外の有識者より評価を行う「兵庫医科大学内部質保証評価会議」を設置している【資料 6-1-3～6-1-5】。

兵庫医科大学内部質保証の方針及び手続きにおいて、大学の内部質保証の統括責任者は学長と定めている。上記に記したように、内部質保証会議の委員長は学長が務めている。内部質保証に関して、学長を補佐するため、内部質保証担当副学長を任命している。内部質保証担当副学長は、内部質保証評価会議の議長を務めている。また、各学部・研究科等の内部質保証の責任者は学部長・研究科長及びその他組織の長と定めている。学部・研究科の自己点検・評価委員会の委員長は学部長・研究科長が務めている。本学の内部質保証のための責任体制は明確である【資料 6-1-6】。

##### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は統合後に、内部質保証体制を一新し、より良い教育研究の推進を目指している。少子高齢化など社会情勢の変化に合わせたより良い大学運営ができるよう、内部質保証体制のチェックを継続的に取り組んでいく。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

令和 4（2022）年度の兵庫医科大学と兵庫医療大学との大学統合を機会に、自己点検にかかる委員会を整備し直した。内部質保証会議は令和 4（2022）年度に 6 回開催され、統合に伴う各学部の目標などの点検などを含め、大学に関わる事項が討議され、令和 5（2023）年度には 3 つのポリシーや大学の各種方針などを含め討議した。また、各学部・研究科においても自己点検・評価委員会が開催され、それぞれの学部の目標、ポリシーの点検などを行っている。

統合前の兵庫医科大学では、平成 5（1993）年より、自己点検・評価委員会を設置し、平成 10（1998）年に、最初の自己点検・評価報告書を発刊した。自己点検・評価報告書は毎年作成し、本学ホームページにて公開している【資料 6-2-1】。

また、平成 15（2003）年に大学基準協会の相互評価を受け、適合していると評価された。平成 22（2010）年には、大学基準協会の大学評価を受審し、適合していると評価された。平成 29（2017）年の大学基準協会の大学評価受審では、平成 22（2010）年に指摘された事項について、一点を除いて改善をしていると評価を受けた。これらの評価結果は、すべてホームページにて社会に公表している【資料 6-2-2】。

統合前の兵庫医療大学でも大学基準協会の大学評価を平成 24（2012）年度、令和元（2019）年度に受審し適合しているとの評価を受けた。評価結果は自己点検・評価報告書と共にホームページ上で公表している。令和元（2019）年度に兵庫医療大学として指摘を受けた内部質保証体制の確立については、統合後に全学として上記のように整備した【資料 6-2-3, 6-2-4】。

また各学部においても各評価機構で分野別評価を受審している。

医学部は、令和 3（2021）年度に日本医学教育評価機構の認証評価を受審し、評価基準に適合しているとされ、各年度の年次報告書を作成し、ホームページ上で公表している【資料 6-2-5】。

薬学部は、平成 26（2014）年度兵庫医療大学時に薬学教育評価機構を受審し、適合していると評価された。その後、各年度の年次報告書を作成し、ホームページ上で公表している【資料 6-2-6】。

リハビリテーション学部は令和 2（2020）年度にリハビリテーション教育評価機構の認証評価を受審し、養成施設として認定された【資料 6-2-7】。

これらの評価を内部質保証会議、各学部・研究科の自己点検・評価会議で検討し、本学として改善すべき点についての進捗状況などを含めて検討を行っている。

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の教育目標を達成するために、大学運営に資する諸データの収集・分析及びその結果による情報提供・助言等を行い、教育改善の支援・充実に寄与すること及び内部質保証システムの適切な運用を支援することを目的に IR 室を設置している。IR 室では、大学運営、学生支援、教育の質の向上に必要な情報の収集を行い、分析を行なっている。IR 室は内部質保証担当副学長、各学部の IR 担当教員、IR 支援教員、事務職員で構成している。各学部レベルでの IR は各学部の IR 担当教員が中心になって行い、IR 室に報告する。IR 室で行なった調査・分析結果は関係する各委員会に提供し各委員会で評価している【資料 6-2-8～6-2-11】。

本学のアセスメント・ポリシーは、教育の成果を可視化し教育改善を恒常的に実施する目的で定められ、その中で学生の学修成果等について調査・データ収集と分析を行うとしている。調査・評価結果は各学部の自己点検・評価委員会に報告される。アセスメント・ポリシーは評価主体を科目（授業科目）レベル、教育課程（学部等）レベル、期間（大学）レベルの 3 つで構成している。学部の教学に関する評価の主体である科目レベルは西宮キャンパス教務委員会、神戸キャンパスの各学部教授会にて、IR を活用し成績評価やアンケート調査等を点検している。教育課程に関しては、西宮キャンパスの医学教育プログラム評価委員会、神戸キャンパス教育委員会にて、IR を活用し各試験データや進級率などを点検している。大学としては内部質保証会議、内部質保証評価会議において、IR を活用し入学時アンケートや退学率、留年率などを点検している。このように、現状把握のためにそれぞれのレベルに応じてデータを収集し、分析を行える体制を整備している【資料 6-2-12～6-2-17】。

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学で行なっている年次報告書の作成は自己点検・評価に重要な過程であるので、今まで通りに年度ごとにまとめて公表していく。今後の社会情勢の変化や大学で行う改善に合わせ、アセスメント・ポリシーで設定している収集する情報の見直しを定期的に行なっていく。IR 室における活動も自己点検・評価を行うとともに、各委員会からの要望を IR 室でのデータ収集に反映させ、有意義な自己点検・評価につながる解析を目指していく。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

#### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では令和 4（2022）年度からの兵庫医科大学と兵庫医療大学の大学統合を機会に、

大学の使命・目的の変更に伴い、全学としての3つのポリシーを見直し、それに応じて各学部・研究科の3つのポリシーの見直しを行なった。全学の3つのポリシーの見直しに関しては、今までの大学で行われた教育の実施状況などとともに、今後社会から必要とされる大学教育の内容も含め、内部質保証会議および大学運営会議にて承認された【資料 6-3-1, 6-3-2】。

医学部の3つのポリシーについては医学部学修成果作成委員会、西宮キャンパス教務委員会、西宮キャンパス入試検討委員会、医学部自己点検・評価委員会にて検討し、医学部教授会の意見を聴き、内部質保証会議及び大学運営会議にて承認された【資料 6-3-3～6-3-9】。医学研究科の3つのポリシーは大学院医学研究科運営委員会、医学研究科自己点検・評価委員会にて検討し、医学研究科教授会の意見を聴き、内部質保証会議、大学運営会議にて承認された【資料 6-3-9～6-3-11】。

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部及び、薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科の3つのポリシーは各自点検・評価委員会にて検討し、各教授会の意見を聴き、内部質保証会議、大学運営会議にて承認された【資料 6-3-12～6-3-15】。

アドミッション・ポリシーに沿った人材が入学しているかは、アドミッションセンターを中心に解析・検討している。カリキュラム・ポリシーに応じた教育効果が挙げられているかは、IR室での解析などをもとに、医学教育プログラム評価委員会、西宮キャンパス教務委員会、神戸キャンパス教育委員会、神戸キャンパス各学部教授会で検討している。また、ディプロマ・ポリシーに沿った人材を育成できているかは、IR室での解析結果をもとに、医学教育プログラム評価委員会、神戸キャンパス教育委員会で検討されている。これらの検討結果は各学部の自己点検・評価委員会で検討されたのちに、内部質保証会議で全学として検討している【資料 6-3-16～6-3-18】。

令和5(2023)年度には医学部では、国際性の点で、教育内容を見直すことがプログラム評価委員会から関係する教務委員会に提言した。それに伴い、教務委員会で国際性を涵養するための方策が討議され、留学プログラムでの交流促進を求めることが国際交流委員会に要望として提出され、低学年での短期留学を導入した【資料 6-3-19, 6-3-20】。また、医学教育センターの活動も評価・点検し、医学教育センターでサポートしているピアサポートの体制の改善などを通じて、学生の修学サポート体制の改善を行なっている。

大学統合に伴いディプロマ・ポリシーに掲げた多職種連携を進めるため、令和5(2023)年度入学者選抜試験で医学部に総合型入学者選抜試験を導入し、臨床実習で多職種連携総合臨床実習を導入した。IR室での解析結果をもとに令和7(2025)年度入学者選抜試験で医学部に、国際性豊かな人材を確保することを目的に国際バカロレア枠を設けた。また、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部では、新学習指導要領に対応し令和7(2025)年度入学者選抜試験より高大接続型選抜を導入することとなった【資料 6-3-21, 6-3-22】。

各学部の成績などの解析結果と令和元(2019)年度の兵庫医療大学に対する機関別認証評価の指摘に対応するため、薬学部学生の学修支援についての検討が行われ、薬学教育の充実及び教育水準の向上に努めることを目的に薬学教育センターを設置した【資料 6-3-23】。

大学機関別認証評価の結果を踏まえた運営の改善計画の進行状況については、自己点検・評価委員会、内部質保証会議にて検討を行っている。令和元(2019)年度に兵庫医療大学

として機関別認証評価の指摘を受けた内部質保証体制の確立については、統合後に全学として整備した。FD 活動を実施する体制整備については、大学統合後に、FD・SD 推進室を設置し、組織的、計画的に FD を企画立案する体制を整えた【資料 6-3-24】。

研究科では、自己点検・評価に応じて、医学研究科ではカリキュラムの見直し、単位制度の改正が行われ、看護学研究科とリハビリテーション科学研究科では後期課程の開設に伴い、カリキュラムの見直しが行われている。

医学部の分野別認証では大学統合前の医学部内にあったカリキュラム委員会、カリキュラム評価委員会、教務委員会の役割について検討すべきとの意見に対して、教務関係の委員会の役割を整理した【資料 6-3-25】。

本学では、令和 5（2023）年度より第 4 次中期事業計画を策定し、その中で、大学部門は教育にかかる計画について、取り組む課題を毎年度立案し、その達成度について、内部質保証会議にて点検している【資料 6-3-26】。

### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

委員会の整理など改善が行われた後の内部質保証体制について点検・評価を継続して行なっていく、PDCA サイクルを回していく。

### [基準 6 の自己評価]

統合後の兵庫医科大学として、各学部・各研究科では自己点検・評価委員会が中心となり点検・評価を行い、大学としては各部署の自己点検・評価状況を内部質保証会議にて審議し、また内部質保証評価会議にて外部評価を実施し、改善をしながらその都度、大学運営会議にて報告し確認している。自己点検・評価についての結果を自己点検・評価報告書として年度ごとに作成し、ホームページ上で公表している。この過程を毎年度行うことで、大学としての改善を目指している。IR 室では教育の質向上を目指した調査・分析を行い、関連する委員会へ結果を提供している。本学では PDCA サイクルとして確立できており、内部質保証が機能している。

以上の事から、基準 6「内部質保証」について、基準を満たしているものと判断する。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 現場で活躍できる医療人の育成をめざした新たな教育施策

##### A-1. 4 学部・大学病院のボーダレスな教育

##### A-1-① 医療現場の連携を学ぶ実践的な IPE（多職種連携教育）・多職種連携総合臨床実習の展開

##### A-1-② 学生の進路選択支援

###### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 医療現場の連携を学ぶ実践的な IPE（多職種連携教育）・多職種連携総合臨床実習の展開

- ・医療現場の連携を学ぶ実践的な IPE（多職種連携教育）が適切に運用されているか。
- ・多職種連携総合臨床実習を適切な体制のもとに運用し、その検証を行っているか。

本学の IPE（多職種連携教育）については、令和 4（2022 年）度の大学統合前から兵庫医科大学、兵庫医療大学それぞれで IPE 科目が配置されており、IPE の下地があった。令和 5（2023）年度より 4 学部としての IPE 科目の配置と到達目標の策定に向けて、学長主導で教職員の組織化を行い検討に入った。IPE は学校法人兵庫医科大学第 4 次中期事業計画でも戦略の 1 つとして掲げており、IPE の推進を学内外へ周知している【資料 A-1】。また、IPE を統括する組織は、大学教職員に加えて、病院で教育を担当する医療従事者と病院事務職員で構成されており、より実践的な科目となるように配慮している。大学教職員と病院職員の連携により、実践的な IPE が適切に運用されている。多職種連携総合臨床実習については、篠山キャンパスで適切な体制のもとに令和 4（2022）年度から運用し、その検証を行っている【資料 A-2, A-3】。

4 学部全員（約 430 名）が履修できる体制には至っていないが、学生の学びの機会と質を担保するために、実習指導体制を含む運用方法を模索しながら徐々に参加人数を増やし開講している。令和 4（2022）年度は 4 学部計 14 名、令和 5（2023）年度は 4 学部計 36 名の学生が参加した【資料 A-4, A-5】。本実習に関しては、大学教職員と病院職員で構成される多職種連携実習推進会議が主体となり運用している【資料 A-6, A-7】。実習目標の達成については、教員評価と学生評価から検証している。

##### A-1-② 学生の進路選択支援

- ・新たな進路支援策を実施し、その検証を行っているか。

令和 4（2022）年度から進路支援の内容を充実させるために、(a) 公務員受験コース、(b) フィジカルアセスメント達人コース、(c) 解剖生理・病態生理学修コースの 3 コースを設定し実施している。

具体的な内容は、以下のとおりである。

###### (a) 公務員受験コース

キャリアデザインセンターで従来から実施している神戸キャンパスの薬学部・看護



学部・リハビリテーション学部の1、2、3年を対象とした「公務員進路の説明」、  
「公務員採用試験対策講座」を公務員受験コースの前段階として位置づけた【資料  
A-8】。公務員受験を希望する3、4年生（薬学部は5、6年生）には、従来から行っ  
ている各学部担当教員とキャリアデザインセンター事務職員とが連携をし、各学部  
の特徴を踏まえた教養試験対策、小論文対策と添削、模擬面接の指導を行っている。

(b) フィジカルアセスメント達人コース

近年、臨床の場では看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士に的確なフィジカル  
アセスメントを行えることが求められている。そこで、医学部の教員によるアドバ  
ンスド学修コースとして4回の実技演習・講義（神経、胸部、頭頸部、腹部の診察  
とバイタルサイン）を開講している。

(c) 解剖生理・病態生理学修コース

急性期の臨床現場や特定行為の研修の場等では、より深い解剖生理・病態生理の知  
識が求められる。そこで、医学部・薬学部の教員によるアドバンスド学修コースと  
して「臓器別」（消化器、神経、循環器、内分泌・代謝、呼吸器、腎臓・泌尿器）の  
6回の講義を開講している。

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

**A-1-① 医療現場の連携を学ぶ実践的な IPE（多職種連携教育）・多職種連携総合臨床実習  
の展開**

入学初年次から最終年次までの IPE コンピテンシーに基づく科目の配置と到達評価を  
策定し、各学部のカリキュラムや授業予定の調整を行う。

令和6（2024）年度は、篠山キャンパスに加えて西宮キャンパスの病院でも多職種連携  
総合臨床実習を開講し、4学部計99名（対象学年次生の約1/4）の学生の参加を目指す。  
将来的には必修科目化を目指す。

**A-1-② 学生の進路選択支援**

(a) 公務員受験コース

公務員採用試験を受験する学生は例年各学部数名いて、全員ではないが合格をして  
いる。今後も低学年次から公務員が進路選択の一つとしてあることの周知と採用試  
験対策として教養試験対策、小論文対策の丁寧な支援を行っていく。

(b) フィジカルアセスメント達人コース

(c) 解剖生理・病態生理学修コース

各コース開講が、進路選択支援に有効であるのか、今後、アンケート調査等を行い検  
討していく。

**[基準 A の自己評価]**

本学では臨床で展開される多職種連携に貢献できる人材を育成するために、入学初年次  
から最終年次まで切れ目なく多職種連携教育科目を配置し、全学部の教職員ならびに病院

職員が連携し組織的・体系的な教育を実践することを目指している。現段階は、多職種連携教育の組織を構築しながら臨床実習の運用を模索している状況で、充実途上にあると言える。検証の中で様々な解決すべき課題が抽出されており、今後の活動の方向性が明確になっているという点では評価できる。

薬学部・看護学部・リハビリテーション学部を対象とした公務員受験コースは、これまでの蓄積したノウハウがあり、例年一定数の公務員試験合格者がいることから進路支援策として基準を満たしていると言える。

## V. 特記事項

### 1. 医学部：研究医コース

科学技術立国として、量と質の高い論文数を誇っていた日本だが、2000年代前半より研究力が低下し、令和5(2023)年時点での論文数は世界5位、質の高い論文であるTOP10%については10位以下となっている。医学研究論文の数も減少傾向にあり、最近の報告では新型コロナウイルスの研究論文がG7諸国の中で最も少ないことが明らかにされた。これらの結果は日本の医学や生命科学研究の未来について深刻な懸念を示唆している。

医学や生命科学研究の発展には、研究者としての素養を身につけた医師、すなわち研究医が求められる。本学では平成26(2014)年度から研究医枠による定員2名の増員が文部科学省から認可され、さらに平成25(2015)年度には神戸大学、関西医科大学とコンソーシアムを結成し、平成28(2016)年度より本学独自の研究医コースを開設した。

令和5(2023)年度3月末で研究医コースの卒業生は19人である。卒業後、医師として臨床の医局に所属しながら研究活動を続けている者や、本学の基礎講座の教員として研究活動を続ける者もあり、本学の研究医コースの目的である基礎医学や臨床医学の研究に従事する医師の養成という目的を達成している。現在、20人の学生が研究医コースに在籍しており、近年では学術論文の作成や学術雑誌へ投稿・受理されるケースも増えてきている。これにより、本学の研究活動のみならず、日本の医学研究を支える若手研究医の育成に貢献していると考えている。研究医コースの今後の発展に向けて、さらなる充実と拡充を図っていく計画である。

### 2. 看護師特定行為研修課程、認定看護師教育課程

本学では特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護を実践できる認定看護師を社会に送り出し看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図ることを目的に、平成25(2013)年より手術看護分野の認定看護師教育課程を開講している。実務経験が5年以上の看護師が対象で、臨床経験が豊富で指導的立場の手術室看護師を受け入れている。全国で教育機関が2か所しかないことから北海道から沖縄までの全国から多くの研修生が受講している。修了生の概要は、平均年齢35.8歳、男女比は男性40%、女性60%となっている。これまでに258名が修了(令和6(2024)年5月)し、様々な地域で看護の質と手術医療の発展に成果を残している。平成29(2017)年からは看護師特定行為研修課程を開講し、手順書により一定の診療の補助を行うといった高度かつ専門的な知識と技術をもち、チーム医療のキーパーソンとなる看護師を養成している。令和3(2021)年からは実施頻度の高い特定行為について領域ごとにパッケージ化した領域別パッケージ研修を開講し、現在は「在宅・慢性期領域」「術中麻酔管理領域」「救急領域」「外科系基本領域」「集中治療領域」の5領域のパッケージ研修を開始している。これまでに47名が修了(令和6(2024)年5月)し、内部受講者23%、外部受講者77%と外部からの受講者が多く医療系大学の使命である地域医療の発展に貢献している。領域別では慢性期の病院及び訪問看護ステーションに所属している看護師が48%を占めており、地域医療を担う看護師の受講が多い傾向となっている。修了生の活躍により、急性期医療のみならず慢性・在宅医療など様々な施設でチーム医療の推進と医療職の働き方改革を進めるためのタスクシフト/タスクシェアに貢献している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的を定めている	1-1
第 85 条	○	学則第 6 条に本学の設置する学部を定めている	1-2
第 87 条	○	学則第 17 条に各学部の修業年限を定めている	3-1
第 88 条	—	該当なし	3-1
第 89 条	—	該当なし	3-1
第 90 条	○	学則第 29 条に本学への入学資格を定めている	2-1
第 92 条	○	学則第 10 条に本学に置く教職員について定めている	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 15 条に教授会に関する事項を定めている	4-1
第 104 条	○	学則第 47 条に卒業および学位に関する事項を定めている	3-1
第 105 条	—	該当なし	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	学則第 3 条に内部質保証に関する事項を定め実施している	6-2
第 113 条	○	本学ホームページにて教育情報を公表している	3-2
第 114 条	○	就業規則第 4 条および第 5 条に、本学に置く職員の職務について定めている	4-1 4-3
第 122 条	—	該当なし	2-1
第 132 条	—	該当なし	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に各事項を定めている。なお、本学は寄宿舎を有しないため、寄宿舎に関する事項は定めていない	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍簿および成績記録を関連部署にて作成している	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 62 条および学生懲戒規程にて定めている	4-1
第 28 条	○	当該第 28 条に掲げる備えるべき表簿について、事務局所管部署にて管理している	3-2
第 143 条	○	学部教授会規程および研究科教授会規程の第 9 条にて定めている	4-1
第 146 条	○	学則第 27 条、大学院学則第 17 条、入学前の既修得単位の認定に関する規程、大学院入学前の既修得単位の認定に関する内規にて定めている	3-1

兵庫医科大学

第 147 条	—	該当なし	3-1
第 148 条	—	該当なし	3-1
第 149 条	—	該当なし	3-1
第 150 条	○	学則第 29 条に本学への入学資格を定めている	2-1
第 151 条	—	該当なし	2-1
第 152 条	—	該当なし	2-1
第 153 条	—	該当なし	2-1
第 154 条	—	該当なし	2-1
第 161 条	○	学則第 38 条に編入学について定めている	2-1
第 162 条	○	学則第 37 条に転入学について定めている	2-1
第 163 条	○	学則第 19 条に学年について定めている	3-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生の取り扱いに関する規程第 8 条に定める	3-1
第 164 条	—	該当なし	3-1
第 165 条の 2	○	各学部学科の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を定めている	1-2
			2-1
			3-1
			3-2
			6-3
第 166 条	○	学則第 3 条に内部質保証に関する事項を定めている。また、「兵庫医科大学内部質保証の方針及び手続」及び関係規程等にてその詳細を定めている	6-2
第 172 条の 2	○	本学ホームページにて、教育情報を公開している	1-2
			2-1
			3-1
			3-2
			5-1
第 173 条	○	学則第 47 条に卒業及び学位に関する事項を定めている	3-1
第 178 条	—	該当なし	2-1
第 186 条	—	該当なし	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	本学は大学設置基準の定めるところにより設置し、学則第 3 条及び内部質保証の方針及び手続きに則り、水準の向上に努めている	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 2 条に各学部、学科の目的を定めている	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入試センター規程及び入試運営委員会規程に基づき、適切な体制のもと、入学者の選抜を行っている	2-1

兵庫医科大学

第 3 条	○	学則第 2 条に各学部の目的を定め、教育研究上、適当な規模、内容及び教員数を有している	1-2
第 4 条	○	学則第 6 条に各学部を設置する学科を定め、教育研究に必要な組織を備えている	1-2
第 5 条	—	該当なし	1-2
第 6 条	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 10 条に教職員について定め、大学設置基準第 13 条の定める専任教員数を超える専任教員を置いている。また、特定の範囲の年齢に著しく偏ることないよう配慮し、年齢別の教員数をホームページにて公開している	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	教育上主要と認める授業科目は原則として専任の教授、准教授、講師が科目責任者として担当している	3-2 4-2
第 9 条	○	附属研究施設および共同利用施設等に、授業を担当しない教員を配置している	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	—	大学設置基準の定める教員数を満たしている	3-2 4-2
第 11 条	○	FD・SD を積極的に推進するため、兵庫医科大学 FD・SD 推進室を設置し、教職員の能力・資質の向上に組織的に取り組んでいる	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	兵庫医科大学学長選考規程にて、学長となり得る者の資格を定めている	4-1
第 13 条	○	教員審査基準第 2 条に教授の資格について定めている	3-2 4-2
第 14 条	○	教員審査基準第 2 条に教授の資格について定めている	3-2 4-2
第 15 条	○	教員審査基準第 2 条に教授の資格について定めている	3-2 4-2
第 16 条	○	教員審査基準第 2 条に教授の資格について定めている	3-2 4-2
第 17 条	○	教員審査基準第 2 条に教授の資格について定めている	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 6 条に各学部学科の収容定員を定めている	2-1
第 19 条	○	学則第 22 条に教育課程の編成を定め、第 23 条にて本学における	3-2

兵庫医科大学

		授業科目および単位数を別に定めている	
第 19 条の 2	—	該当なし	3-2
第 20 条	○	学部学科別のシラバスに、各学年次における配当科目および必修科目、選択科目の別を明記している	3-2
第 21 条	○	兵庫医科大学 授業科目及び単位数に係る内規に授業科目ごとの単位数を明記している。また、第 24 条に単位の算定基準を定めている	3-1
第 22 条		学則第 20 条において、本学は学年を分けて、次の 2 学期とし、定めている。 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間をシラバスに明記している	3-2
第 24 条	○	各学部の各学年次学生数を基本単位とするが、「医学部の教務に関する規程」および「薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の教務に関する規程」の第 6 条に「科目によっては各学年次を 2 学級以上に編成して授業を行うことがある」と定め、教育効果を考慮し、適正な人数で行っている	2-5
第 25 条	○	学則 24 条にて授業の方法を定めている	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業方法、授業の内容、1 年間の授業計画、成績評価基準および卒業の認定については、教育要項、教務便覧およびシラバスに記載し、本学ホームページにて公開している	3-1
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	学則第 45 条に成績の評価に関する事項を定め、各科目において合格の判定を受けたものに単位を付与している。また、「医学部の教務に関する規程」および「薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の教務に関する規程」の第 8 条に科目の成績評価に関する詳細な事項を定めている	3-1
第 27 条の 2	○	医学部は第 1 学年次の人文社会系選択科目、基礎理科科目を除き、全て必修科目であり、当該学年次の全科目について合格の判定を受けることを進級要件としているため、履修登録の上限は設けていない。選択科目については科目数の上限を設け、シラバスに明記している。他の学部については、「薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の教務に関する規程」第 5 条に 1 年間に履修できる科目の単位数の上限を 47 単位と定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし	3-1
第 28 条	○	学則第 25 条に他大学等における授業科目の履修等に関する事項を定めている。また、学則 27 条第 3 項に、本学において修得した単位として認められる単位数を 60 単位を越えないものと定めて	3-1

兵庫医科大学

		いる	
第 29 条	○	学則第 26 条に大学以外の教育施設等における学修に関する事項を定めている。また、学則 27 条第 3 項に、本学において修得した単位として認められる単位数を 60 単位を越えないものと定めている	3-1
第 30 条	○	学則第 27 条に入学前の既修得単位の認定に関する事項を定めている。また、学則 27 条第 3 項に、本学において修得した単位として認められる単位数を 60 単位を越えないものと定めている	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	○	学則第 55 条および科目等履修生の取扱いに関する規程にて定めている	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 47 条に卒業および学位に関する事項を定めている	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	○	大学設置基準を満たす校地を有している	2-5
第 35 条	○	運動場、体育館、講堂等の厚生補導施設を有している	2-5
第 36 条	○	大学設置基準に定める必要な施設を有している	2-5
第 37 条	○	大学設置基準を満たす校地を有している	2-5
第 37 条の 2	○	大学設置基準を満たす校舎を有している	2-5
第 38 条	○	西宮キャンパス、神戸キャンパスにそれぞれ図書館を設置し、必要な資料を備えている。また、図書館に専任の司書及び職員を配置している	2-5
第 39 条	○	西宮キャンパスおよび篠山キャンパスに附属病院を、神戸キャンパスに 薬用植物園を有している	2-5
第 39 条の 2	○	臨床薬学研修センター等の薬学実務実習に必要な施設を有している	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている	2-5
第 40 条の 2	○	西宮キャンパスと神戸キャンパスそれぞれに、教育研究医に必要な施設及び設備を備えている	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究に係る財源を予算として確保し、教育研究への投資および施設設備の維持更新を適切に行い、環境整備に努めている	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名および専攻の名称は大学として適当であり、教育研究上の目的に合致している	1-1
第 41 条	—	該当なし	3-2
第 42 条	—	該当なし	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし	3-2



兵庫医科大学

第 42 条の 7	—	該当なし	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし	2-5
第 43 条	—	該当なし	3-2
第 44 条	—	該当なし	3-1
第 45 条	—	該当なし	3-1
第 46 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし	2-5
第 48 条	—	該当なし	2-5
第 49 条	—	該当なし	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし	4-2
第 58 条	—	該当なし	1-2
第 59 条	—	該当なし	2-5
第 61 条	—	該当なし	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 47 条に卒業および学位に関する事項を定め、卒業を認定したものに学位を授与している	3-1
第 10 条	○	学則第 47 条にて、学位に付記する授与における適切な専攻分野の名称を定めている	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし	3-1
第 13 条	○	学位に関し必要な事項を学則等に定め、文部科学大臣に報告している	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	日本私立大学連盟が策定した「私立大学ガバナンス・コード」に準拠し、ガバナンスの強化と健全性の向上を図るとともに、運営の透明性の確保及び教育研究の質の向上に努めている	5-1
第 26 条の 2	○	法令の他、利益相反、コンプライアンス等の学内規程の周知、監事	5-1

兵庫医科大学

		監査体制により、公正に法人運営を行っている	
第 33 条の 2	○	寄附行為第 37 条に定めている	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に定めている	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、民法上の委任の関係に立っている	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 18 条に定めている	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 12 条～17 条に定めている	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条及び 7 条に定めている	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に定めている	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 10 条に定めている	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 21 条に定めている	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 23 条に定めている	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 24 条に定めている	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 25 条に定めている	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為等に定めていないが、私学法の規定により損害賠償責任が生じる。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為等に定めていないが、私学法の規定により損害賠償責任が生じる。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為等に定めていないが、私学法の規定により損害賠償責任が生じる。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 48 条に責任の免除に関する事項を、第 49 条に責任限定契約に関する事項を定めている	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 45 条に定めている	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 34 条に定めている	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 36 条に定めている	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 37 条に定めている	5-1
第 48 条	○	役員報酬規程にて、基準を定めている	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 41 条に定めている	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 38 条に定めている	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 2 条に目的を定めている	1-1

兵庫医科大学

第 100 条	○	大学院学則第 5 条に設置する研究科を定めている	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 30 条に入学資格に関する事項を定めている	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 30 条に入学資格に関する事項を定めている	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 30 条に入学資格に関する事項を定めている	2-1
第 157 条	—	該当なし	2-1
第 158 条	—	該当なし	2-1
第 159 条	—	該当なし	2-1
第 160 条	—	該当なし	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法やその他の法令及び大学院設置基準に基づいて設置している	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 3 条に研究科の目的を定めている	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 31 条に入学者の選考に関する事項を定めている	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 6 条に定めている	1-2
第 2 条の 2	○	該当なし	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 7 条に課程の目的を、第 8 条に修業年限に関する事項を定めている	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 7 条に課程の目的を、第 8 条に修業年限に関する事項を定めている	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 3 条に研究科の目的を定め、教育研究上必要な教員数 および組織を有している	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 6 条に専攻を定めている	1-2
第 7 条	○	基礎学部となる医学部、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部と連携している	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院学則第 9 条に教員組織に関する事項を定め、必要な組織を	2-2

兵庫医科大学

		編成し、必要な教職員を配置している	2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	大学院設置基準を満たす教員を配置している	3-2 4-2
第9条の3	○	FD・SDを積極的に推進するため、兵庫医科大学FD・SD推進室を設置し、教職員の能力・資質の向上に組織的に取り組んでいる	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	大学院学則第6条に専攻別の収容定員を定めている	2-1
第11条	○	教育課程の編成方針は、大学院、研究科ごとのカリキュラムポリシーで定めている。また、大学院学則では、第12条に教育方法を、第13条に授業科目等に関する事項を定めている	3-2
第12条	○	大学院学則第12条に教育方法を定めている	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第9条に研究指導を行う教員について定めている。また、第16条に他大学の大学院等における研究指導に関する事項を定めている	2-2 3-2
第14条	○	大学院学則第12条に定めている	3-2
第14条の2	○	研究科 履修要項にて、各科目の成績評価基準、方法、研究計画等について定めている。また、シラバスに各授業科目の授業内容等を記載し、ホームページにて公開している 各研究科の履修規程にて研究指導計画について定めている 学位論文審査基準については、医学研究科は申合せにて定め、大学院教育要項に掲載している。看護学研究科、リハビリテーション科学研究科は学位論文審査基準を定めている。これらはホームページにて公開している	3-1
第15条	○	大学院学則に、各授業科目の単位や各専攻の定員、修業年限、授業科目、履修方法等について定めている	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第22条に修了要件等を定めている	3-1
第17条	○	大学院学則第22条に修了要件等を定めている	3-1
第19条	○	教育研究に必要な講義室等を備えている	2-5
第20条	○	必要な機械、器具等を備えている	2-5
第21条	○	西宮キャンパスおよび神戸キャンパスの各図書館に備えている	2-5

兵庫医科大学

第 22 条	○	学部の施設等を共用している	2-5
第 22 条の 2	○	各キャンパスに必要な施設等を備えている	2-5
第 22 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究環境の整備に努めている	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	大学院学則第 5 条および第 6 条に研究科および専攻の名称を記載している。これらの名称は教育研究上の目的に合致している	1-1
第 23 条	—	該当なし	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし	2-5
第 25 条	—	該当なし	3-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし	2-5
第 30 条	—	該当なし	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条	○	兵庫医科大学 大学院プレ FD に関する実施要領を定めている	2-3
第 43 条	○	学費等の減免制度を設け、募集要項等に明示している	2-4
第 45 条	—	該当なし	1-2
第 46 条	—	該当なし	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1

兵庫医科大学

第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2

兵庫医科大学

			3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 22 条及び大学院学位規程第 3 条に学位授与の要件に関する事項を定めている	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 22 条及び大学院学位規程第 3 条に学位授与の要件に関する事項を定めている	3-1
第 5 条	—	該当なし	3-1
第 12 条	○	大学院学位規程第 16 条に定めている	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5

## 兵庫医科大学

第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。



Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人兵庫医科大学寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	兵庫医科大学 Guide Book 2025（冊子）		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	①兵庫医科大学学則 ②兵庫医科大学大学院学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	①兵庫医科大学入試ガイド 2024（冊子）		
	②2024 年度学生募集要項（医学部）（冊子）		
	③2024 年度学生募集要項（薬学部・看護学部・リハビリテーション学部）（冊子）		
	④2024 年度医学研究科学生募集要項		

兵庫医科大学

	⑤2024 年度大学院入試募集要項（薬学研究科） ⑥2024 年度大学院入試募集要項（看護学研究科） ⑦2024 年度大学院入試募集要項（リハビリテーション科学研究科）	
	学生便覧	
【資料 F-5】	①学生ハンドブックアプリ（医学部） ② 2024 年度教務便覧（薬学部・看護学部・リハビリテーション学部） ③2024 大学院医学研究科教育要項 ④2024 年度大学院便覧（薬学研究科・看護学研究科・リハビリテーション科学研究科）	②【資料 F-12②と同じ】 ③【資料 F-12③と同じ】
	事業計画書	
【資料 F-6】	①学校法人兵庫医科大学 第 4 次中期事業計画（2023～2027 年度） ②2024 年度 学校法人兵庫医科大学 事業計画	
	事業報告書	
【資料 F-7】	学校法人兵庫医科大学 2023 年度事業報告書	
	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップ	
	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
【資料 F-9】	学校法人兵庫医科大学規程集	
	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
【資料 F-10】	学校法人兵庫医科大学 理事・監事・評議員名簿、理事会・評議員会の開催状況・出席状況	
	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-11】	①決算書類（2019～2023 年度） ②監事監査報告書（2019～2023 年度）	
	履修要項、シラバス（電子データ）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
【資料 F-13】	①学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）大学 ②教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）大学 ③入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）大学 ④学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）大学院 ⑤教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）大学院 ⑥入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）大学院	
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
【資料 F-14】	①設置に係る設置計画履行状況報告書（兵庫医科大学大学院薬学研究科） ②設置に係る設置計画履行状況報告書（兵庫医科大学大学院看護学研究科）	
	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
【資料 F-15】	①改善報告書（令和 3 年提出）_兵庫医科大学（医学部） ②改善報告書（令和 5 年提出）_旧兵庫医療大学（薬学部・看護学部・リハビリテーション学部）	

兵庫医科大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	建学の精神・使命・目的・3つのポリシー_ 兵庫医科大学ホームページ	
【資料 1-1-2】	兵庫医科大学学則	【資料 F-3①】
【資料 1-1-3】	学部長あいさつ (医学部) _ 兵庫医科大学ホームページ	
【資料 1-1-4】	学部長あいさつ (薬学部) _ 兵庫医科大学ホームページ	
【資料 1-1-5】	学部長あいさつ (看護学部) _ 兵庫医科大学ホームページ	
【資料 1-1-6】	学部長あいさつ (リハビリテーション学部) _ 兵庫医科大学ホームページ	
【資料 1-1-7】	兵庫医科大学大学院学則	【資料 F-3②】
【資料 1-1-8】	使命・目的・教育目標 (医学研究科) _ 兵庫医科大学ホームページ	
【資料 1-1-9】	使命・目的・教育目標 (薬学研究科) _ 兵庫医科大学ホームページ	
【資料 1-1-10】	使命・目的・教育目標 (看護学研究科) _ 兵庫医科大学ホームページ	
【資料 1-1-11】	使命・目的・教育目標 (リハビリテーション科学研究科) _ 兵庫医科大学ホームページ	
【資料 1-1-12】	兵庫医科大学 Guide Book 2025	【資料 F-2】
【資料 1-1-13】	多職種連携教育 (IPE) _ 兵庫医科大学ホームページ	
【資料 1-1-14】	学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) 大学	【資料 F-13①】
【資料 1-1-15】	教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) 大学	【資料 F-13②】
【資料 1-1-16】	入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) 大学	【資料 F-13③】
【資料 1-1-17】	学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) 大学院	【資料 F-13④】
【資料 1-1-18】	教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) 大学院	【資料 F-13⑤】
【資料 1-1-19】	入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) 大学院	【資料 F-13⑥】
【資料 1-1-20】	兵庫医科大学内部質保証会議規程	
【資料 1-1-21】	兵庫医科大学 学部等自己点検・評価に係る内規	
【資料 1-1-22】	1 ユニバーシティ アイデンティティ _ 兵庫医科大学 UI サイト	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	兵庫医科大学大学運営会議規程	
【資料 1-2-2】	理事会規則	
【資料 1-2-3】	役員会規程	
【資料 1-2-4】	兵庫医科大学入試ガイド 2025	【資料 F-4①】
【資料 1-2-5】	2024 年度学生募集要項 (医学部) (冊子)	【資料 F-4②】
【資料 1-2-6】	2024 年度学生募集要項 (薬学部・看護学部・リハビリテーション学部) (冊子)	【資料 F-4③】
【資料 1-2-7】	学校法人兵庫医科大学 第 4 次中期事業計画 (2023~2027 年度)	【資料 F-6①】
【資料 1-2-8】	2024 年度 学校法人兵庫医科大学 事業計画	【資料 F-6②】
【資料 1-2-9】	大学運営会議議事録 (2023.4.17)	
【資料 1-2-10】	大学運営会議議事録 (2023.5.15)	
【資料 1-2-11】	大学運営会議議事録 (2023.6.13)	
【資料 1-2-12】	大学運営会議 議事録 (2023.7.11)	
【資料 1-2-13】	大学運営会議議事録 (2023.8.29)	
【資料 1-2-14】	大学運営会議 議事録 (2023.9.11)	

兵庫医科大学

【資料 1-2-15】	内部質保証会議 議事録 (2023.10.10)	
【資料 1-2-16】	大学運営会議 議事録 (2023.10.10)	
【資料 1-2-17】	兵庫医科大学組織図	
【資料 1-2-18】	病院概要 2024	
【資料 1-2-19】	兵庫医科大学学部教授会規程	
【資料 1-2-20】	兵庫医科大学研究科教授会規程	
【資料 1-2-21】	大学関係委員会一覧	
【資料 1-2-22】	兵庫医科大学キャンパス協議会内規	
【資料 1-2-23】	兵庫医科大学医学部教育研究組織計画委員会規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	建学の精神・使命・目的・3つのポリシー_兵庫医科大学ホームページ	【資料 1-1-1】
【資料 2-1-2】	入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) 大学	【資料 F-13③】
【資料 2-1-3】	学部長あいさつ (医学部) _兵庫医科大学ホームページ	【資料 1-1-3】
【資料 2-1-4】	学部長あいさつ (薬学部) _兵庫医科大学ホームページ	【資料 1-1-4】
【資料 2-1-5】	学部長あいさつ (看護学部) _兵庫医科大学ホームページ	【資料 1-1-5】
【資料 2-1-6】	学部長あいさつ (リハビリテーション学部) _兵庫医科大学ホームページ	【資料 1-1-6】
【資料 2-1-7】	学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) 大学	【資料 F-13①】
【資料 2-1-8】	教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) 大学	【資料 F-13②】
【資料 2-1-9】	教学マネジメント指針 (追捕) 中央教育審議会大学分科会 (令和5年2月24日)	
【資料 2-1-10】	兵庫医科大学アドミッションセンター規程	
【資料 2-1-11】	兵庫医科大学内部質保証会議規程	【資料 1-1-20】
【資料 2-1-12】	兵庫医科大学大学運営会議規程	【資料 1-2-1】
【資料 2-1-13】	2023 年度アドミッションセンター・神戸キャンパス入試センター合同会議議事録 (2023.8.28)	
【資料 2-1-14】	大学運営会議 議事録 (2023.9.11)	【資料 1-2-14】
【資料 2-1-15】	内部質保証会議 議事録 (2023.10.10)	【資料 1-2-15】
【資料 2-1-16】	入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) _兵庫医科大学ホームページ	
【資料 2-1-17】	2024 年度学生募集要項 (医学部) (冊子)	【資料 F-4②】
【資料 2-1-18】	2024 年度学生募集要項 (薬学部・看護学部・リハビリテーション学部) (冊子)	【資料 F-4③】
【資料 2-1-19】	兵庫医科大学 Guide Book 2025	【資料 F-2】
【資料 2-1-20】	兵庫医科大学大学院学則	【資料 F-3②】
【資料 2-1-21】	使命・目的・教育目標 (医学研究科) _兵庫医科大学ホームページ	【資料 1-1-8】
【資料 2-1-22】	使命・目的・教育目標 (薬学研究科) _兵庫医科大学ホームページ	【資料 1-1-9】
【資料 2-1-23】	使命・目的・教育目標 (看護学研究科) _兵庫医科大学ホームページ	【資料 1-1-10】
【資料 2-1-24】	使命・目的・教育目標 (リハビリテーション科学研究科) _兵庫医科大学ホームページ	【資料 1-1-11】
【資料 2-1-25】	入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) 大学院	【資料 F-13⑥】
【資料 2-1-26】	2024 年度医学研究科学生募集要項	【資料 F-4④】
【資料 2-1-27】	2024 年度大学院入試募集要項 (薬学研究科)	【資料 F-4⑤】
【資料 2-1-28】	2024 年度大学院入試募集要項 (看護学研究科)	【資料 F-4⑥】

兵庫医科大学

【資料 2-1-29】	2024 年度大学院入試募集要項（リハビリテーション科学研究科）	【資料 F-4⑦】
【資料 2-1-30】	兵庫医科大学入試センター規程	
【資料 2-1-31】	兵庫医科大学西宮キャンパス入試検討委員会に関する内規	
【資料 2-1-32】	兵庫医科大学神戸キャンパス入試検討委員会に関する内規	
【資料 2-1-33】	兵庫医科大学入試運営委員会規程	
【資料 2-1-34】	西宮キャンパス入試運営委員会議事要旨（2023.4.27）	
【資料 2-1-35】	神戸キャンパス入試運営委員会議事要旨（2023.4.14）	
【資料 2-1-36】	西宮キャンパス入試検討委員会議事要旨（2023.7.5）	
【資料 2-1-37】	西宮キャンパス入試検討委員会議事要旨（2022.08.16）	
【資料 2-1-38】	兵庫医科大学研究科教授会規程	
【資料 2-1-39】	兵庫医科大学大学院医学研究科運営委員会規程	
【資料 2-1-40】	2023 年度アドミッションセンター・神戸キャンパス入試センター合同会議事録（2023.7.20）	
<b>2-2. 学修支援</b>		
【資料 2-2-1】	兵庫医科大学学生支援方針	
【資料 2-2-2】	兵庫医科大学医学教育センター規程	
【資料 2-2-3】	兵庫医科大学臨床教育統括センター規程	
【資料 2-2-4】	兵庫医科大学西宮キャンパス教務委員会規程	
【資料 2-2-5】	兵庫医科大学西宮キャンパス学生部委員会規程	
【資料 2-2-6】	西宮キャンパス学生保健室案内	
【資料 2-2-7】	西宮キャンパス学生相談室パンフレット	
【資料 2-2-8】	医学教育センター_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 2-2-9】	アドバイザー業務概要（西宮キャンパス）	
【資料 2-2-10】	学年担任人員配置について（西宮キャンパス）	
【資料 2-2-11】	兵庫医科大学神戸キャンパス教育委員会規程	
【資料 2-2-12】	兵庫医科大学神戸キャンパス学生部委員会規程	
【資料 2-2-13】	兵庫医科大学神戸キャンパス障がい学生支援小委員会規程	
【資料 2-2-14】	学生保健室_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 2-2-15】	神戸キャンパス学生相談室パンフレット	
【資料 2-2-16】	薬学教育センター_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 2-2-17】	兵庫医科大学薬学部・看護学部・リハビリテーション学部学生教育懇話会に関する内規	
【資料 2-2-18】	2023 年度神戸キャンパス授業録画状況	
【資料 2-2-19】	2023 年度大学院医学研究科教育評価アンケート	
【資料 2-2-20】	2023 年度 大学院生アンケート（神戸キャンパス）	
【資料 2-2-21】	兵庫医科大学ティーチング・アシスタントに関する規程	
【資料 2-2-22】	医学部シラバス	【資料 F-12⑦】
【資料 2-2-23】	2024 年度教務便覧（薬学部・看護学部・リハビリテーション学部）	【資料 F-12②】
【資料 2-2-24】	兵庫医科大学障がい学生支援方針	
【資料 2-2-25】	兵庫医科大学障がい学生支援委員会規程	
【資料 2-2-26】	2023 年度ピアサポート制度（医学部）	
【資料 2-2-27】	兵庫医科大学西宮キャンパス学生支援小委員会規程	
【資料 2-2-28】	第 1 回障がい学生支援委員会議事録（2023.8.18）	
【資料 2-2-29】	兵庫医科大学大学院医学研究科リサーチ・アシスタントに関する規程	
【資料 2-2-30】	2024 年度大学院医学研究科入学者アンケート	
【資料 2-2-31】	2024 年度大学院合同オリエンテーション予定表（神戸キャンパス）	

兵庫医科大学

2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	多職種連携教育 (IPE) _兵庫医科大学ホームページ	【資料 1-1-13】
【資料 2-3-2】	臨床教育統括センター概要_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 2-3-3】	認定看護師教育課程・看護師特定行為研修課程	
【資料 2-3-4】	医学部シラバス	【資料 F-12⑦】
【資料 2-3-5】	2024 年度研究医コースの手引き (冊子)	
【資料 2-3-6】	兵庫医科大学キャリアデザインセンター規程	
【資料 2-3-7】	兵庫医科大学キャリアデザイン委員会規程	
【資料 2-3-8】	キャリア形成・就職支援プログラム_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 2-3-9】	兵庫医科大学連携病院の会開催について	
【資料 2-3-10】	公務員採用試験対策講座	
【資料 2-3-11】	小論文対策講座	
【資料 2-3-12】	選考対策講座	
【資料 2-3-13】	(薬学部) 仕事研究セミナー	
【資料 2-3-14】	(薬学部) 就職・実務実習説明会	
【資料 2-3-15】	(薬学部) 病院薬剤師会&就活準備ガイダンス	
【資料 2-3-16】	(薬学部) 業界研究&インターンシップ講座	
【資料 2-3-17】	(薬学部) 業界研究セミナー	
【資料 2-3-18】	(看護学部) 仕事研究セミナー	
【資料 2-3-19】	(リハビリテーション学部) 仕事研究セミナー	
【資料 2-3-20】	(リハビリテーション学部) 社会人スキルガイダンス	
【資料 2-3-21】	大学院プレ FD の開催について	
【資料 2-3-22】	2023 年度卒業時アンケート	
【資料 2-3-23】	2023 年度卒業生・医療機関アンケート (西宮キャンパス)	
【資料 2-3-24】	2023 年度卒業生アンケート (神戸キャンパス)	
【資料 2-3-25】	2023 年度医療機関アンケート (神戸キャンパス)	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	兵庫医科大学学生保健管理センター規程	
【資料 2-4-2】	学校法人兵庫医科大学ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 2-4-3】	西宮キャンパス学生相談室報告 (学生部委員会)	
【資料 2-4-4】	なごみ通信 (西宮キャンパス)	
【資料 2-4-5】	学生相談室イベント年間スケジュール (神戸キャンパス)	
【資料 2-4-6】	兵庫医科大学ワクチンポリシー	
【資料 2-4-7】	学生保健室イベント通知 (神戸キャンパス)	
【資料 2-4-8】	課外活動支援に係る通知 (西宮キャンパス)	
【資料 2-4-9】	課外活動団体区分の変更について (神戸キャンパス)	
【資料 2-4-10】	兵庫医科大学学生部長賞表彰要領	
【資料 2-4-11】	学生会活動功労賞表彰要領	
【資料 2-4-12】	兵庫医科大学課外活動功労賞表彰要領	
【資料 2-4-13】	兵庫医科大学体育文化施設に関する内規	
【資料 2-4-14】	西宮キャンパス教育研究棟紹介 (2024 大学案内抜粋)	
【資料 2-4-15】	兵庫医科大学医学部奨学金貸与規程	
【資料 2-4-16】	兵庫医科大学研究医コース奨学金貸与内規	
【資料 2-4-17】	兵庫医科大学医学部特定診療科医師養成奨学生募集要項	
【資料 2-4-18】	兵庫医科大学兵庫県推薦入学生募集要項	
【資料 2-4-19】	兵庫医科大学医学部後援会学費等貸与規程	
【資料 2-4-20】	兵庫医科大学薬学部・看護学部・リハビリテーション学部新入生及び在学生支援奨学金規程	

兵庫医科大学

【資料 2-4-21】	兵庫医科大学病院奨学金貸与規程	
【資料 2-4-22】	兵庫医科大学ささやま医療センター奨学金貸与規程	
【資料 2-4-23】	兵庫医科大学大学院長期履修生規程	
【資料 2-4-24】	兵庫医科大学大学院医学研究科学費減免内規	
【資料 2-4-25】	兵庫医科大学大学院外国人留学生学費減免内規	
【資料 2-4-26】	兵庫医科大学大学院特例長期履修制度運用内規	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	アクセスマップ・キャンパスマップ	【資料 F-8】
【資料 2-5-2】	兵庫医科大学教育研究棟ガイドブック（冊子）	
【資料 2-5-3】	兵庫医科大学病院ホームページ	
【資料 2-5-4】	兵庫医科大学ささやま医療センターホームページ	
【資料 2-5-5】	梅田健康医学クリニックホームページ	
【資料 2-5-6】	シミュレーションセンター利用案内	
【資料 2-5-7】	施設紹介（薬学部）_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 2-5-8】	施設紹介（看護学部）_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 2-5-9】	施設紹介（リハビリテーション学部）_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 2-5-10】	西宮キャンパス図書館利用案内	
【資料 2-5-11】	神戸キャンパス図書館利用案内	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	兵庫医科大学医学部教育プログラム評価委員会規程	
【資料 2-6-2】	兵庫医科大学医学部学修成果作成委員会規程	
【資料 2-6-3】	カリキュラム委員会報告（2021.9.21）	
【資料 2-6-4】	教務委員会報告（2021.09.30）	
【資料 2-6-5】	兵庫医科大学医学部学生教育懇話会に関する内規	
【資料 2-6-6】	2023 年度修学実態調査（西宮キャンパス）	
【資料 2-6-7】	2023 年度教育懇話会における学生からの要望に対する回答（神戸キャンパス協議会資料）	
【資料 2-6-8】	授業改善アンケート（神戸キャンパス）	
【資料 2-6-9】	2023 年度修学実態調査（神戸キャンパス）	
【資料 2-6-10】	2023 年度カリキュラムルーブリック報告（薬学部）	
【資料 2-6-11】	2023 年度学修成果達成度調査（看護学部）	
【資料 2-6-12】	2023 年度学修成果達成度調査（リハビリテーション学部）	
【資料 2-6-13】	（医学研究科）2024 年度講義評価アンケート	
【資料 2-6-14】	（薬学研究科）2023 年度後期授業評価アンケート	
【資料 2-6-15】	（看護学研究科）2023 年度修了生アンケート及びカリキュラム評価結果	
【資料 2-6-16】	（リハビリテーション科学研究科）2023 年度 授業評価アンケート結果	
【資料 2-6-17】	学生ハンドブックアプリ（医学部）	【資料 F-5①】
【資料 2-6-18】	奨学金学_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 2-6-19】	2023 年度大学院医学研究科教育評価アンケート	【資料 2-2-19】
【資料 2-6-20】	2023 年度大学院生アンケート（神戸キャンパス）	【資料 2-2-20】

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	兵庫医科大学学則	【資料 F-3①】
【資料 3-1-2】	兵庫医科大学内部質保証会議規程	【資料 1-1-20】

兵庫医科大学

【資料 3-1-3】	兵庫医科大学大学運営会議規程	【資料 1-2-1】
【資料 3-1-4】	大学運営会議議事録 (2023.4.17)	【資料 1-2-9】
【資料 3-1-5】	大学運営会議議事録 (2023.5.15)	【資料 1-2-10】
【資料 3-1-6】	大学運営会議議事録 (2023.6.13)	【資料 1-2-11】
【資料 3-1-7】	大学運営会議 議事録 (2023.7.11)	【資料 1-2-12】
【資料 3-1-8】	大学運営会議議事録 (2023.8.29)	【資料 1-2-13】
【資料 3-1-9】	大学運営会議 議事録 (2023.9.11)	【資料 1-2-14】
【資料 3-1-10】	内部質保証会議 議事録 (2023.10.10)	【資料 1-2-15】
【資料 3-1-11】	大学運営会議 議事録 (2023.10.10)	【資料 1-2-16】
【資料 3-1-12】	学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) _兵庫医科大学ホームページ	
【資料 3-1-13】	医学部教育要項	【資料 F-12①】
【資料 3-1-14】	2024 年度教務便覧 (薬学部・看護学部・リハビリテーション学部)	【資料 F-5②】
【資料 3-1-15】	兵庫医科大学大学院学則	【資料 F-3②】
【資料 3-1-16】	兵庫医科大学 医学部の教務に関する規程	
【資料 3-1-17】	兵庫医科大学 薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の教務に関する規程	
【資料 3-1-18】	シラバス	【資料 F-12⑦】
【資料 3-1-19】	シラバス_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 3-1-20】	兵庫医科大学 薬学部・看護学部・リハビリテーション学部 GPA 制度に関する要領	
【資料 3-1-21】	単位修得状況及び GPA の確認方法	【資料 F-12②p.47】
【資料 3-1-22】	兵庫医科大学大学院学位規程	
【資料 3-1-23】	兵庫医科大学大学院医学研究科履修規程	
【資料 3-1-24】	兵庫医科大学大学院薬学研究科履修規程	
【資料 3-1-25】	兵庫医科大学大学院看護学研究科履修規程	
【資料 3-1-26】	兵庫医科大学大学院リハビリテーション科学研究科履修規程	
【資料 3-1-27】	2024 大学院医学研究科教育要項	【資料 F-12③】
【資料 3-1-28】	2024 年度 薬学研究科履修要項	【資料 F-12④】
【資料 3-1-29】	2024 年度 看護学研究科履修要項	【資料 F-12⑤】
【資料 3-1-30】	2024 年度 リハビリテーション科学研究科履修要項	【資料 F-12⑥】
【資料 3-1-31】	兵庫医科大学西宮キャンパス教務委員会規程	【資料 2-2-4】
【資料 3-1-32】	ディプロマ・サプリメント (薬学部)	
【資料 3-1-33】	大学院修了要件・学位論文審査基準_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 3-1-34】	兵庫医科大学 学部等自己点検・評価に係る内規	【資料 1-1-21】
【資料 3-1-35】	兵庫医科大学医学部教育プログラム評価委員会規程	【資料 2-6-1】
【資料 3-1-36】	兵庫医科大学神戸キャンパス教育委員会規程	【資料 2-2-11】
【資料 3-1-37】	兵庫医科大学大学院医学研究科運営委員会規程	【資料 2-1-39】
【資料 3-1-38】	兵庫医科大学研究科教授会規程	【資料 2-1-38】
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) _兵庫医科大学ホームページ	
【資料 3-2-2】	DP と CP の関連図	
【資料 3-2-3】	医学部カリキュラム系統図・カリキュラムツリー	
【資料 3-2-4】	薬学部履修系統図・カリキュラムマップ	
【資料 3-2-5】	看護学部履修系統図・カリキュラムマップ	
【資料 3-2-6】	リハビリテーション学部理学療法学科履修系統図・カリキュラムマップ	



兵庫医科大学

【資料 3-2-7】	リハビリテーション学部作業療法学科履修系統図・カリキュラムマップ	
【資料 3-2-8】	医学部科目ナンバーと科目の位置づけ	
【資料 3-2-9】	薬学部・看護学部・リハビリテーション学部における授業科目の科目ナンバー	
【資料 3-2-10】	医学部教育要項	【資料 F-12①p.15】
【資料 3-2-11】	兵庫医科大学 薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の教務に関する規程	【資料 3-1-17 第 5 条】
【資料 3-2-12】	CAP 制の緩和に伴う履修要件の基準について_神戸キャンパス 3 学部の履修要件基準	
【資料 3-2-13】	シラバス	【資料 F-12⑦】
【資料 3-2-14】	医療系大学生のための アカデミックリテラシー 第 3 版	
【資料 3-2-15】	シラバス	【資料 F-12⑧~⑩】
【資料 3-2-16】	2024 大学院医学研究科教育要項	【資料 F-12③p.23】
【資料 3-2-17】	「APRIN e-learning プログラム (研究者倫理教育)」の受講について	
【資料 3-2-18】	医学部生の学内利用における情報端末機器の推奨仕様について	
【資料 3-2-19】	シラバス	【資料 F-12⑦】
【資料 3-2-20】	多職種連携教育 (IPE) _兵庫医科大学ホームページ	【資料 1-1-13】
【資料 3-2-21】	科目改善アンケート (医学部)	
【資料 3-2-22】	学生による臨床実習評価 (医学部)	
【資料 3-2-23】	シラバス	【資料 F-12⑧】
【資料 3-2-24】	授業改善アンケート (神戸キャンパス)	【資料 2-6-8】
【資料 3-2-25】	2023 年度大学院医学研究科教育評価アンケート	【資料 2-2-19】
【資料 3-2-26】	2023 年度 大学院生アンケート (神戸キャンパス)	【資料 2-2-20】
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	兵庫医科大学アセスメントポリシー	
【資料 3-3-2】	2023 年度カリキュラムルーブリック報告 (薬学部)	【資料 2-6-10】
【資料 3-3-3】	2023 年度学修成果達成度調査 (看護学部)	【資料 2-6-11】
【資料 3-3-4】	2023 年度学修成果達成度調査 (リハビリテーション学部)	【資料 2-6-12】
【資料 3-3-5】	ディプロマ・サプリメント (医学部)	
【資料 3-3-6】	ディプロマ・サプリメント (薬学部)	【資料 3-1-32】
【資料 3-3-7】	ディプロマ・サプリメント (看護学部)	
【資料 3-3-8】	ディプロマ・サプリメント (リハビリテーション学部)	
【資料 3-3-9】	カリキュラム・ルーブリック評価票 (薬学部)	
【資料 3-3-10】	2023 年度卒業生・医療機関アンケート (西宮キャンパス)	【資料 2-3-23】
【資料 3-3-11】	2023 年度卒業生アンケート (神戸キャンパス)	【資料 2-3-24】
【資料 3-3-12】	2023 年度医療機関アンケート (神戸キャンパス)	【資料 2-3-25】
【資料 3-3-13】	兵庫医科大学 IR 室規程	
【資料 3-3-14】	医学部教育要項	【資料 F-12①】
【資料 3-3-15】	臨床実習における経験症候証明書 (医学部)	
【資料 3-3-16】	第 1 回医学部教育プログラム評価委員会報告 (2023.7.3)	
【資料 3-3-17】	第 1 回医学部教育プログラム評価委員会提言書	
【資料 3-3-18】	薬学部教授会議事録 (2024.1.11)	
【資料 3-3-19】	2023 年度修学実態調査 (神戸キャンパス)	【資料 2-6-9】
【資料 3-3-20】	シラバス	【資料 F-12⑨】
【資料 3-3-21】	看護学部・看護学研究科自己点検・評価委員会議事録 (2023.12.21)	
【資料 3-3-22】	看護学部教授会議事録 (2024.1.11)	

兵庫医科大学

【資料 3-3-23】	兵庫医科大学医学部学生教育懇話会に関する内規	【資料 2-6-5】
【資料 3-3-24】	第 2 回医学部教育プログラム評価委員会報告 (2024.1.15)	
【資料 3-3-25】	第 2 回医学部教育プログラム評価委員会提言書	
【資料 3-3-26】	ティーチング・ポートフォリオ作成指針	
【資料 3-3-27】	教員活動報告	
【資料 3-3-28】	2022 年度臨地実習評価アンケート 集計結果	
【資料 3-3-29】	(リハビリテーション学部) 教員同士の授業ピア評価	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	兵庫医科大学学則	
【資料 4-1-2】	学校法人兵庫医科大学寄附行為	【資料 F-1】
【資料 4-1-3】	学長ヒアリングの実施について	
【資料 4-1-4】	兵庫医科大学大学運営会議規程	【資料 1-2-1】
【資料 4-1-5】	兵庫医科大学院学則	【資料 F-3②】
【資料 4-1-6】	兵庫医科大学内部質保証会議規程	【資料 1-1-20】
【資料 4-1-7】	大学運営会議議事録 (2023.4.17)	【資料 1-2-9】
【資料 4-1-8】	大学運営会議議事録 (2023.5.15)	【資料 1-2-10】
【資料 4-1-9】	大学運営会議議事録 (2023.6.13)	【資料 1-2-11】
【資料 4-1-10】	大学運営会議 議事録 (2023.7.11)	【資料 1-2-12】
【資料 4-1-11】	大学運営会議議事録 (2023.8.29)	【資料 1-2-13】
【資料 4-1-12】	大学運営会議 議事録 (2023.9.11)	【資料 1-2-14】
【資料 4-1-13】	内部質保証会議 議事録 (2023.10.10)	【資料 1-2-15】
【資料 4-1-14】	兵庫医科大学副学長の職務内規	
【資料 4-1-15】	兵庫医科大学キャンパス協議会内規	【資料 1-2-22】
【資料 4-1-16】	理事会規則	【資料 1-2-2】
【資料 4-1-17】	学校法人兵庫医科大学事務組織規程	
【資料 4-1-18】	学校法人兵庫医科大学教職員適正配置協議会規程	
【資料 4-1-19】	兵庫医科大学西宮キャンパス教務委員会規程	【資料 2-2-4】
【資料 4-1-20】	兵庫医科大学神戸キャンパス教育委員会規程	【資料 2-2-11】
【資料 4-1-21】	兵庫医科大学 IR 室規程	【資料 3-3-13】
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	兵庫医科大学が求める教員像	
【資料 4-2-2】	兵庫医科大学教員の定員に関する規程	
【資料 4-2-3】	教員数	【エビデンス集(データ編)共通基礎様式1(組織・設備等)】
【資料 4-2-4】	兵庫医科大学教員審査に関する規程	
【資料 4-2-5】	兵庫医科大学教員審査基準	
【資料 4-2-6】	教員審査基準 (別表 2)	
【資料 4-2-7】	教員審査基準 (別表 3)	
【資料 4-2-8】	ダイバーシティ研究環境実現 イニシアティブ (特性対応型) _ 兵庫医科大学 ダイバーシティ推進室ホームページ	
【資料 4-2-9】	学校法人兵庫医科大学ダイバーシティプロジェクト教員制度に関する規程	
【資料 4-2-10】	兵庫医科大学 FD・SD 推進室規程	
【資料 4-2-11】	第 2 回 FD・SD 推進室会議議事録 (2023.5.31)	
【資料 4-2-12】	兵庫医科大学 2023 年度全学教員 FD	

兵庫医科大学

【資料 4-2-13】	2023 年度幹部教員 FD	
【資料 4-2-14】	FD・SD 開催状況	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	FD・SD 開催状況	【資料 4-2-14】
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	兵庫医科大学社会学連携・研究推進センター規程	
【資料 4-4-2】	社会学連携・研究推進センター概要_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 4-4-3】	兵庫医科大学公開講座	
【資料 4-4-4】	阪神沿線健康講座_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 4-4-5】	兵庫医科大学大学院医学研究科運営委員会規程	【資料 2-1-39】
【資料 4-4-6】	兵庫医科大学研究科教授会規程	【資料 2-1-38】
【資料 4-4-7】	兵庫医科大学病院臨床研究支援センター運営規程	
【資料 4-4-8】	学校法人兵庫医科大学ダイバーシティ推進体制に関する規程	
【資料 4-4-9】	支援制度_兵庫医科大学 ダイバーシティ推進室ホームページ	
【資料 4-4-10】	兵庫医科大学共同利用研究施設規程	
【資料 4-4-11】	兵庫医科大学共同利用研究施設運営委員会規程	
【資料 4-4-12】	兵庫医科大学病態モデル研究センター規程	
【資料 4-4-13】	兵庫医科大学動物実験規程	
【資料 4-4-14】	兵庫医科大学病原体等安全管理規程	
【資料 4-4-15】	兵庫医科大学病態モデル研究センターエックス線室放射線障害予防規程	
【資料 4-4-16】	兵庫医科大学遺伝子組換え実験安全管理規程	
【資料 4-4-17】	兵庫医科大学研究者等行動規範	
【資料 4-4-18】	学校法人兵庫医科大学研究公正推進室規程	
【資料 4-4-19】	学校法人兵庫医科大学公的研究費取扱規程	
【資料 4-4-20】	学校法人兵庫医科大学公的研究費管理・監査規程	
【資料 4-4-21】	学校法人兵庫医科大学公的研究費に係る誓約書取扱要領	
【資料 4-4-22】	学校法人兵庫医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程	
【資料 4-4-23】	兵庫医科大学における研究データの保存及び管理に関する規程	
【資料 4-4-24】	公的研究費の不正使用等防止に向けた取組_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 4-4-25】	学校法人兵庫医科大学研究倫理規程	
【資料 4-4-26】	兵庫医科大学倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-27】	学校法人兵庫医科大学利益相反マネジメント規程	
【資料 4-4-28】	兵庫医科大学動物実験規程	
【資料 4-4-29】	兵庫医科大学大学院医学研究科リサーチ・アシスタントに関する規程	
【資料 4-4-30】	兵庫医科大学研究員取扱規程	
【資料 4-4-31】	兵庫医科大学研究推進助成規程	
【資料 4-4-32】	兵庫医科大学大学院医学研究科学生研究助成規程	
【資料 4-4-33】	全学横断プロジェクト研究「Hyogo Innovative Challenge」事業_兵庫医科大学ホームページ	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人兵庫医科大学寄附行為	【資料 F-1】
【資料 5-1-2】	理事会規則	【資料 1-2-2】

兵庫医科大学

【資料 5-1-3】	役員会規程	【資料 1-2-3】
【資料 5-1-4】	常務会運営細則	
【資料 5-1-5】	経営常務会運営細則	
【資料 5-1-6】	学校法人兵庫医科大学監事監査規程	
【資料 5-1-7】	学校法人兵庫医科大学公益通報の取扱いに関する規程	
【資料 5-1-8】	学校法人兵庫医科大学コンプライアンス規程	
【資料 5-1-9】	日本私立大学連名「私立大学ガバナンス・コード」に基づいた 本学の実施状況について_学校法人兵庫医科大学ホームページ	
【資料 5-1-10】	教育情報の公表_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 5-1-11】	学校法人兵庫医科大学 第 4 次中期事業計画 (2023~2027 年 度)	【資料 F-6①】
【資料 5-1-12】	兵庫医科大学学則	【資料 F-3①】
【資料 5-1-13】	兵庫医科大学大学運営会議規程	【資料 1-2-1】
【資料 5-1-14】	兵庫医科大学キャンパス協議会内規	【資料 1-2-22】
【資料 5-1-15】	兵庫医科大学研究者等行動規範	
【資料 5-1-16】	兵庫医科大学 教職員専用ホームページ	
【資料 5-1-17】	医療廃棄物管理規定	
【資料 5-1-18】	廃棄物取扱マニュアル	
【資料 5-1-19】	学校法人兵庫医科大学省エネルギー推進委員会規程	
【資料 5-1-20】	学校法人兵庫医科大学危機管理規則	
【資料 5-1-21】	兵庫医科大学防火・防災管理規程	
【資料 5-1-22】	西宮キャンパス防火・防災ガイドブック	
【資料 5-1-23】	神戸キャンパス防火・防災ガイドブック	
【資料 5-1-24】	防火防災チェックシート	
【資料 5-1-25】	学校法人兵庫医科大学個人情報保護規程	
【資料 5-1-26】	チェックシートによる個人情報の取り扱いに関する自己点検	
【資料 5-1-27】	個人情報保護方針_学校法人兵庫医科大学ホームページ	
【資料 5-1-28】	情報セキュリティポリシー_学校法人兵庫医科大学ホームペー ジ	
【資料 5-1-29】	ソーシャルメディア活用のためのガイドライン_学校法人兵庫 医科大学ホームページ	
【資料 5-1-30】	学校法人兵庫医科大学ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-31】	学生相談室_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 5-1-32】	職員相談室_兵庫医科大学保健管理センターホームページ	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人兵庫医科大学 理事・監事・評議員名簿、理事会・評議 員会の開催状況・出席状況	【資料 F-10】
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	事務部長会規程	
【資料 5-3-2】	病院部長会規程	
【資料 5-3-3】	教職員ご意見メール_教職員専用ホームページ	
【資料 5-3-4】	2023 年度事業計画タウンホールミーティングの開催について	
【資料 5-3-5】	学長ヒアリングの実施について	【資料 4-1-3】
【資料 5-3-6】	理事会資料 (2023.7.27)	
【資料 5-3-7】	監事就任 (再任) 日	
【資料 5-3-8】	監事監査の報告 (対象期間 2022 年 4 月~2023 年 3 月)	
【資料 5-3-9】	2023 年度監事会開催状況	
【資料 5-3-10】	内部監査_学内専用ホームページ	
【資料 5-3-11】	学校法人兵庫医科大学監事監査規程 第 5 条	【資料 5-1-6】

兵庫医科大学

【資料 5-3-12】	2023 年度三様監査連絡会開催状況	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人兵庫医科大学 第 4 次中期事業計画 (2023~2027 年度)	【資料 F-6①】
【資料 5-4-2】	収支・財務シミュレーション	
【資料 5-4-3】	「兵庫医科大学×READYFOR」クラウドファンディングプロジェクト開始_学校法人兵庫医科大学ホームページ	
【資料 5-4-4】	兵庫医科大学クラウドファンディング第 2 弾_兵庫医科大学ホームページ	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規則	
【資料 5-5-2】	監査計画概要書	
【資料 5-5-3】	監査報告書	
【資料 5-5-4】	学校法人兵庫医科大学監事監査規程	
【資料 5-5-5】	監事監査報告書 (2019~2023 年度)	【資料 F-11②】

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	兵庫医科大学学則	【資料 F-3①】
【資料 6-1-2】	兵庫医科大学内部質保証の方針及び手続	
【資料 6-1-3】	兵庫医科大学内部質保証会議規程	【資料 1-1-20】
【資料 6-1-4】	兵庫医科大学 学部等自己点検・評価に係る内規	【資料 1-1-21】
【資料 6-1-5】	兵庫医科大学内部質保証評価会議に関する内規	
【資料 6-1-6】	内部質保証体制図	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	点検・評価_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 6-2-2】	大学機関別認証評価_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 6-2-3】	大学機関別認証評価 (旧兵庫医療大学)_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 6-2-4】	改善報告書検討結果 (令和 5 年提出_旧兵庫医療大学 (薬学部・看護学部・リハビリテーション学部))	【資料 F-15②】
【資料 6-2-5】	分野別教育評価_医学部 (一般社団法人 日本医学教育評価機構)_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 6-2-6】	分野別教育評価_薬学部 (一般社団法人 薬学教育評価機構)_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 6-2-7】	分野別教育評価_リハビリテーション学部 (一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構)_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 6-2-8】	兵庫医科大学 IR 室規程	【資料 3-3-13】
【資料 6-2-9】	兵庫医科大学 IR 室_兵庫医科大学ホームページ	
【資料 6-2-10】	第 1 回 IR 室会議議事録 (2023.7.13)	
【資料 6-2-11】	第 2 回 IR 室会議議事録 (2023.11.9)	
【資料 6-2-12】	兵庫医科大学アセスメントポリシー	【資料 3-3-1】
【資料 6-2-13】	兵庫医科大学西宮キャンパス教務委員会規程	【資料 2-2-4】
【資料 6-2-14】	兵庫医科大学医学部教育プログラム評価委員会規程	【資料 2-6-1】
【資料 6-2-15】	兵庫医科大学神戸キャンパス教育委員会規程	【資料 2-2-11】
【資料 6-2-16】	第 2 回内部質保証会議 (2023.07.11)	
【資料 6-2-17】	第 6 回内部質保証会議議事録 (2024.1.15)	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	内部質保証会議 議事録 (2023.10.10)	【資料 1-2-15】

兵庫医科大学

【資料 6-3-2】	大学運営会議 議事録 (2023.10.10)	【資料 1-2-16】
【資料 6-3-3】	兵庫医科大学医学部学修成果作成委員会規程	【資料 2-6-2】
【資料 6-3-4】	兵庫医科大学西宮キャンパス教務委員会規程	【資料 2-2-4】
【資料 6-3-5】	兵庫医科大学西宮キャンパス入試検討委員会に関する内規	【資料 2-1-31】
【資料 6-3-6】	医学部学修成果作成委員会報告 (2023.6.14-21)	
【資料 6-3-7】	西宮キャンパス教務委員会議事要旨 (2023.7.13)	
【資料 6-3-8】	西宮キャンパス入試検討委員会議事要旨 (2023.7.5)	【資料 2-1-36】
【資料 6-3-9】	医学部・医学研究科自己点検・評価委員会報告 (2023.9.4)	
【資料 6-3-10】	兵庫医科大学大学院医学研究科運営委員会規程	【資料 2-1-39】
【資料 6-3-11】	大学院医学研究科運営委員会議事録 (2023.6.20)	
【資料 6-3-12】	第 3 回薬学部・薬学研究科自己点検・評価委員会報告 (2023.9.14)	
【資料 6-3-13】	看護学部・看護学研究科 自己点検・評価委員会議事録 (2023.8.3)	
【資料 6-3-14】	第 2 回リハビリテーション学部・研究科自己点検・評価委員会議事録 (2023.6.29)	
【資料 6-3-15】	リハビリテーション学部自己点検・評価委員会報告 (2023.12.25)	
【資料 6-3-16】	兵庫医科大学アドミッションセンター規程	【資料 2-1-10】
【資料 6-3-17】	第 2 回内部質保証会議 (2023.07.11)	【資料 6-2-16】
【資料 6-3-18】	第 6 回内部質保証会議議事録 (2024.1.15)	【資料 6-2-17】
【資料 6-3-19】	第 1 回医学部教育プログラム評価委員会提言書	【資料 3-3-17】
【資料 6-3-20】	兵庫医科大学ロンドン語学研修プログラム	
【資料 6-3-21】	西宮キャンパス入試検討委員会議事要旨 (2023.7.5)	
【資料 6-3-22】	神戸キャンパス入試検討委員会 (2023.9.22)	
【資料 6-3-23】	兵庫医科大学薬学教育センター規程	
【資料 6-3-24】	改善報告書検討結果 (令和 5 年提出) _旧兵庫医療大学 (薬学部・看護学部・リハビリテーション学部)	【資料 F-15②】
【資料 6-3-25】	医学教育分野別評価年次報告書 (2023 年度)	
【資料 6-3-26】	第 5 回内部質保証会議議事録 (2023.11.14)	

基準 A. 現場で活躍できる医療人の育成をめざした新たな教育施策

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 4 学部・大学病院のボーダレスな教育		
【資料 A-1】	学校法人兵庫医科大学 第 4 次中期事業計画 (2023~2027 年度)	【資料 F-6①】
【資料 A-2】	兵庫医科大学臨床教育統括センター運営委員会規程	
【資料 A-3】	第 1 回臨床教育統括センター運営委員会議事要旨 (2023.12.22)	
【資料 A-4】	2022 年度ささやま医療多職種連携実習 (報告)	
【資料 A-5】	2023 年度ささやま医療多職種連携実習パンフレット	
【資料 A-6】	第 4 回多職種連携実習推進会議 議事要旨 (2023.7.26)	
【資料 A-7】	第 5 回多職種連携実習推進会議 議事要旨 (2023.10.23)	
【資料 A-8】	第 136 回キャリアデザイン委員会議事要旨 (2022.7.27)	
【資料 A-9】	20203 年度アドバンスト学修コース学生募集	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。